

**2024(令和 6)年度
自己点検・評価報告書**

**2025年5月
東北福祉大学**

目 次

序 章	1
第 1 章 理念・目的	4
第 2 章 内部質保証	8
第 3 章 教育研究組織	19
第 4 章 教育課程・学習成果	26
第 5 章 学生の受け入れ	48
第 6 章 教員・教員組織	60
第 7 章 学生支援	67
第 8 章 教育研究等環境	81
第 9 章 社会連携・社会貢献	91
第 10 章 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営	95
第 2 節 財務	102
終 章	106

序 章

学校法人梅檀学園「東北福祉大学」は、1875 年に曹洞宗専門学支校として出発した。戦後、1958 年には東北福祉短期大学を設置し、1962 年には東北福祉大学社会福祉学部として設置認可を受け、今日に至る発展の基礎を築いた。現在では、「福祉」「心理」「行政」「マネジメント」「教育」「保健医療」等の分野にわたる 4 学部 9 学科 2 研究科を有する大学となっており、2025 年には学園創設 150 周年を迎える。

当初から、本学は『行学一如』を建学の精神に掲げ、その教育の理念は『自利・利他円満』の哲学を基調とし、人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材育成を目指してきた。すなわち、本学が目指すところは、「人間は凡て生かされつつ、生かしつつ」を信条とし、「それぞれの人間の持てる力を出し合い、互いに支え合いながら生き甲斐を感じられるような社会」を実現することであり、建学以来受け継いできた「学問研究と実践実行は全く一体である」ことを認識し、この両者の両立・調和（『建学の精神』）を図りうる人材の育成にある。

また、近年の少子高齢化、新型コロナウィルス感染拡大による社会の変容や情報技術の進展など時代の変化に対応して、SDGs や地域共生社会の実現に貢献する人材を育成する役割を果たすことができるよう、新たな挑戦を目指すことを示した「TFU Vision 2025」を策定し、変動する社会が求める人材の育成にも努めている。このように、社会の変容や時代の変化に対応した人材の育成のための教育のあり方を含めた大学改革を検討し続けている。

改革を推し進めるためには、大学におけるあらゆる施策の点検・評価の実施とその結果による改善が必要である。本学では質の保証を行うとともに、さらなる改善・向上に取り組むための大学全体の方針として「内部質保証の方針」を定めている。この方針に基づき「東北福祉大学内部質保証規程」を定め、内部質保証の推進に責任を負う組織として内部質保証委員会を設置し、自己点検・評価推進体制を構築している。さらに、教育研究組織および事務組織等のすべては、3 ポリシーや各種方針及び事業計画等に沿って自主的かつ自律的に点検・評価および改善・改革を行い、その活動の活性化・実質化を図っている。

これまで公益財団法人大学基準協会の認証評価を 3 回（2006 年（加盟判定審査）、2009 年度、2016 年度）にわたり受けたが、それらの結果も踏まえつつ、本学の状況、課題改善の方向性について、継続的に自己点検・評価を実施してきた。

そして、2023 年度は 4 回目の受審となる第 3 期大学認証評価（以下、第 3 期認証評価）を受け「適合」であったものの、是正勧告 3 件、改善課題 4 件、長所 3 件の提言が付され

た。その内容は、以下の通りである。

【是正勧告】

- 全研究科（通信制大学院を除く）において研究指導計画として研究指導のスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。
- 全研究科において特定課題の研究の審査基準を公表していないため、是正されたい。
- 「スポーツ実践活動」および「文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動」は、授業内容が部活動やサークル活動への参加となっているが、その活動自体は正課外に位置づけられる部活動等に対して、体系的な事前・事後学習等がなくそのまま単位を認定することは適切ではないため、科目のあり方を見直すよう、是正されたい。

【改善課題】

- 教育課程の編成・実施方針に、学士課程全体及び通信制大学院全体で教育課程の編成、教育学部教育学科、健康科学部保健看護学科及び同医療経営管理学科では教育課程の実施に関する基本的な考え方を具体的に示していないため、改善が求められる。
- 収容定員に対する在籍学生数比率について、総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程（通信制大学院を除く）で 0.30、同福祉心理学専攻修士課程（通信制大学院を除く）で 0.38、教育学研究科教育学専攻修士課程で 0.30 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
- 教育改善に関する固有の FDについて、学士課程では各学科で取り組むこととしているものの、総合福祉学部社会福祉学科、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科、同学部情報福祉マネジメント学科、健康科学部リハビリテーション学科及び同学部医療経営管理学科では実施していない。また、修士課程・博士課程全体又は各研究科では教育改善に関する固有の FDを実施していない。さらに、教育改善以外の研究活動の活性化や社会貢献活動等の推進を図ることを目的とした、教員の資質を向上させる取り組みを実施しているものの、参加率が低いため、改善が求められる。
- 「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が高い水準で推移しており、「要積立額に対する金融資産の充足率」は連年増加しているものの、依然として低い水準にある。今後は、シミュレーションで示した数値目標の達成に向けた具体的な施策を中期財務計画に反映し、財務基盤の確立に向けて取り組むことが求められる。

【長 所】

- 全学的な内部質保証の推進組織である「内部質保証委員会」のもとに、「内部質保証小委員会」を各学部、研究科及び事務部門に設け、各小委員会においては各部局の点検・評価結果の共有のみならず、事例の照会や改善に向けた助言を相互に行うなど、多角的な視点での自己改善に取り組んでいる。そのうえで、「内部質保証委員会」が大学ビジョンや事業計画等を踏まえた全学的な観点からの評価及びマネジメントを行う内部質保証体制を構築している。このように各小委員会において、改善につながる情報を交換・共有する取り組みが部局相互で活発に行われており、これと「内部質保証委員会」の改善指示によって、多くの特色ある教育の創出につながっていることは評

価できる。

- 学校推薦型入学者選抜「リエゾン教育プログラム」において、高等学校の生徒を対象に大学の理念や学科の専門分野に関する講義等を夏季休暇期間中に開講し、当該プログラムを通じて福祉分野への興味・関心を高め、また、プログラム修了者に対して「学校推薦型選抜〔高大連携〕」の出願資格を与えていた。このような特色あるプログラムを通じて志願者が増加しているとともに、福祉分野のみならずそれを応用した産業や保健医療分野を指向する学生の受け入れに繋がっていることは評価できる。
- 大学公認団体として活動する多種多様な学生ボランティア団体に対し、生涯学習ボランティア支援課において適切な情報収集及び情報提供やマッチングを行うのみならず、特に優れた自主的な活動を「地域活性化プロジェクト」として認定し、大学の資源を活用した支援を行うなど、積極的な支援と継続した改善・向上により、実際に多数の学生がボランティアの経験を有していることは、大学の理念である「行学一如（学問研究と実践実行は全く一体である）」を体現する学生支援の取り組みとして評価できる。

これらの指摘事項については、該当部門が策定した改善計画をもとに内部質保証委員会が進捗管理し、改善を図っている。特に「第4章 教育課程・学修成果」がC評価となっていることを真摯に受け止め、第3期認証評価で指摘された事項だけではなく、各々の教育課程・学修成果の在り方について再検討し、改善・向上に努めていく。

第1章 理念・目的

1.1.現状の説明

1.1.1.大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

学校法人梅檀学園は、1875（明治8）年に宮城県曹洞宗専門学支校として創立し、2025年には150周年を迎える。本法人の教育及び人材育成の目的は、「学校法人梅檀学園寄附行為」第3条において、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、かつ仏教の教義及び曹洞宗立宗の精神を基調とし学校教育を行い有為な人材を育成することを目的とする。」と明示している。

現在大学は、総合福祉・総合マネジメント・教育・健康科学の4学部9学科、大学院2研究科4専攻を擁し、通信教育部も含め、充実した教育内容を持つ東北地方屈指の私立大学として発展してきている。

本学は、仏教の思想を基盤として「行学一如」を建学の精神に掲げ、その教育の理念は「自利・利他円満」とし、「それぞれの人間の持てる力を出し合い、互いに支え合いながら生き甲斐を感じられるような社会」の実現を目指し、建学以来受け継いできた「学問研究と実践実行は全く一体である」ことを認識し、この両者の両立・調和（『建学の精神』）を図りうる人材を育成している。この理念は、大学、大学院の教育に共通に貫かれている。

大学及び大学院の目的については、大学学則及び大学院学則の第1条に次のように定めている。

【大学】

東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする。

【大学院】

東北福祉大学大学院は、建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的とする。

また、各学部学科、大学院も本学の理念・目的に沿って「教育研究上の目的」を定めている。理論と実践の調和、対人理解と対人支援の知識、技術、社会的実践力をもつ人材育成を目的としている点などで、大学の理念・目的と適合している。

1.1.2.大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、webサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学・学部・研究科等の理念・目的は、学則・大学院学則・通信教育部学則・通信制大学院学則等に明確に示している。また他にも、『学生便覧』や『大学院便覧』、通信教育部『学習の手引き』、通信制大学院『募集要項』、及び『大学案内』や『入試ガイド』などの印刷物とあわせて大学ホームページ（以下、「大学 HP」という。）へも公表しており、全教職員の他に広くステークホルダーに内容の周知を図っている。

新入生に対しては、入学式やその後のオリエンテーション、特に学部生においては、全学必修の初年次教育である『リエゾンゼミ I』で、理念・目的を含めた本学の教育の特徴についてテキスト冊子を活用しながら講義している。そのほか、全学共通の必修科目である「禅のこころ」なども通して、本学の建学の精神や教育の理念に触れる機会を確保している。また、大学 HP では、『大学広報誌「TFU Newsletter 東北福祉大学通信」』を掲載、在学生の保護者・保証人に対しては、「教育懇談会」や「後援会報」を保護者・保証人向けの学内ポータルサイト「UNIVERSAL PASSPORT」（以下、「UNIPA」という。）において配信し、同窓生に対しては、大学 HP の「同窓会ニュース」を通して周知を図っている。

学部入学を希望する受験生に対しては、大学 HP、大学案内や入試ガイドを媒体として、また、年数回開催されるオープンキャンパス、高校での出張講義等の機会に、本学の建学の精神、教育理念、目的等を説明している。2020 年度からは、本学独自開発の高大連携教育プログラムである「リエゾン教育プログラム」を受講した高校生に対し、各学科の講義だけでなく、本学の建学の精神や、教育理念、学科の 3 ポリシーなどについて、講義担当教員より説明を受ける機会を設けている。

大学院生（通学課程）には、入学式のオリエンテーションなどの機会を通じ、大学院便覧に記載している建学の精神、各種ポリシーを周知している。

通信教育部、通信制大学院の学生に対しては『学習の手引き』、『通信制大学院ハンドブック』の冒頭に記載して周知し、理解を促している。

以上のように、様々な媒体と機会を活用して、教職員、学生はもちろんのこと、保護者や卒業生をはじめ広く社会に対して大学の理念・目的の周知を図っている。

1.1.3.大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

**評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果を踏まえた中・長期の計画等の策定**

本学の理念・目的、学部・研究科における目的等を実現するために、これまで「各種方針（2021年度より大学の方針とし、以下、「大学の方針」という。）」が示されていた。次いで、第2期認証評価結果で努力課題として提言された事項を解決し、「建学の精神」「大学の方針」を具現化するために、2019年度に「第1期中期事業計画（2020-2024）（以下、第1期中期事業計画）」を策定し、構成員である教職員に公表した。各年度の事業計画は、この中期事業計画と前年度の事業報告結果に基づき策定している。

年度毎の事業計画は、円滑な実行を図るために、事前に各学部、学科、研究科、事務部門で検討された素案を中心に、内部質保証委員会や部長学科長会議、学内理事会での審議を経て全学的視点から策定される。

また、2025年に学園創立150周年を迎えるにあたって、2020年度に「TFU Vision 2025」を策定し、新型コロナウイルス感染拡大による社会の変容や情報技術の進展など時代の変化に対応して、SDGsや地域共生社会の実現に貢献する人材を育成する役割を果たすことができるよう、新たな挑戦を目指すことが示され、第1期中期事業計画の修正や「2021年度事業計画」に反映された。更に2021年度は、ガバナンス改革や高等教育推進センター、キャンパス整備構想などに係る「TFU Vision 2025」を一部修正し、「2022年度事業計画」に反映した。「TFU Vision 2025」に関しては、2023年度事業計画－「TFU Vision 2025」の策定と実行－抜粋・公開版として大学HPにより、社会に公表している。さらに、第1期中期事業計画を実行、達成するため、2021年度に中期財務計画を策定した。

そして2024年度は、2025-2029年度を対象とする「第2期中期事業計画」を策定した。まずは第1期中期事業計画の達成度を検証するため、大学を取り巻く外的・内的環境要因から現状の課題を見出せるようSWOT分析を行い、弱点克服・長所伸展の観点から計画策定の基準とする項目を選定した。そして新たなTFU Visionを具現化するための分野別ビジョンを「教育・研究」「社会貢献」「学生支援」「大学運営」ごとに定め、さらに、計画の大項目となる項目立ては大学認証評価基準を基本とし、行動目標レベルに落とし込んだ19の個別中期事業計画を策定した。なお、各検証結果をもとに大学認証評価項目にはない「広報」を本学の独自項目として盛り込んだ。

また、第2期中期事業計画に合わせ、毎年の目標及び検証を明確にするために5か年分の単年度事業計画も作成するなど新たな試みを行った。とはいえ、5か年間の中で各種環境の変化に計画が硬直的にならないよう、毎年修正の期間を設ける等柔軟な対応を行っていく予定である。

今後も各部門が計画を確実に遂行するために、事業計画における各部署の進捗管理については内部質保証委員会が行う予定であり、それによって経営力の強化と教育研究活動の高度化に努めていく。

1.2.長所・特色

本学は「行学一如」を建学の精神に掲げ、その教育の理念は「自利・利他円満」とし、建学以来受け継いできた「学問研究と実践実行は全く一体である」ことを認識し、この両者の両立・調和（「行学一如」の「行」と「学」）を図りうる人材を育成している。

現在4学部9学科2研究科で構成されており、各学部・研究科において、建学の精神、

教育の理念をもとに、教育研究上の目的、教育目標、入学者受入れの方針〔アドミッション・ポリシー〕（以下、「AP」という。）、教育課程編成・実施の方針〔カリキュラム・ポリシー〕（以下、「CP」という。）、卒業認定・学位の授与に関する方針〔ディプロマ・ポリシー〕（以下、「DP」という。）を設定し、運営している。

これらは、学則や各種印刷物に明示するとともに、初年次教育である「リエゾンゼミI」等を通じ、学生に周知する機会を設定している。また、本学HPにおいても、本学の理念・目的のページを設け、入学前から本学に興味・関心をもっている高校生をはじめ、保護者、高校教員などに対しても公開、発信している。2020年に開発した高大連携教育プログラムである「リエゾン教育プログラム」においても、本学の建学の精神、教育理念、3ポリシーを周知するだけでなく、受験生および進路指導教員が、その内容に対し、理解や成果が得られたとアンケートで回答しているように、双方協力し、検証しあいながら取り組んでいる。また保護者に対しては、保護者・保証人向けのUNIPAを活用した資料等の情報発信や、オンデマンド型の教育懇談会を開催するなど本学の理念・目的の浸透に努めている。

また、第2期中期事業計画の策定にあたっては、学内説明会等にて策定方針や今後の流れを説明するなど、教職員への理解促進を積極的に図っている。

1.3.問題点

特になし

1.4.全体のまとめ

本学の建学の精神及び教育目的は適切に設定されており、それをもとに学部・研究科の目的も設定されている。

2025年度以降は「第2期中期事業計画」が開始する。本学に興味・関心を抱いている高校生、保護者等のステークホルダーへ本学の理念や特色を更に周知していくよう毎年度の事業計画をより進捗させていくと同時に学内のインナーブランディングにも力を入れていく。

第2章 内部質保証

2.1.現状の説明

2.1.1.内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

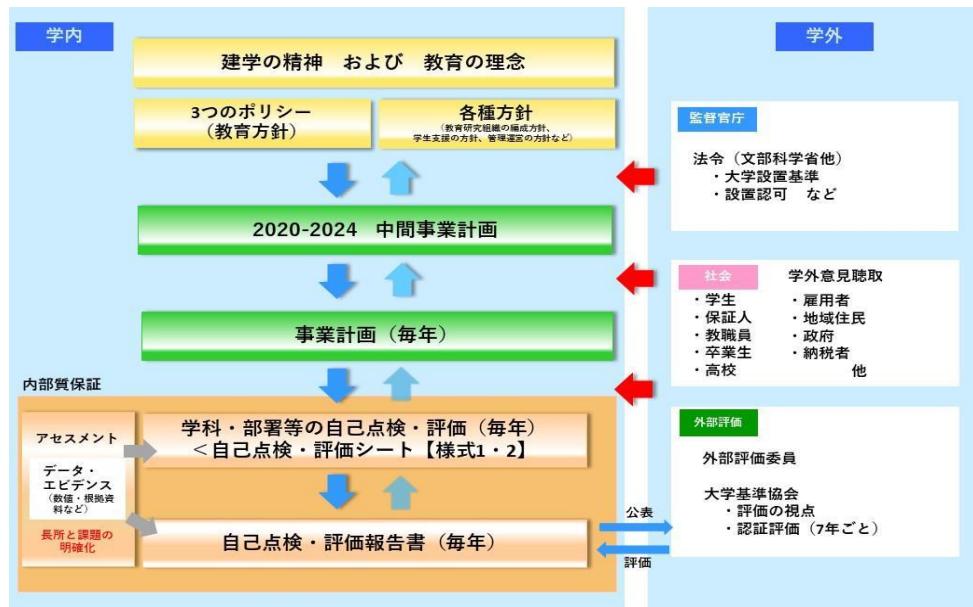
- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証にかかる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

(内部質保証に関する大学の基本的な考え方)

本学では、建学の精神に基づいて理念・目的を実現するため、教育・研究活動や学生の学修成果の水準、大学組織の運営、施設・設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、さらなる改善・向上に取り組むための大学全体の方針として「内部質保証の方針」を定め、大学HPに公表している。具体的には、以下の7つの項目について定めている。

- (1) 内部質保証を掌る組織・責任体制
- (2) データ収集および活用に係る基盤整備
- (3) 点検・評価の活用と改善・改革の実施（PDCAサイクル）
- (4) 点検・評価と事業計画および各種方針等との連関
- (5) 点検・評価における学生並びに学外の意見聴取の活用
- (6) 点検・評価結果の分析およびその活用
- (7) 教育情報等の学内外への情報公開

図2-1 本学の内部質保証 自己点検・評価のあり方

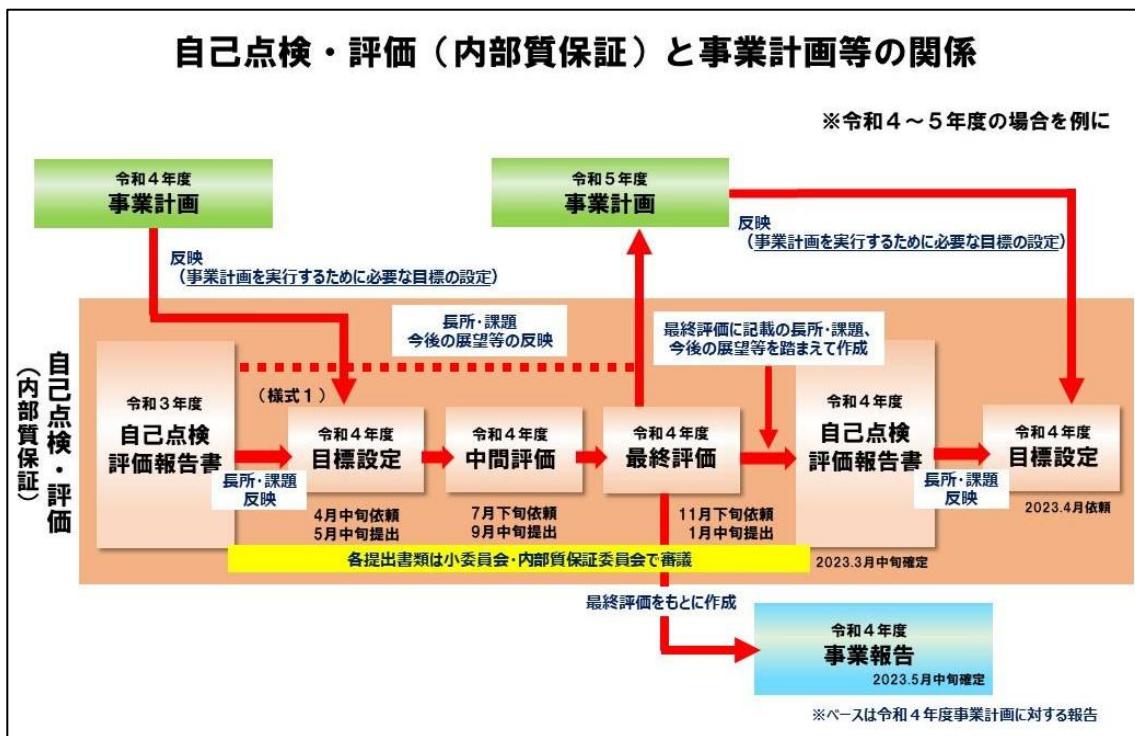


内部質保証の方針に基づき「東北福祉大学内部質保証規程」を定め、大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として内部質保証委員会を設置し、自己点検・評価推進体制（PDCA サイクル）を構築している。教育研究組織（学部学科・研究科・研究所）および事務組織等のすべて（以下、「各部門」という。）は、3 ポリシーや各種方針及び事業計画等に沿って自主的かつ自律的に点検・評価および改善・改革を行い、その活動の活性化・実質化を図っている（図 2-1）。

（内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証にかかる学部・研究科その他の組織との役割分担）

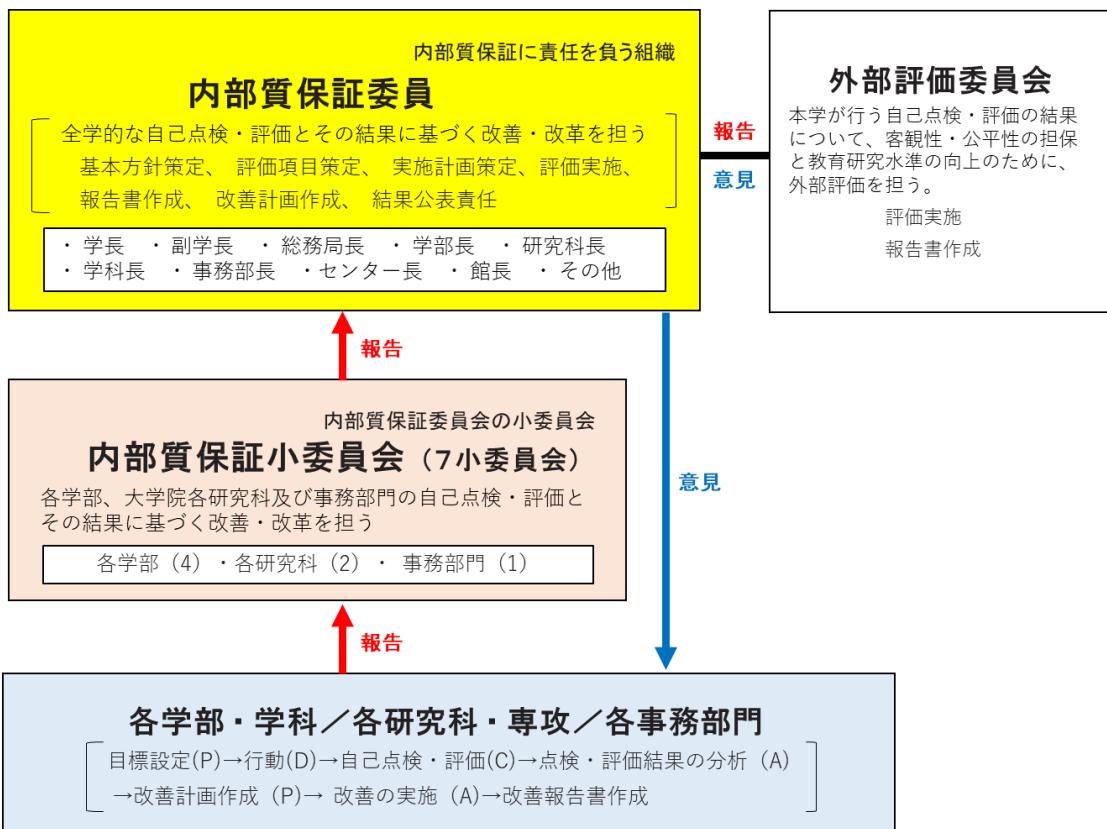
「内部質保証委員会」は、「東北福祉大学内部質保証委員会規程」に則り、自己点検・評価の基本方針および点検・評価項目の策定や、各部門の評価結果における長所や改善点の指摘、外部評価に係る事項など、内部質保証に必要な事項の審議と決定を行っている。また、法人の事業計画の策定やその進捗管理にも関わり、大学における内部質保証の取組が事業計画にも適切に反映されるよう努めるとともに、業務を有機的に連携させて、各部門が二重の負担を被ることのないよう配慮している（図 2-2）。

図 2-2 内部質保証と事業計画等の関係性



内部質保証の統括と推進は、学長のリーダーシップのもと、副学長と総務局長が担っている。内部質保証委員会事務局は、総務部企画課が行い、各部門が行う自己点検・評価のとりまとめをはじめとして、内部質保証全般にかかる事務を行っている。なお、内部質保証委員会の活動をより実質的に進めるため、各学部、各研究科及び事務部門のメンバーで構成される 7 つの内部質保証小委員会を設置している（図 2-3）。

図 2-3 本学の内部質保証システム（組織体制図）



(教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証に関する取り組みの指針は、「内部質保証の方針」および「東北福祉大学内部質保証規程」に定めており、運用の実務は、「内部質保証システム 実施マニュアル」に基づいて行なっている。

各部門は、本学独自の様式である「内部質保証 自己点検・評価シート【様式 1】（以下、【様式 1】という。）」において、毎年、①年度当初における現状と課題に照らした当該年度の目標立案、②進捗状況確認のための中間評価（現状報告）、③年度末の最終評価を行う。最終評価では、自己評価に加え、効果を上げた事項とそれに対する発展方策や課題事項とその改善策について、根拠を示した上での評価を求めている。特に学科・研究科においては、学生アンケートや学外意見聴取などの客観的データに基づく検証結果を記載することを必須としている。

年度当初の目標設定時には、前年度の「自己点検・評価報告書」に記載の課題や各部門から提出された最終評価【様式 1】をもとにした内部質保証委員会からの助言「評価結果報告書（内部質保証委員会からの助言）【様式 2】」（以下、【様式 2】という。）を配付している。これらの課題や指摘事項を次年度の目標設定に連動させるとともに、法人の事業計画の策定にも反映させることで、PDCA サイクルの実質化に努めている。

各部門の自己点検・評価結果は、各学部（4 小委員会）、各研究科（2 小委員会）、事務部署（全部署合同で 1 小委員会）毎に設置された 7 つの「内部質保証小委員会」で確認・審議の後、内部質保証委員会に諮られる。内部質保証委員会では、各部門より提出のあつ

た様式 1 をもとに長所や改善点の指摘を行い、各部門は、その内容を年度後半での取り組みおよび次年度の事業計画や目標に設定し、実行する。この一連のプロセスを、PDCA サイクルの 1 クールとしている（図 2-1）。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証規程第 2 条に、全学的な自己点検・評価とその結果に基づく改善・改革の統括と責任は内部質保証委員会が担うものと明記している。また、内部質保証小委員会の活動の推進は、学長の統括のもと、副学長と総務局長が担う。

本学の内部質保証に係る体制は、大学設置基準が改正された 1991 年の自己評価委員会の立ち上げを始まりとし、その後 2000 年の大学院自己点検評価委員会及び教育業績評価委員会、2001 年の FD 委員会設置により、システムとして確立した。当初は、学部長や学科長で構成された部長学科長会議において自己点検・評価を行ってきたが、PDCA サイクルを計画的・体系的に機能させるため、2015 年の全学内部質保証推進組織である内部質保証委員会の設置に伴って、内部質保証の方針、内部質保証規程、内部質保証システム実施マニュアル等を整備し、現在の内部質保証体制が構築・整備された。

内部質保証委員会の構成は、内部質保証委員会規程第 2 条で、学長、副学長、総務局長、学部長、研究科長、学科長、事務部長・センター長・館長、及び委員長が必要と認める者と定めている。内部質保証小委員会の構成メンバーは、内部質保証委員会規程第 9 条によって、各学部の小委員会は学部長、学科長、および内部質保証担当者、大学院各研究科における小委員会は、研究科長、専攻主任、および内部質保証担当者、事務部門における小委員会は、各部局の事務部長、次長、課長、室長、および内部質保証担当者とそれぞれ定めている。

「内部質保証担当者」とは、本学の将来を担う候補者として各部門の長が推薦した 1 名又は複数名の教職員で、各部門での改革の一端を担うよう自己点検・評価に取り組む。これまで各部門長が行ってきた各種様式（事業計画、事業報告書など）の作成等を内部質保証担当者と合同で行うことにより、部門長の負担軽減だけではなく、より広い視野からの目標設定や精度の高い評価が可能になった。

また、毎年の自己点検・評価活動のまとめとして公開している「自己点検・評価報告書」は、委員会事務局である企画課を中心に作成している。今後は第 4 期認証評価が開始される 2025 年度を目指し、2022 年度に発足した内部質保証ワーキング・グループ（以下、「WG」という。）のように、内部質保証担当者や教職協働による WG 体制を取り、幅広いメンバーで取り組むこと等を検討している。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

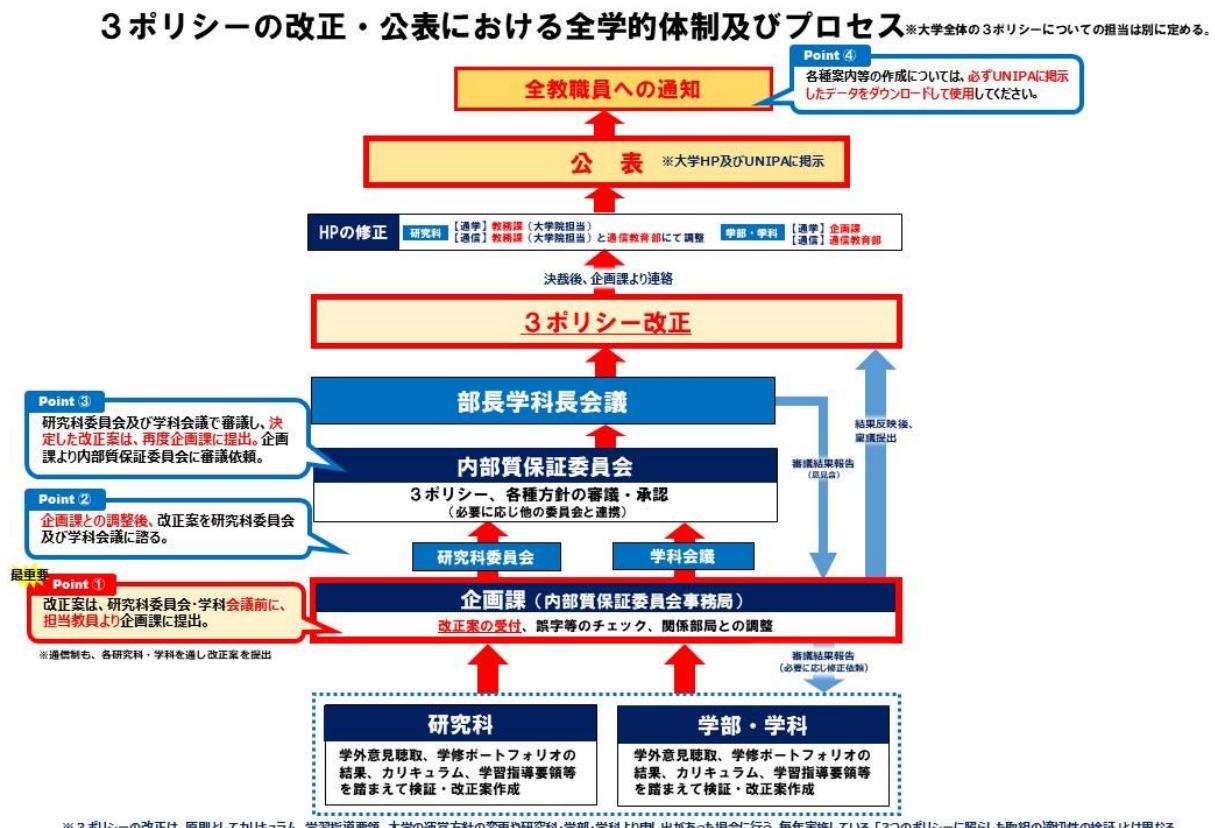
評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

- 評価の視点 2 : 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施**
- 評価の視点 3 : 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み**
- 評価の視点 4 : 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施**
- 評価の視点 5 : 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施**
- 評価の視点 6 : 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応**
- 評価の視点 7 : 点検・評価における客観性、妥当性の確保**

(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定)

本学の 3 ポリシーは、学則第 1 条に掲げる本学の使命、具体的には、「学びと実践」の積み重ねにより『福祉のこころ』を持った対人支援職として将来活躍できる人材の養成という、本学の教育研究上の目的に沿って策定している。これは、日本における福祉系の総合大学として広く人類の幸福に貢献するという、学部、大学院研究科、通信教育部に共通する理念に基づくものである。

図 2-4 本学の 3 ポリシーの改正における全学的体制図



また、3 ポリシーは、カリキュラム改正などの必要に応じて見直しを行っている。今年度は、大学 HP に公開している学部・学科の 3 ポリシーを高校生や保護者等によりわかりやすい表現・内容にするため、様式の統一と分量の簡素化を行った。これらは、2023 年

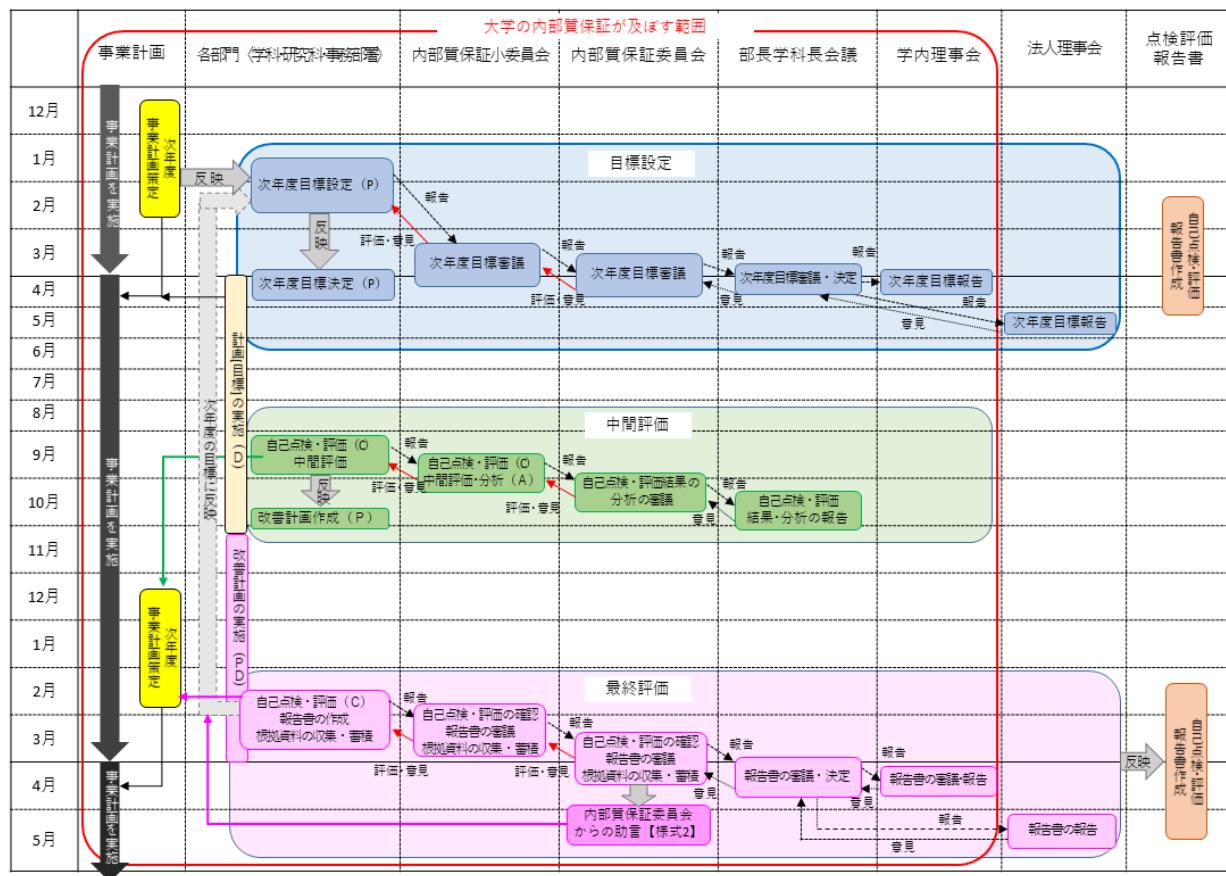
度に DP や学修成果に関する記述を改善した大学院の 3 ポリシーとともに公開した。

学外有識者による『3 ポリシー（AP、CP、DP）に照らした取組に関する意見聴取』の結果による見直しも、毎年実施している。いずれも見直しの開始にあたっては、「3 ポリシーの改正における全学的な体制」に則り、内部質保証委員会での審議、部長学科長会議での合意のもと、各学科・研究科主体で改正案を作成し、全学調整後、内部質保証委員会、部長学科長会議で承認を行っている。

(方針及び手続に従った内部質保証活動の実施)

本学の内部質保証システムは、前述のとおり「内部質保証の方針」「内部質保証規程」「内部質保証委員会規程」に基づいて機能しており、PDCA サイクルの運用に関するプロセスの実務は、「内部質保証システム実施マニュアル」に基づき 1 年周期で行っている。このサイクルによる点検・評価の結果を 4 年ごとに取りまとめ、大学より委嘱された外部評価委員による評価を実施し、改善のための取り組みを行っている（図 2-1）。

図 2-5 PDCA サイクルスケジュール



(全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み)

内部質保証委員会は、各部門の自己点検・評価は【様式 1】において目標設定をし、課題を改善していくサイクルを統括する。

具体的には、各部門から提出された【様式 1】を内部質保証小委員会で審議した後、内

部質保証委員会が確認し、長所や改善点を記載した【様式 2】として各部門にフィードバックする。その指摘事項を各部門が次年度の目標や事業計画へ反映させることで PDCA サイクルが機能している。

(学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施)

前述の通り、各部門は、毎年①当該年度の目標の立案、②進捗状況確認のための中間評価、③年度末の最終評価、を行う。これらの結果は、その都度、内部質保証小委員会、内部質保証委員会で確認・審議・相互指摘を行い、点検・評価結果およびコメントに基づいて各部門が改善・向上を進めていく。(以下参照)

【内部質保証システム】

- ① 各部門は、毎年度末、前年度の実施結果、当該年度の業務を想定し、本学の事業計画、各種方針及び 3 ポリシーに沿った目標を設定する。(P)
 - ② 目標達成に向け実行する。(D)
 - ③ 中間時点での自己点検・評価をし、目標進捗の確認をする。(中間評価)。(C)
 - ④ 中間評価結果を分析し、目標達成に向け実行する。(A)
 - ⑤ 年度末、1 年を通じた自己点検・評価(最終評価)を行う。(C)
 - ⑥ 内部質保証委員会より⑤の結果に対するフィードバックを受け、改善策を考え実行する。(PD)
- ①～⑥を 1 クール(1 年)として、質保証・質向上に向け恒常に PDCA サイクルを実施する。

自己点検・評価は、毎年全学的に実施している学生アンケートや学外からの意見聴取の結果(数値などを含む根拠資料)を踏まえて行うように促している。「目標による管理」(点検・評価)のプロセスや結果は、学科・部署内で共有し、組織として取り組んでいる。特に学科・研究科では、各種アンケートや学外意見聴取の結果を自己点検・評価に活用することを必須としている。内部質保証委員会は、学科・研究科及び小委員会による評価結果とそれに基づく次のアクションプランを全学的視点から検討し、取り組みの方向性や重要度の順位付けに関するコメントを付することで課題解決の支援を行っている。

また、原則として 4 年毎にテーマ別の外部評価を受けている。さらに、7 年毎に機関別認証評価を受審し、それらすべての結果は、本学の質保証・質向上のために活用している。

(学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施)

各部門は、【様式 1】を作成するにあたり、前年度の自己点検・評価結果や内部質保証委員会からの指摘事項(助言)を踏まえて目標を設定することで、課題改善・長所伸長を計画的に実施してきた。2020 年度からは、さらに課題改善の過程が明確となるよう、

【様式 1】の書式を変更し、前年度の点検・評価結果や内部質保証委員会からの指摘事項(助言)に対してどのように取り組んできたのかを記載する欄を設けた。これによって指摘事項を次期の目標に反映しない場合でも、取り組みの進捗が確認できるようになった。また、目標設定の根拠として、「事業計画」、「各種方針」、「教育研究上の目的および 3 ポリシー」の具体的な項目を明示することで、その『目標』がどの『計画』または『方針』

を達成するためのものかを明確化させ、進捗管理がしやすいように工夫した。

さらに 2022 年度には『方針』に基づく目標設定以外にも各部門独自の目標設定の記入欄を設け、幅広く教育の質の向上及び業務改善に向けた自己点検・評価が行えるよう様式の改善を行った。

現状では、各部門だけでは解決できない課題は、部長学科長会議での提案、内部質保証自己点検・評価報告書の提出などにより対応している。

(行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応)

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査、認証評価における指摘事項等）等に対しては、内部質保証委員会が中心となり、課題の改善に向けて指摘された各部門と情報共有するとともに、指摘を受けた各部門が【様式 1】において課題の解決を目指した目標を設定し、改善を進めるよう促している。また、2020 年度からは、中期事業計画及び年度事業計画へも指摘事項を記載して業務の一環と位置づけ、意識的な改善を促進している。

2016 年認証評価において指摘を受けた課題事項については、2020 年度に改善報告書を大学基準協会に提出しており、2020 年度末に『今後の改善計画について再度報告を求める事項なし』とする「改善報告書検討結果」を受けた。2023 年度には第 3 期認証評価を受け、是正勧告 3 つ、改善課題 4 つ、長所 3 つの提言が付された。指摘を受けた課題事項については、2024 年度の目標設定に必ず反映させるよう【様式 2】をもとに各部門に通達している。内部質保証委員会ではその進捗や改善状況を確認し、未改善のものについては次年度の目標設定に再度反映するとともに、その全学的な対応についても審議しながら改善・向上に取り組んでいく。

(点検・評価における客観性、妥当性の確保)

本学では、自己点検・評価の結果について、認証評価機関による評価に加え、客観性および公平性を担保するため定期的に外部評価を行い、改善すべき事項を明確にし、その実施を部局や委員会組織に求め、必要な施策を検討している。

外部評価に関しては、内部質保証システム実施マニュアルに基づき 2015 年度、2016 年度、2019 年度に実施し、その結果を大学 HP で公表している。2024 年度は 2023 年度の大学認証評価結果をふまえ、東北福祉大学が力を入れている取組の一つである「高大連携入試プログラム」に焦点を当て、「リエゾン教育プログラム～入学前教育～リエゾンゼミ I ～入学前から入学後までのシームレスな教育プログラムの取り組みについて～」をテーマに第 4 回目の外部評価を実施した。

また、学外からの意見聴取においては、3 ポリシーに関連する内容だけでなく本学の卒業生の活躍等についても聴取する観点から、2019 年以降は地元産業界の方による全学を対象とした意見聴取を実施している。2024 年度は、3 名の有識者による全学科の 3 ポリシーに照らした取組に関する意見聴取、並びに包括連携協定を締結している自治体による教育課程の編成に関する意見聴取を行った。

内部質保証に関する外部評価の結果および自己点検・評価結果については、毎年、監

事による監査や理事会へも報告して意見聴取を行い、多様な視点からのコメントを得て改善を進めている。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では、2015年度以降、毎年「自己点検・評価報告書」を作成しており、大学HPに公表している。また、これまでの認証評価の結果や外部評価委員会が実施した「外部評価報告書」も大学HPに公表し、社会への説明責任を果たしている。学校教育法施行規則172条の2に基づく情報公開、教職課程における情報の公表もHP上で適切に行っている。

以上のように、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況などの情報公開については、「情報公開規程」、「情報公開規程施行細則」、「情報公開委員会規程」に沿って適切に行われており、所管部署において毎年内容を確認し、公開情報（大学HP）を更新している。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的なP D C Aサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

(全学的なP D C Aサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価)

内部質保証システムそのものの適切性、有効性も、内部質保証小委員会・内部質保証委員会により、自己点検・評価している。

その活動は、部長学科長会議、経営戦略会議などで点検・評価され、さらに、自己点検・評価報告書を通して監事の監査を受け、理事会からの意見聴取を行う。自己点検・評価報告書は、大学HPにて公表するため、ステークホルダーからの定期的な評価を受けることになり、前述の外部評価等の結果に反映される。

しかし、その具体的な方法及び手続については、大学として策定には至っていない。この点は第3期認証評価でも指摘されている。現在、具体的な点検・評価の方法として外部評価の併用を検討しており、規程として明文化する方向であるため、今後の改善を図っていきたい。

(点検・評価結果に基づく改善・向上)

内部質保証のあり方は、毎年点検され、改善・向上を実施している。

2019年度には、「大学の方針」や「事業計画」と各部門の目標との関連を明示し、中期事業計画や年度毎事業計画の達成と自己点検・評価結果に基づく課題改善が適切に連関するように工夫した。

2020年度には、内部質保証のあり方やシステムについて、内部質保証委員会事務局が各部門と意見交換を行い、前年度の課題であった「部門間における自己点検・評価のバラつき」「内部質保証への共通理解が不十分であること」を解消した。その際の具体的な取組は以下のとおりである。

- (1) 内部質保証業務の見える化：「自己点検・評価報告書」を大学HPに掲載した際には、学内ポータルサイトにて学内全員に周知を行った。その際、内部質保証や自己点検・評価報告書についての解説、内部質保証の年間スケジュールを作成し、1年通しての流れが見えるようにした。
- (2) 内部質保証業務の簡素化：各部門にヒアリングを実施し、現状の内部質保証システムに対する改善・要望点を集約した。その結果をもとに、内部質保証委員会にて審議の上、【様式1】の変更等を行い、各部門の作業負担を軽減した。
- (3) 前年度の「自己点検・評価報告書」記載の課題は、内部質保証委員会からの指摘事項（助言）として新たに【様式2】を設けて明確化した。更に、今後の課題は、【様式1】にある内部質保証委員会からの指摘事項に対する取り組み欄に予め事務局で転記した上で各部門へ目標設定の依頼をしている。
- (4) データ・エビデンスに基づいた自己点検・評価の推進

これらの取組の趣旨が明確になるように、「内部質保証実施マニュアル」は毎年のように改訂されてきている。改訂により、本来課題とすべきものを取り上げ、改善に前向きに取り組める内部質保証システムとなることを目指している。2021年度からは、このことにより学科・部署全体での自己点検・評価を促すとともに、内部質保証に関するFD・SD研修の充実や新規コンテンツ作成、各種データの収集など内部質保証委員会や事務局と各部門との間で説明や対話の機会が増した。

人事異動等により各部門の長や内部質担当者の交代に対応し、目標設定及び最終評価の依頼にあたっては、各部門長をはじめ内部質担当者全員を対象とした実務的な説明会を開催している。このことにより「事業計画」や「大学の方針」「3ポリシー」と内部質保証の関連性への理解を深め、各部門でのPDCAと全学的なPDCAサイクルが有効的に行えるよう努めている。

2021年度からは職員向けSD研修会において、2022年度以降は教員向けSD研修会においてもオンデマンドでの「本学における内部質保証システム」を内部質保証委員会事務局である企画課がコンテンツ作成を担当し配信している。しかしながら、当該研修における受講率が低いことから、SD研修の実施方法等も含め改善を図っていく。

(点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用)

適切な根拠の使用による点検・評価については、改善途中である。2021年度からは、事業報告書や自己点検・評価報告書の作成に必要な各部門が持つ情報・データが持つ意味

と必要性の理解を説明した上で、対面での情報収集作業を積極的に行った（例：学部の入学者の倍率・定員確保、就職率、各種国家資格などの合格者数や合格率など）。また、大学の将来構想案を検討するための各種データも、過去年度分も含めて前述の方法で実施し、関係各部門からスピーディーに収集できた。

今後は、高等教育推進センターや本学の広報・情報部門である PR 課と連携し、①必要な情報を必要な時に活用することができるよう適切な情報基盤システムを整備すること、②教育研究活動やキャリア支援の方向性やコンセプトを明確にし、良好な結果を生む要因などを適切な根拠をもとに解明することなどを計画している。

2.2.長所・特色

全学的な内部質保証の推進組織である「内部質保証委員会」のもとに、「内部質保証小委員会」を各学部、研究科及び事務部門に設け、各小委員会においては各部局の点検・評価結果の共有のみならず、事例の照会や改善に向けた助言を相互に行うなど、多角的な視点での自己改善に取り組んでいる。そのうえで、「内部質保証委員会」が大学ビジョンや事業計画等を踏まえた全学的な観点からの評価及びマネジメントを行う内部質保証体制を構築している。このように各小委員会において、改善につながる情報を交換・共有する取り組みが部局相互で活発に行われており、これと「内部質保証委員会」の改善指示によって、多くの特色ある教育の創出につながっている。

2.3.問題点

内部質保証への理解・参画の促進が進む一方で、学内の連携、適切な根拠・指標に基づく点検・評価の実施、それに必要な情報基盤の整備が急務である。これまで本学の経営及び教育の情報等の調査及び分析とそれに基づく改善の提言などを担ってきた IR センター機能が、2022 年度より新設の高等教育推進センターに移管した。このことによってデータ・エビデンスに基づく内部質保証の円滑化と情報基盤等の整備と活用が期待される。

また、内部質保証システムに関する SD 研修の受講率向上、内部質保証の適切性に関する点検・評価の具体的な方法及び手続の策定等、第 3 期認証評価で指摘を受けた事項についても改善が望まれる。

2.4.全体のまとめ

本学では、建学の精神、教育の理念、各学部・研究科で定めている教育上の目的、教育目標、3 つのポリシー、各種方針の実現に向け、内部質保証のポリシーを定め、PDCA サイクルによる自己点検・評価を行い、その結果を活かしながら、改善・改革を継続的に可能にする自律的なシステム（内部質保証システム）を整備・実施している。

2025 年度からは第 4 期認証評価期間に入ると共に、本学も第 2 期中期事業計画が開始する。今後も、現在の内部質保証システムについて改善・向上を図り、大学全体での内部質保証、自己点検・評価をより実質的に進め、学長のリーダーシップのもと長所を伸ばし課題を改善していく大学づくりを目指していく。

第3章 教育研究組織

3.1.現状説明

3.1.1.大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教職課程を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

（大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性）

本学は、「行学一如」という建学の精神と「自利・利他円満」という教育の理念に基づき、学則第1条に目的と使命として「東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする」と掲げ、また、大学院学則第1条では「建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的」としている。

この理念・目的のもと、1962（昭和37年）年の「社会福祉学部社会福祉学科」の設置認可を皮切りに、理論と実践との融合を図り社会へ貢献しうる人材養成と教育・研究のため、学部・研究科組織を構築してきた。以降、現在に至るまでの変遷の概要は、下表のとおりである（図3-1）。

図3-1 大学のあゆみ

1962（昭和37年）	東北福祉短期大学を廃止、東北福祉大学を開学し、社会福祉学部社会福祉学科設置
1965（昭和40年）	社会福祉学部産業福祉学科設置
1971（昭和46年）	社会福祉学部社会教育学科設置
1974（昭和49年）	社会福祉学部福祉心理学科設置
1976（昭和51年）	東北福祉大学大学院を開設し、社会福祉学研究科に社会福祉学専攻修士課程設置
2000（平成12年）	社会福祉学部を総合福祉学部へ改称 総合福祉学部情報福祉学科設置
2002（平成14年）	大学院社会福祉学研究科を総合福祉学研究科へ名称変更し、社会福祉学専攻博士課程、福祉心理学専攻修士課程を設置 通信制大学院を開設し、総合福祉学研究科に社会福祉学専攻修士課程、福祉心理学専攻修士課程設置 総合福祉学部通信教育部を設置し、社会福祉学科設置、社会教育学科設置、福祉心理学科設置

2006（平成18年）	子ども科学部子ども教育学科設置 健康科学部保健看護学科設置
2008（平成20年）	総合マネジメント学部を開設し、産業福祉マネジメント学科、情報福祉マネジメント学科設置 (産業福祉学科、情報福祉学科募集停止) 健康科学部にリハビリテーション学科、医療経営管理学科設置
2015（平成27年）	総合福祉学部に福祉行政学科設置 総合福祉学部社会教育学科と子ども科学部子ども教育学科を再編し、教育学部教育学科設置 大学院教育学研究科設置
2025（令和7年）	共生まちづくり学部共生まちづくり学科設置 (総合マネジメント学部 産業福祉マネジメント学科、情報福祉マネジメント学科募集停止)

2024年度は、近年の地球規模の環境変動や Society5.0 の到来、わが国においては急激な人口減少を伴った社会の超高齢化に起因する社会構造・産業構造の変化に柔軟に対応し、Well-being の実現に貢献できる人材をこれからも引き続き育成していくため「教育研究組織の編成方針」に基づいて学部・研究科組織の再編における届出申請をし、受理された。再編の概要は以下の通りである。

(1) 共生まちづくり学部共生まちづくり学科の設置等

福祉の総合大学における経済志向の学部という「総合マネジメント学部」の特色に加え、社会学・福祉工学・文化人類学・情報・芸術文化・観光など社会科学の総合化を図ることにより、地域が直面している課題を解決できるよう、複合領域の教育研究を通じて Well-being の実現、すなわち共生社会を実現できる人材を育成するために、総合マネジメント学部及び産業福祉マネジメント学科を廃止し、新たに「共生まちづくり学部・共生まちづくり学科」を設置することとした。

(2) 情報福祉マネジメント学科の廃止（学生募集の停止）

今後は専門分野に応じた、より高度な情報リテラシー教育を学生に提供し、情報通信技術を活用して地域課題を解決することができる人材を育成する必要がある。このため、情報福祉マネジメント学科を廃止し、情報教育を専門とする教員は、すべての学科の希望に応じて必要な情報教育ができる体制を構築する。

(3) 応用福祉学連係教育課程の設置

国の「学部等連係課程制度」の活用により、社会福祉学科を中心として隣接領域を担う複数の学科（共生まちづくり学科及び医療経営管理学科）からなる「応用福祉学連係教育課程」を設置する。この連係教育課程では、福祉、健康、医療を一体としてとらえ、人間中心の Well-being な社会を実現するため、これらの領域を見渡すことができ、ビジョンを共有する仲間とともに、AI 等の先進技術を活用して、地域課題に挑戦していく開拓者を育成することを目指す。なお、連係教育課程は入学選抜を行わないこととし、連係教育課程に協力する 3 学科（社会福祉学科、共生まちづくり学科、医療経営管理学科）が、学科単位で従来通り募集・合格決定を行う。

(4) 学科の収容定員の変更

- ①保健看護学科の定員増(学生定員 80 名から 120 名に増員する。)
- ②福祉心理学科の定員増(学生定員 120 名から 150 名に増員する。)
- ③共生まちづくり学科の定員増(学生定員 100 名から 120 名に増員する。)

④医療経営管理学科の定員増（学生定員 70 名から 80 名に増員する。）

⑤教育学科初等教育専攻と中等教育専攻の定員の見直し

上記の再編により、2025 年度からは 4 学部 8 学科体制、大学院 2 研究科となり、基本的教育研究組織は、学部・学科制（教育研究一体型）を採用している。

（大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性）

学部・学科等の教育組織とは別に、芹沢銈介美術工芸館、せんだんホスピタル、感性福祉研究所、仏教文化研究所、音楽堂「けやきホール」などを設置している。

芹沢銈介美術工芸館は、重要無形文化財保持者（人間国宝）であった芹沢銈介自身の作品と収集品を展示しており、テーマを定期的に変更しながら学内外に開放している。学生や教職員は自由に観覧でき、優れた美術作品に身近に触れることで育つ豊かな感性が、やがて社会のさまざまな分野で役立つと期待される。

せんだんホスピタルは、地域の医療機関（精神科・内科）としての理念・目的の実現とともに、学生の臨床実習および教員等の臨床研究に資するために置かれている。2020 年以降は、COVID-19 に対するワクチン接種の拠点として、地域における感染症拡大防止に向けた取り組みを行っている。

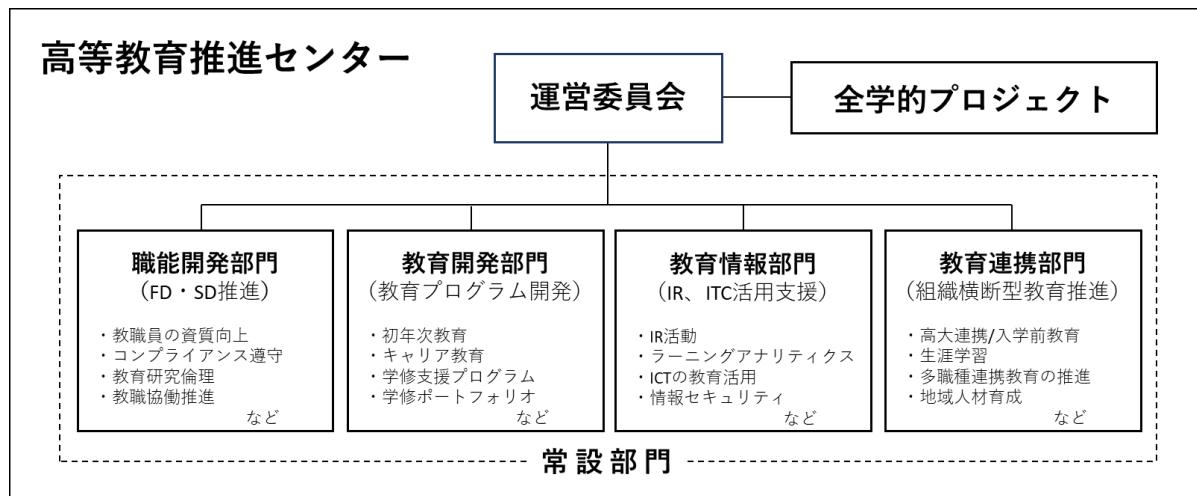
感性福祉研究所は、「Well-being」の視点に立ち、知性と感性の調和がとれた豊かな福祉社会を築くことを目的として、研究を行っている。

仏教文化研究所は、仏教文化、仏教福祉及びこれに関連する事象を総合的に研究し、国内及び諸外国と交流し、社会福祉の進歩発展に寄与することを目的としている。

2021 年度末には、「TFU Vision 2025」に掲げられた戦略的教育改革を実現するため、大学を取り巻く外部環境や時代の変化による教育の質保証・教育課題への対応などに対し、組織体制や各業務の改善を全学的に行うために高等教育推進センターを立ち上げた。

組織の概要を図 3-2 に示した。センター長・副センター長をそれぞれ学長・副学長が務め、上述の学部・研究科組織の再編検討部会（図の中では、「全学的プロジェクト」に位置付けられる）の母体となるなど、大学トップのリーダーシップに基づく教学マネジメント体制が整いつつある。

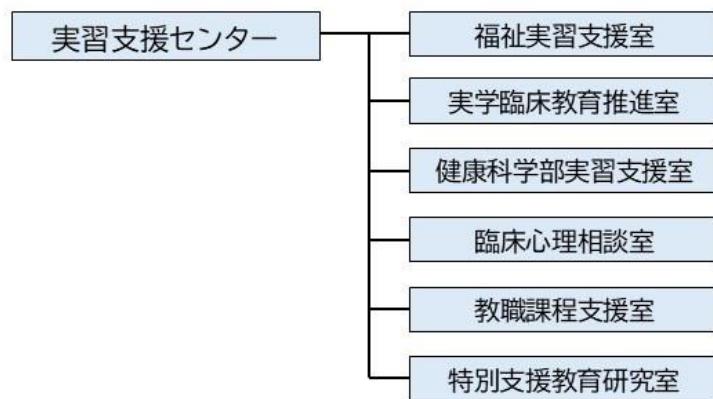
図 3-2 高等教育推進センター体制図



(教職課程を置く場合における全学的な実施組織の適切性)

本学の教職課程は、建学の精神に基づき、多様化する現代社会にあって様々な保育・教育的課題に適応できる確実な知識・技能を持ち、保育・教育への強い使命感と愛情豊かな人間性を兼ね備えた保育者・教員等の養成を目標としている。

これまで教職課程における取り組みは「教育・教職センター 教職課程支援室」にて担っていたが、様々な分野での多職種連携教育の取組を通じて、本学学生が地域共生社会やSDGs の実現に貢献できる地域人材となること、及び本学卒業生や関係団体・施設の職員が、医療、看護、福祉、教育等の分野において専門職としての生涯キャリア形成を構築することを支援することを目的に、2024 年度より「実習支援センター」を設置し、教職課程支援室も統合されることとなった。



ただし、組織改編後も支援内容が変わることではなく、教員を目指す学生に対し、教育実習実施に伴う手続き全般、教育職員免許状申請手続き、教員採用に関わる情報収集及び提供、履修相談、進路相談、等のさまざまな支援を行っている。卒業者の教員免許状の取得状況、ならびに教員への就職状況は、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき大学 HP 上で公表している。

なお、現在、教職課程を置く学部・学科および免許状の種類は、下表のとおりである。

学部・研究科	学 科	専 攻	免許状の種類				
総合福祉学部	社会福祉学科		高一種 (福祉)				
	福祉心理学科		養護教諭一種				
教育学部	教育学科	初等教育専攻	幼稚園一種	小一種	特別支援一種 (聴・知・肢・病)		
		中等教育専攻	中一種 (社会)	高一種 (地理歴史)	高一種 (公民)	中・高一種 (英語)	特別支援一種 (聴・知・肢・病)
教育学研究科	教育学専攻		小専修	中専修 (社会)	高専修 (地理歴史)	高専修 (公民)	特別支援専修 (知・肢・病)

業務の定期点検の結果と課題に対する改善策等は、内容に応じて全学レベルの会議等にて議論され、対応してきた。加えて 2022 年度には、全国私立大学教職課程協会の編纂に

よる「『教職課程自己点検評価報告書』作成の手引き」に基づく報告書を作成し、大学HP上で公表した。

(教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮)

学問の動向や社会の変化を踏まえ、地域共生社会の構築とSDGsを本学の教育・研究・社会貢献の柱の一つとして中期事業計画に組み入れ、これを実現できる人材の育成を目指して様々な取り組みを進めている。

社会福祉学科では、資格取得要件の変更に併せて、これからの中間年を担うソーシャルワーカー養成に向けてカリキュラム改革に取り組み、初年次から福祉施設等の現場で学ぶ「実学臨床教育」への受け入れを拡大した。2021年度からは、情報福祉マネジメント学科および関連法人である社会福祉法人東北福祉会との協働により、福祉先端機器、AI、介護ロボット等の活用に関するリビングラボの開設に参画した。

さらに2025年3月13日開催の第4回東北Kaigo-Tech実践研究会においては本学教授が話人として参加し、昨年度の課題事項を踏まえて、今年度の東北Kaigo-Tech実践研究会について、社会福祉学科の全学年の学生に情報発信を行い、リビングラボ等の社会の取り組みについて広く学ぶ機会を提供した。

保健看護学科・リハビリテーション学科・福祉心理学科では、2020年度より多職種連携教育を行っている。これは、各学科学生が合同で行うグループワーク中心の授業で、看護師・理学療法士・臨床心理士等が共通して担当するような患者を想定し、議論を通してそれぞれの職種における考え方や視点について相互に理解を深めることを目的としている。

情報福祉マネジメント学科では、近年のAI技術の進展やビッグデータ活用などの社会動向を踏まえた授業科目として「AIの基礎」を全学に向けて開講しており、毎年200名以上の受講実績がある。2023年5月には「AIの基礎」「情報の科学」「統計情報を見る目」を文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」に申請し、認定を受けた。

地域の課題解決へは、産業福祉マネジメント学科の貢献も大きい。プロジェクト実践活動を中心として、PBL学習とまちづくり貢献を行った。具体的には、白石市、小原地区、白川地区などの中づくり協議会との協働が挙げられる。2025年度からは学科再編により産業福祉マネジメント学科及び情報福祉マネジメント学科の両学科が共生まちづくり学科となるが、双方の強みをいかしながら社会的要請に応えられるような教育を更に推進していく。

大学院、総合福祉学研究科社会福祉学専攻においては、大学の理念を踏まえつつ「社会福祉系大学院におけるカリキュラムと教育システムのガイドライン～福祉人材の生涯にわたるキャリア形成拠点としての役割の変化～」(日本社会福祉教育学校連盟：現・ソーシャルワーク教育学校連盟、2017年刊行)を参考にしながら、時代の変化を見据えた人類の福祉に寄与しうる人材の養成を目指している。

具体的には、家族や社会の多様化に伴って複雑化している支援ニーズに向き合える対人援助の専門職を育成するため、社会福祉学専攻では「認定社会福祉士」資格取得のためのカリキュラム変更(2021年度入学者から)を、福祉心理学専攻では「公認心理師国家

試験受験資格」への対応（2018年度入学者から）を行った。

このように、本学は、時代の推移を注視しつつ、「行学一如」「自利・利他円満」の理念の下、学則第1条に示された目的・使命の具現化のため、「教育研究組織の編成方針」を踏まえ、必要な教育研究組織および体制の充実に努め、社会的要請に応えてきた。また、上述の海外インターンシップ教育など、国際的な共生・協働社会に向けての教育研究も行われ、社会のグローバル化へ対応している。

以上のことから、学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織の設置状況は、理念・目的に照らして適切と考えられる。今後は、18歳人口減少、産業構造の変化など外部の社会環境の変化の把握や予測、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」、「教学マネジメント指針」、「学部等連係課程実施基本組織」「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」など諸政策動向をふまえつつ、本学の特色ある教育を伸ばす将来構想の検討を進める必要がある。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価)

入学者動向、学習満足度・成長実感、就職状況などの学生を対象とした全学的調査、学部・学科での各種取組に関する自己点検・評価や外部意見聴取を定期的に行っている。それらの結果をもとに、経営戦略会議では大学経営の健全化という視点から、部長学科長会議では教学マネジメントの観点から、そして内部質保証委員会では教育の質保証の観点からそれぞれ検証を行っており、その結果は各学科・部署の自己点検・評価の結果に対するコメントとしてフィードバックしている。

(点検・評価結果に基づく改善・向上)

近年の検証結果に基づく改革の例として、付置組織の感性福祉研究所は、発足以来続けられてきた大型予算によるプロジェクト型研究が終了したこと、また学内には多様な研究ニーズがあることを鑑み、2021年度からは公募型研究事業や研究支援を行う組織として位置付けを新たにした。また、社会貢献・地域連携センターは、これまで主に傘下の学内部署の業務として社会貢献事業を展開してきたが、今後は学部・学科等の教育組織を主体として福祉人材の育成に資する事業へと転換するべく、組織構成の大幅な見直しを行った。2021年度より「地域創生推進センター」に改称し、教育機関としての専門性に合致した社会貢献を行う組織として位置付けられた。今後は、事業計画および研究推進の方針に基づき、Well-being の創造を目指した学部学科横断的な研究を支援するとともに、研究の成果を東北各地の自治体と連携して介護予防・地域支援事業や防災人材育成に活かしていく。

今後の目標は、全国有数の福祉系の大学として、看護、医療、教育、行政、産業など様々な分野との連携により、人々の Well-being を実現することである。このため、老朽化した既存の教育研究施設を改修するとともに、変革する時代のニーズに対応する新しい教育研究環境を整備し、魅力ある新キャンパス整備計画を策定することとしており、若手の教職員を中心に検討を進めている。また、既存の図書館、3号館、福聚殿等については、築年数が50年前後になっており、新計画においては規模改修を行うことを含めて検討する必要がある。

3.2.長所・特色

本学の学部・研究科等の教育研究組織は、大学の建学の精神および教育理念そして本学の目的・使命に照らしつつ、編成方針に則り適切に設置されてきた。経営戦略会議や内部質保証システムにより、定期的にその適切性を検証している。

より深い対人理解・支援、地域共生社会の再構築やSDGsへの貢献をめざしての教育・研究・社会貢献を継続していく教育研究組織となるべく、中期事業計画が定められており、単年度事業計画に基づいた取り組みを実行していく。

3.3.問題点

今後は、18歳人口減少、産業構造の変化など外部の社会環境の変化の把握や予測、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」、「教学マネジメント指針」、「学部等連係課程実施基本組織」「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」など諸政策動向をふまえつつ、本学の特色ある教育を伸ばす将来構想の検討を進める必要がある。

そのため、学内外の情報やデータ・エビデンスの活用、データ・エビデンスに基づく組織体制づくり（学部・学科を超えた連携強化、教職協働）をさらに進め、大学組織全体の改善・向上を図ることが不可欠である。

3.4.全体のまとめ

建学の精神「行学一如」のもと、対人理解・支援に関する研究をもとにした教育・人材育成・社会貢献を継続しながら、今後も、事業計画の実行や内部質保証活動を通じて、時代や社会からの要請に応えて、諸課題の解決ができる教育研究組織を模索していく。今回立ち上げた高等教育推進センターがその中心的な役割を担うことが期待される。

以上のことから、教育研究組織を始めとした諸組織の設置状況は、本学の理念・目的に照らして適切であり、かつ定期的な点検・評価の結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると言える。

第4章 教育課程・学習成果

4.1.現状説明

4.1.1.授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学のDPは、学士課程においては、大学、学部、学科ごとに、大学院修士課程・博士課程においては、研究科、課程（博士・修士）、専攻ごとに定められている。通信教育部のDPは、通学課程と同じである。いずれも、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示しており、本学HPで一般公開している。本学の学生および教職員は、学内ポータルサイトであるUNIPAでもDPを閲覧することができる。入学希望者向け、在籍学生向けの冊子での公表は、下表のとおりである。

対象	学部		大学院	
	通学課程	通信教育部	通学課程	通信制大学院
入学希望者	・大学案内(WithYou) ・募集要項(試験要項)	募集要項	・大学院案内 ・募集要項(試験要項)	募集要項
在籍学生	リエゾンゼミ・ナビ	学習の手引き	大学院便覧	ガイドブック

DPの周知を図るための取組として、大学院教育学研究科では解説ビデオを作成し、学生に視聴を促している。

学位授与に関する客観的指標および基準は、学士課程においては、学則および通信教育部学則に「本学を卒業するためには、その区分に従い、124単位以上（ただし、健康科学部保健看護学科は125単位以上）を取得しなければならない（学則第31条（履修方法））」と定めており、さらに卒業時の通算GPA(Grade Point Averages：以下、「GPA」という)が1.50未満の場合は、卒業認定試験を受け、合格しなければならない（学則第46条第3項）」と定めている。

4.1.2.授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、通信教育部・通信制大学院を含め、各学部・学科、研究科専攻ごとに具体的な CP を定めており、DP と同様に本学 HP で一般公開している。

教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等は、『学生便覧』(通信教育部では『学習の手引き』、大学院は『大学院便覧』『通信制大学院ガイドブック』) に、学科・研究科ごとに詳細に記載している。

その他、教育内容はシラバスで、教育課程を構成する授業科目区分・授業形態は履修科目表でも明示している。建学の精神である「行学一如」のもと、カリキュラムに経験・体験の要素を取り入れ、身に付けた学士力や専門知を社会や利用者・人びとのために還元していく大切さを伝えている点などで、DP との整合性・一貫性は高いと考えられる。しかし、第 3 期認証評価において「学士課程全体及び通信制大学院全体で教育課程の編成、教育学部教育学科、健康科学部保健看護学科及び同医療経営管理学科では教育課程の実施に関する基本的な考え方を具体的に示していない」との指摘を受けたため、学士課程については 2025 年度入学生用より 3 ポリシーの改正を行った。通信制大学院については 2024 年度中に通学制大学院との整合性を図るための見直し等を行った。教育課程の実施に関する考え方の具体的な記載については 2025 年度以降再度検討する予定である。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

（教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性）

本学では、学士課程、修士課程、博士課程のいずれの学位課程にあっても、諸法令の定めに加えて、全学および学部、学科の定める CP に基づいて授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

（教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮）

『学生便覧』には、各科目の授業形態や標準履修年次だけでなく、「授業科目の流れ」「教育課程の構造」「教育体系」「履修モデル」を掲載している。大学 HP に掲載している

履修系統図やカリキュラムマップとともに参照することにより、授業科目間の関係や学びの深化、学問的専門性と汎用的能力をどのように身に付けていったらよいか等が、学生に理解されやすいよう、工夫している。

通信教育部も『学習の手引き』において「履修系統図」「履修モデル」として学生に提示しており、簡易な科目ナンバリングを取り入れている。

(単位制度の趣旨に沿った単位の設定)

1 単位あたりの学習時間を 45 時間（講義 15 時間、演習 30 時間）とし、学習内容の分量に応じて、授業科目に単位数を設定している。2 単位科目を中心とし、内容が少ない科目は 1 単位としている。

(個々の授業科目の内容及び方法)

各授業の内容・構成および到達目標は、それぞれ学科・研究科専攻の CP に基づいて担当教員が各年度シラバス作成要領に基づいて作成し、毎年の精査【シラバス検討委員会教員による第三者チェック等】を経てシラバスとして公開している。

(授業科目の位置づけ（必修、選択等）)

授業科目は、各学科・研究科専攻の CP に基づき、必修科目・選択必修科目・選択科目等の区分を定めている。これらは、通学課程においては『学生便覧（冊子体）』に明示し（学則第 30 条（授業科目）および学科ごとの掲載）、本学 HP においても公開している。通信教育部においては、通信教育部学則第 11 条（授業科目及び単位数）、大学院においては大学院学則第 12 条（授業方法・履修方法）、通信制大学院においては通信制大学院学則第 9 条（科目と単位）に明記している。

(各学位課程にふさわしい教育内容の設定)

各学部・学科では、分野別質保証のための参考基準を参考資料として、教育内容を設定している。総合福祉学部、教育学部、健康科学部では、取得できる資格・免許状に必要な科目や教育内容の要素が大きいが、それだけに留まらず、それぞれの専門性に基づく学位の取得に向けた教育を提供し、DP 達成のための科目配置に努力している。

近年は、「行学一如」の精神のさらなる具現化を目指して実践型の教育に一層注力とともに、本学が目指す地域共生社会の実現には、人工知能（AI）等のインフラ化をはじめ、多職種連携や生涯学習の充実がその支えとなるという考えに基づき、従来の学部・学科の枠を超えた横断的な教育プログラムや学外組織との連携によるカリキュラム編成を試みている。以下に、その具体例を述べる。

総合福祉学部の 3 学科（社会福祉学科・福祉心理学科・福祉行政学科）では、特色ある教育の一つとして 2002 年より「実学臨床教育」を展開してきた。これは、学生を入学直後から大学関連法人（社会福祉法人東北福祉会、医療法人社団東北福祉会、など）の施設で受け入れ、現場職員の指導の下で 4 年間を通して実践的に学ぶプログラムである。従来は年間履修者数の上限を定めていたが、2021 年度のカリキュラム改定に合わせて受講制限のない学科横断的プログラムとして位置づけ、「事業計画」2-6. 学生の可能性を引き出

す特色ある教育の推進」に基づいた「行学一如」の更なる具現化を目指している。

社会福祉学科と通信教育部では、「『事業計画』2-10.社会人教育の充実」に基づき、在籍学生のみならず社会人も対象とした社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの実現に向けて協働ワーキングチームを立ち上げた。現在、福祉実習支援室と通信教育部のスタッフを中心に、配属実習及び国家試験対策を含めた講座の開設など、具体的な作業を進めている。また、「『事業計画』2-6.学生の可能性を引き出す特色ある教育の推進」に基づき、新技術を用いた高齢者の自立支援と介護の質の向上に向けたリビングラボ（共同活動）の取組への学生の参画を進めている。2023年度から福祉支援工学の講義内で、「我が国の現状の課題を踏まえて、リビングラボが必要な理由」や「最新の高齢者介護の事例紹介」を複数回にわたり講義内で話題提供を行った。

教育学科では、学生支援センターとの連携のもとに障がい学生に対する合理的配慮を徹底して実施しており、福祉の実践を標榜する大学における教員養成課程の「姿勢」として在籍学生に良い影響を与えていていると考えられる。すなわち、特別支援学校の教員採用試験においては、過去数年にわたって採用者数が全国一位という実績につながっている可能性があり、近年は小学校枠での採用も伸びている。

産業福祉マネジメント学科では、「『事業計画』2-7.地域人材教育の拡充・充実」に基づき、また高大連携の取組の一環として、2021年度に近隣の高等学校と包括連携協定を締結した。例えば白石高校においては、総合的な探究の時間等に講義を通じた教員や学生との連携、成果発表会への参加などを行い連携を図っている。また、地域を活性化させるためには、「地元」の方々が主体的に取り組むことが肝要との考え方から、白石等での協定に基づく活動、仙台駅東まちづくり協議会での活動、青葉区八幡商店街での活動など、多様なフィールドでPBLを推進している。その成果については大学HP等の広報や地域での報告等で周知・フィードバックしており、次の活動に循環している。

健康科学部の3学科では、「『事業計画』2-5.キャリア教育の充実」に基づき、医療・福祉・地域をキーワードとする多職種連携社会で活躍できる人材育成を実現するため、共通する臨床的課題の解決に向けた授業等を設計して、学科横断的な開講を試みている。学生側からは、「同じ医療に係る職業でも業種・専門性によって考え方・視点が異なることがわかり、勉強になった」旨のポジティブな声が多く聞かれている。

(初年次教育、高大接続への配慮【学士】)

本学の特徴でもある1年次の「リエゾンゼミⅠ」は、各学年少人数のクラスで運営し、PBL、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、ディスカッション能力、リーダーシップ、主体性、協調性などを身につけ、学年進行に従って「リエゾンゼミⅡ・Ⅲ・Ⅳ」において、専門性を深化させる科目として機能している。2022年度からは、前述のAI/データサイエンス教育プログラムを構成する科目の一つとして、著作権や個人情報保護の考え方等を含めた情報倫理・情報リテラシーに関する内容を追加した。

また、学生の生活リズムの維持や不安軽減のため、グループワークや発表会など学生間の交流の場づくりに配慮した。

また、本学では、高・大のシームレスな教育接続へ向けての取組として2020年度より「高大連携プログラム（2021年度より『リエゾン教育プログラム』へ改称）」を実施して

いる。2024 年度受講学生アンケート調査の結果によれば、「思考力・判断力・表現力等」、「知識・技能（選択した分野の基礎的な知識・技能）」、「レポートの書き方」が身に付いたとする回答が多くを占めた。また、プログラムの全体の感想では「大変良かった」「よかったです」が約 99% を占め、進路指導教員の感想では「本学を志望する生徒には積極的にすすめたい」「高等教育の体験の場として積極的にすすめたい」が約 94% という結果であった。自由記述には「実際に体験することで、より大学入学後の活動をイメージすることが出来た」という受講学生の感想や、「探究的学びが、学校単位で難しい時にこのようなプログラムの存在は大変有効であり、便利である。大学の先生方より専門的な見地を示され、深い学びと考察の機会が得られることは有意義であると思われる。」という教員の意見もあり、本学の「リエゾン教育プログラム」は入学後の学修に役立っている可能性が非常に高いと考えられる。

(教養教育と専門教育の適切な配置【学士】)

リベラルアーツ教育について、本学では「基盤教育科目」として 23 単位以上の修得を必須としている。いわゆる一般教養、ICT、外国語、国際理解、スポーツ・健康、キャリア形成支援、社会参加・実践など、多様な領域を含むが、それぞれが互いに関連していることが理解しやすいよう、履修上の文系・理系の区分を排している。

(コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等【修士】【博士】)

大学院においては、前期・後期の 2 学期制として体系的なカリキュラムを組み、1 年次では、理論と応用能力がしっかりと身に付くようなコースワークを中心実施し、2 年次では、コースワークと個々人への研究指導を通じて学位論文作成をめざすリサーチワークを適切に組み合わせた教育を行なっている。

(教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり)

以上のような教育課程は、後掲する図 4-1 のように各学部・学科および研究科・専攻より提案され、経営戦略会議、部長学科長会議、教授会の議を経て学長が決定し、教務部を中心に制度化される。内部質保証委員会は、各学科・研究科で取り組んでいる自己点検・評価サイクル、あるいはその後の会議等において課題が見出された際に、関係学科・研究科・部署に対し改善を促している。また、CP を含めた教育課程の編成プロセスの適切性については、各学科・研究科に所属する学生ならびに外部有識者からの意見聴取により毎年検証を行い、さらなる改善につなげている。

全学的な内部質保証サイクルにおける今後のアクションとして、学問の進展や社会の変化に対応した学習者主体の教育を実現していくため、従来の学位プログラムのほかに、大学内の様々な教育資源を結集して、学部・学科の枠を超えた横断的・重層的な学位(資格取得)プログラムの創設を検討していたが、2025 年度より創設することが決定し学則の変更等も行った。この取組により、学生の教育ニーズと大学の教育内容のミスマッチを防ぐだけでなく、本学のカリキュラムの革新につながることが期待される。

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、建学の精神である「行学一如」に基づき、社会での即戦力となりうる人材の育成を行ってきており、正課内外を問わず社会的および職業的自立を図るために教育に、全学的に取り組んでいる。以下に具体例を挙げる。

- 1) 多くの学科で各種国家資格等の取得を推奨
- 2) 「実学臨床教育」の実施
- 3) ボランティア活動、正課外活動の単位化
- 4) 中・長期インターンシップの実施
- 5) 福祉心理学科、保健看護学科、リハビリテーション学科による多職種連携教育
- 6) リエゾンゼミI（初年次教育）

近年はコロナ禍の影響で活動の多くが中止、縮小を余儀なくされたが、2023年度より活動制限も撤廃され徐々に通常の活動形態に戻りつつある。今後もコロナ禍により得た新たなノウハウもいかしながら、学生の社会的・職業的自立を図るうえで必要な能力を育成するために学生の教育・研究・社会貢献活動への主体的な参加を促す取り組みを実施するとともに、卒業生を含む学外有識者からの意見聴取を積極的に行い、カリキュラムや課外活動に反映させていくことが望まれる。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学修のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学修課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の

明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証 推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

（各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等））

単位制度の実質化に向けて、十分な学習量を確保し、学習成果を高めるために、シラバスには授業の事前事後学習として行うべき内容を記載している。また、学習の到達目標を明示し、目指すべき成果を明確にしている。

制度の趣旨に照らして、年間で取得できる単位の上限は原則として 46 単位とし、卒後の志望進路等の理由から複数の国家資格や免許状を取得する必要がある者は、当該資格・免許状の取得要件を考慮し、特例として上限を 54 単位とした。また、既履修科目の成績が極めて優秀な学生者に限っては、学習意欲と能力の高さを考慮し、学習者本位の教育を提供するという観点から 50 単位を上限とした。

単位の取得状況についても学年ごとに基準を定め、それを満たしていない学生については「リエゾンゼミ」担当教員や教務課職員による面談及び指導を行い、履修計画のアドバイスを行っている。しかしながら少数ではあるが、4 年次に上限を著しく超えて履修登録している学生もあり、この事項については第 3 期認証評価においても指摘をうけている。よって今後も過度な履修とならないよう、更なる単位の実質化に向けた措置を講じていく。

（シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等））

表 4-1 シラバスの項目一覧

①授業科目名（入力済）	②授業形態（入力済）	③開講期間（入力済）
④単位（入力済）	⑤担当教員名（入力済）	⑥DP との関連
⑦履修上の前提条件	⑧授業のテーマ	⑨授業の目的
⑩到達目標（学修成果）	⑪授業の概要（内容）（200～250 字）	⑫授業の進め方と方法
⑬成績評価の方法と基準	⑭試験・課題へのフィードバック	⑮テキスト【必須購入】
⑯参考書・参考資料・参考 URL 等	⑰受講する時の留意点（注意事項）	⑱授業計画（テーマと内容）
⑲授業時間外学修	⑳授業に関連する実務経験	㉑教員への質問・相談
㉒備考		

シラバスに記載する項目は（表 4-1）、教務部「教育開発・連携支援室」が中心となって、授業評価の結果などに基づく学生側の意見や、学外ステークホルダーの要望なども取り入れた素案を作成しており、部長学科長会議の議を経て承認される。この項目は全学的に統一されており、学生にとっては、履修科目の選択や登録時だけでなく、受講期間全体にわたって参照することを前提とした内容となっている。

授業担当教員は、毎年度の精査により改訂されうる「シラバス作成要領」に沿って、授業内容との整合性に留意しつつ執筆し、完成後はすべて学内ポータルサイトにて公

開している。例えば、表中⑥の「DPとの関連」は、開講主体となる諸学科の DP およびカリキュラムマップとリンクされており、学生はそれらを適宜参照しながら当該科目の DP 上の位置づけや達成目標（育成が目指される諸能力）を知ることができる。

実際の授業内容との整合性に問題があった場合は、当該授業の授業評価アンケートへの回答として、担当教員に直接指摘ができ、同時に教務部へもフィードバックされて教員へ改善を促している。

通信教育部でも、印刷教材による授業、面接授業、放送授業、メディア授業の 4 つの授業方法ごとにその内容（シラバスに相当）を『レポート課題集』に記載し、授業の目的、到達目標、学習成果（レポート課題）の指標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等を明示している。作成にあたっては、通信教育部教職員ならびに通信教育部委員会、シラバス検討委員会の教員による第三者チェックを行っており、一般の方も大学 HP でも閲覧が可能である。『レポート課題集』は毎年 3 月下旬には学生および教職員に配付している。スクーリング・アンケートにより、シラバスと授業内容が大きく相違がないことを確認している。

（授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知）

担当教員や授業内容の変更、あるいは授業評価結果を反映させるためのシラバスの改訂は、原則として年度ごとの「シラバス作成要領」の作成に合わせて、前述のプロセスで行われている。

一方、災害などの影響で学期中に授業内容・方法等の変更を余儀なくされる可能性がある場合は、シラバスそのものは変更せず、当該年度の「シラバス作成要領」に予定変更後の授業内容・方法を記載した「授業実施計画」をシラバスに添えて提示するよう付記している。「授業実施計画」は、シラバスと同様に学内ポータルサイトにて公開され、学生にも周知している。

これらの改訂・変更や重要事項の追記等が遺漏なく行われているか、各学科長等を中心として編成された「シラバスチェックチーム」が確認し、チェック完了時に「シラバスの適正性に関する報告」を教務部が受けるという一連の体制を敷いている。

（学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等））

演習科目はもちろんのこと、近年は、講義科目であっても単一の様式・方法だけで授業を構成することは少なくなっている。いわゆるアクティブ・ラーニングの手法以外にも、理解度確認テストの実施、当日のまとめや感想文の提出、受講者間で共有の時間の挿入・設定など、さまざまな方法で学生の主体的参加を促している。

インターンシップや各種資格・免許の取得要件となる現場実習なども行っているため、丁寧な事前事後学習が必要になっている。

（学生の主体的参加を促す授業～代表的な取り組み例）

全学的には、福祉ボランティア活動、キャリアデザイン・インターンシップ、プロジェクト実践活動など、行学一如の精神に則った実学教育による能動的な学びの機会が多く

設けられている。

産業福祉マネジメント学科では、地域の課題を解決する実践的な学習（例えば「仙台駅東まちづくりプロジェクト実践活動」等のフィールドワーク）を積極的に実施しており、2024年度からは共生地域づくりプロジェクトとして中山間地域の関係人口創出を目指した大学・学生と地域、多世代が交流するプラットフォームづくりと運営が進められている。その一環として、例えば農作業への参加、動画の作成と公開などの多様な実践活動が行われたほか、「共生地域づくりプロジェクト通信」を発行した。その他、様々な活動実践例は以下に示す通りである。

（参考：2024年度 産業福祉マネジメント学科における活動実践例）

共生地域づくりプロジェクト	・活動内容が河北新報朝刊に掲載（2024年7月6日） ・「共生地域づくりプロジェクト通信」の発行（2024年12月）
仙台駅東地区での活動	・活動報告会（2024年5月22日） ・「七夕交流会」企画運営（2024年7月6日） ・「まちづくり計画の検証ラウンドテーブル」実施（2024年8月・10月・12月）
八幡町商店街での活動	・「★SDGsってなんだろう・雑がみで七つ飾りをつくってみよう」実施（2024年7月22日） ・活動内容が仙台放送「Live News イット！」で放映（2024年7月22日）
岩手県奥州市北般地区お試し農園での活動	
ラジオ番組「ラヂオはいらいん若林」の取材と収録	
白石市との「地域共生社会の実現に向けた包括連携に関する協定」事業	・「白石まちづくり学園×東北福祉大学 交流事業成果展～歴史や想いをまとめて～」企画運営（2025年1月22日～26日、白石市中町壽丸屋敷）
第20回キャンパスベンチャーグランプリ（CVG 東北）「特別賞」受賞	
多賀城市地域共生社会シンポジウム「“Well-being”を感じる共生のまちづくりへ向けて」	・シンポジウムへの参加・報告（2025年2月22日） ・開催が河北新報朝刊に掲載（2025年2月17日）

（学習の進捗と学生の理解度の確認）

各授業科目においては、授業期間中および終講時に課される試験やレポートの評価（点）や講評を学生にフィードバックすることにより、個々の学生と担当教員の双方で確認できる。評価の基準は、原則として履修ガイダンスあるいは授業のオリエンテーション時に、担当教員が受講生に明示している。また、シラバスには「ループリック評価表を活用して授業の理解度を随時確認すること」と記載されており、ループリックを活用している授業においては、学生が自身の質的な進捗状況と理解度を随時確認できる。

カリキュラムレベルの進捗や学習効果については、課題や試験の評価分布などから、シラバスに掲載された達成目標の到達度が全体としてどの程度であるかを確認できる。

通信教育部においては「レポートの学修達成度を質的・客観的に評価し、学修支援に活用」するため学修ループリック評価（学修達成目標に準拠した評価）」を導入している。

（授業の履修に関する指導、その他効果的な学修のための指導）

本学では、「東北福祉大学アカデミックアドバイザー等制度の運用に関する要項」において、ゼミ担当教員が学生のさまざまな相談・助言・指導を行う業務を主体的に行うことが定められている。同要項第5条には、その業務に「履修に関する相談・助言・指導」が挙げられ、同第7条では、授業の質問なども含めて、履修に関する相談を保証するため

「オフィスアワー」の曜日・時間帯を学内ポータルサイトの教員スケジュールにて明示するよう定められている。

従って、本学の学生は、毎回の授業の終了後などに授業担当の教員から指導を受けることができるほか、オフィスアワーの時間帯に、学生が所属するゼミの教員から個別の履修指導・学修指導を受けることができる。

その他、東北福祉大学履修規程の第4条6項により、年次・学期における「取得単位数」と「通算GPA」という2つの基準から、要指導の学生が特定される。すなわち、取得単位数が、1年次終了時に24単位未満、2年次終了時に48単位未満、3年次終了時に生78単位未満、4年次終了時に124単位未満の見込みとなる学生については、原則として次の学年の前期及び後期にゼミの担当教員の個別指導を受けなければならない。

またGPAについては、当該学年までの通算GPAが1.2未満の学生については、原則として、次の学年の前期及び後期に、リエゾンゼミの担当教員の個別指導を受けなければならない。同条7項においても、通算GPAが1.50未満、及び前期終了科目成績発表時点で総修得単位数又は通算GPAが1.2未満になることが予想される場合は、ゼミの担当教員の個別面談を受けることが望まれる、と定めている。

従って、在学年次や取得希望資格・進路等に応じた履修・学修の全般について、学生が適切な指導を受けられる体制は整っていると考えられる。

(授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学修課題の提示)

授業の担当教員は、試験・課題等に対するフィードバックの方法や授業時間外学習(予習・復習等に要するおよその時間)を、シラバスの所定の項目欄(表4-1)へ記入することが必須となっている。その旨は「シラバス作成要領」により周知しており、併せて授業の内容や方法に応じた適切な課題量・質となるよう促している。

学生とのやり取りは、原則として学内ポータルサイトの学修支援機能(webテストの実施、レポート課題等の掲示と提出欄の設定、アンケート調査の実施、授業に関する質問・回答、等が可能)を活用して行っている。試験等の評価や学生からの提出物等に対するフィードバックは、授業時間中に講評として、あるいは上述のポータルサイトを介して適切なタイミングで行っている。

なお、課題の提示方法やフィードバックの適切性は、授業評価アンケートによる学生からの回答に基づいて検証しており、担当教員へ課題の改善やさらなる質向上を促している。

(授業形態に配慮した1授業あたりの学生数【学士】)

通学課程では、一般的な講義科目については学生の履修登録者数に制限はないが、100名を超える授業は、収容定員が100~850名の教室で実施されている。語学や体育など実技指導を伴う授業は、その種別によって定員が設けられており、特定の教室・施設で実施されている。演習や実技指導を伴う実習は、原則として20名程度以下としている。これまでに実施された授業評価アンケートや、学習成果の検証を目的とした調査の結果からは、1授業あたりの学生数の多寡に起因すると考えられる問題は指摘されていない。

通信教育部の講義科目においては、コロナ禍によりオンデマンドスクーリングに振替

開講となった場合でも、受講者数が最も多い科目で 170 名以下、演習は 20 名以下であった。大学院、通信制大学院はさらに少人数である。

(研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】)

研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）を通学制大学院で定めていないことについて、第 3 期認証評価では正勧告を受けたことから、2023 年度中に対応し「2024 年度学生便覧」に掲載した。

通信制大学院では、『通信制大学院ガイドブック 2024』において適切に明示されており、それに基づく研究指導も対面、メール、オンライン会議ツールである GoogleMeet などを通じて適切に実施されている。

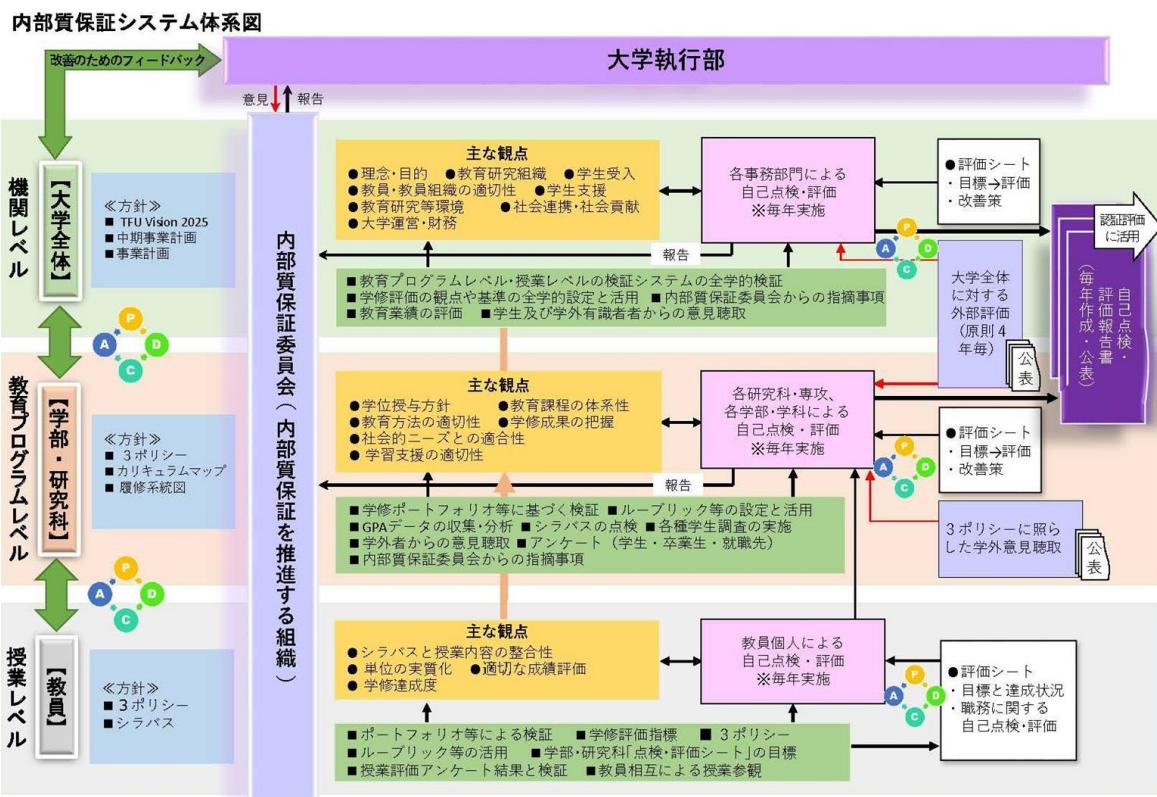
(各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）)

各学部・研究科から毎年提出される自己点検・評価の報告内容を、内部質保証委員会のメンバーで共有し、同委員会での意見交換・議決を経て、要改善・指摘事項などを当該学部・学科へフィードバックしている。各学部・研究科は、指摘のあった事項を次年度の達成目標に掲げ、目標達成の指標とそのための方策、達成までの期間を明記して、改善に取り組むことが求められる。

教育の実施内容・状況等は、学内ポータルサイトのアンケート調査機能を活用し、各学科・研究科専攻に所属する学生が、毎年度末までにそれぞれの CP および DP に基づいて設定された「ルーブリック」に照らして評価している。評価の視点は、汎用的能力としての学士力の獲得状況をはじめ、DP の達成度としての「学科の目標・学位授与の方針に照らした学修の成果」、入学時からの現在までの自己省察をしての「学びの志」、CP の実効性としての「学科における教育課程の編成・実施の方針に照らした学びの姿勢」である。評価結果は、教務部内「学修開発・連携支援室」にて集計・分析し、結果を各学科等にフィードバックして教育の実施内容・状況の把握、改善への活用を促している。

大学の機関・教育プログラム・授業の各レベルにおけるアセスメントの観点と対応する様式、ならびに評価結果の報告とフィードバックの流れについて、内部質保証委員会の機能との関連を図 4-1（内部質保証システム体系図）に示した。

図 4-1 内部質保証システム体系図



4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客觀性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定にかかる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

（単位制度の趣旨に基づく単位認定）

本学では、学則第36条に則り「1単位の授業科目あたり45時間の学習」を必要とする内容をもって授業を構成している。くわしくは、前述した通りである。

通信教育部では、単位数の算定基準については通信教育部学則16条において、印刷教材による授業、放送授業、面接授業、メディアによる授業の時間数などを規定している。

基盤教育科目として配置している「スポーツ実践活動」（1科目4単位又は8単位、4年間で最大32単位）「文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動」（1科目2単位又は4単位、4年間で最大16単位）における単位認定の在り方については第3期認証評価において是正勧告を受けたが、当該科目は2025年度から開始する新学位プログラムで廃止の予定である。しかし、今後同様の趣旨の科目を新たに設定することがあった際には、指摘

内容を踏まえ適切な単位認定の在り方を検討する。

(成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置)

通信教育部を含む学士課程における成績は、各授業科目における学習の到達目標について、ほぼ完全に達成した場合を「秀 (GP=4)」、十分に達成した場合を「優 (GP=3)」、概ね達成した場合を「良 (GP=2)」、最低限達成した場合を「可 (GP=1)」、達成していない場合を「不可 (GP=0)」として 5 段階で評価しており、科目の特性によって、例外的に「認」「非」の 2 段階で評価を行う授業もある。「不可」や「非」以外は、当該科目の単位修得を認めている。各段階の判定基準は、原則として履修ガイダンスあるいは授業のオリエンテーション時に、担当教員が受講生に示して説明を加えている。

これらの成績評価及び単位の認定に関しては、シラバスの必須項目として記載しなければならず、同じ授業で試験やレポート課題など複数の評価項目を設けている場合は、それぞれの配分割合（合計 100%）を明記するとともに、その根拠を受講生に明示している。

成績評価結果に対して疑義がある場合は、担当教員にその旨を申し出るとともに、所定の方法で教務課に届け出ることができ、必要に応じて再評価や単位認定の修正が可能である。以上のことから学則および試験規程に定めており、教職員に周知している。

通信制も含む大学院における評価方法・評価基準、学位論文の評価基準及び合否の手続きの枠組みに関しては、大学院学則 16 条・19 条や学位規則 11 条などにて明示している。

(既修得単位等の適切な認定)

既修得単位認定については、学則第 32 条（入学前の既修得単位等の認定）において定められている。本学通信教育部、国内留学の協定校および学都仙台単位互換ネットワークの協定校との間では単位互換が可能であり、学生に明示している。

また、TOEIC などに代表される外国語の語学能力検定試験（外部テスト）において、本学の履修規程に定められた点数・等級を越える成績を得た学生については、所定の手続きの後に必修の外国語科目の履修を免除し、単位を認定することができる。IT パスポート試験、基本情報技術者試験の合格者も、情報処理系の一部科目の単位認定がされる。

通信教育部においては、編入学にあたっての既修得単位認定は、入学前の多様な学習歴を認め、通信教育部学則第 39 条（編入学）の規程により、一括認定と社会福祉士・精神保健福祉士国家試験指定科目の個別認定を行っている。これらは『学習の手引き』に明記している。

大学院における既修得単位認定については、現状では、大学院学則第 15 条および通信制大学院学則第 13 条において、15 単位を超えない範囲で課程修了要件に算入できるとしている。また、教育研究上有益と認めるときは、ほかの大学院等との間に単位の互換を行うことができ、15 単位を超えない範囲で、他大学院等で修得した単位を本大学院で修得したものとみなすことができる。なお、2023 年度より大学院学則等を改正し、要件による算入と単位互換の上限を、ともに 20 単位とする予定である。

(卒業・修了要件の明示)

いずれも学則、ならびに学生向け『学生便覧』『学習の手引き』などに明確に明示し、運用している。

(成績評価及び単位認定にかかる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり)

成績評価及び単位認定に関する全学的なルールとしては、定期試験の受験条件として所定の授業回数の 2/3 以上の出席が必要であること等が試験規程にて定められている。各種の演習、実験・実習および実技の科目については、出席時間、レポートの提出、あるいは授業時間中の考查等により代替する場合がある。

各年度における科目ごとの成績分布など、授業改善に役立つと考えられるデータは、必要に応じて科目担当教員等が作成し、授業評価アンケートの結果等と併せて各種の学内会議で共有している。

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与にかかる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

(学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表)

学士課程では、情報福祉マネジメント学科で卒業論文の提出を必須としている。このため、「論文の基本的構成」「研究背景に関する記述」…（中略）「考察・結論に関する記述」「スライドの内容・体裁」「発表の姿勢と質疑応答」などの評価項目からなるループリック評価を付している。

修士課程および博士課程では、修士論文の審査基準を「学位規則」「学位論文審査基準」で明記しており、また、冊子体や大学 HP において『大学院便覧』『通信制大学院ガイドブック』記載、公表している。

しかしながら、第 3 期認証評価において「大学院学則上の修了要件には修士論文の他「特定課題研究」という文言があるため、研究成果の審査基準を公表するべき」と是正勧告があったことから、今後検討していく。

(学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置)

本学では、個別科目の厳格な成績評価の下で、卒業認定および学位授与については、学則第 46 条に「4 年以上在学し、所定の授業科目および単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定めた通り実施している。また、同条に「卒業時の通算 GPA が 1.50 未満の場合は、卒業認定試験を受け、卒業試験に合格しなければならない」と定めており、学力の質保証に努めている。

なお、通信教育部では、すべての卒業生が卒業試験または卒業研究のいずれかの合格が必要となる。「卒業時の通算 GPA が 1.50 未満の場合」は、卒業面接（口頭試問）を受

け、合格しなければならない。以上の内容は、学部学則で定めるとともに、学位規則においても手続き等を含め詳細に規定しており、学部学生（通信制学生含む）には、学生便覧や学習の手引きで明示している。

大学院においては、大学院学則第 17 条で「修士課程の修了要件」、18 条で「博士課程の修了要件」19 条にて「修士論文・博士論文」の要件、20 条にて「修士・博士の学位論文・最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会の審議を経て大学院委員会の承認を得た上で、学長の承認を得る」ことを規定している。

学位論文審査基準も定めており、大学院生には、『大学院便覧』において、通信制大学院生には、『通信制大学院ガイドブック（2023 年度版）』においてそれぞれ、冊子体での明示及び大学 HP でも公開している。

以上により、修士・博士の学位授与に関しても客觀性・厳格性を確保している。

（学位授与に係る責任体制及び手続の明示）（適切な学位授与）

学位授与については、前述のとおり学則第 46 条にて、教授会の議を経て、学長が認定することとしており、教授会は教務部が開催日時、審議事項、報告事項等を取りまとめ、開催・運営を行う。また、学位授与が認められた者への通知も教務部が行う。

（学位授与にかかる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり）

学位授与については、これまでに記載された規程のもと、担当教員の責任と権限で行われた授業科目の単位の積算や学位論文の厳格な審査に基づいて行われている。これらのプロセスの適切性について、各学部・研究科や学内部署等より課題が提起された場合は、内部質保証委員会の主導の下で改善に向けての取組を図 4-1 のように行う。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

（基本的な考え方＝アセスメント・ポリシー）

本学アセスメント・ポリシーでは、学習成果の把握および評価について、次のように定めている。

3 つのポリシーに基づき、機関レベル（大学）・教育課程レベル（学部・学科）・科目レベル（授業・科目）の 3 段階で学習成果を査定（アセスメント）する

1. 機関レベル

学生の志望進路（就職率、資格・免許を活かした専門領域へ就業率及び進学率、等）から学習成果の達成状況を査定する。

2. 教育課程レベル

資格・免許の取得状況、卒業要件達成状況（単位取得状況・GPA）から教育課程全体を通した学習成果の達成状況を査定する。

学年ごとの単位取得率・成績分布の状況から、学士力における汎用的技能と態度・志向性について、1年次における基礎、2年次における活用と実行、3年次における応用と定着、そして4年次での統合的学習、創造的思考の獲得状況を学習成果として査定する。

3. 科目レベル

シラバスで提示された授業等科目の学習目標に対する評価、及び学生アンケート等の結果から、科目ごとの学習成果の達成状況を査定する。

(指標の設定)

各学位課程の分野の特性に応じた学習成果測定は、各学部・学科・研究科の DP に基づき、主に授業科目の学業成績（客観評価としての修得単位数および GPA と学生の振り返り調査（主観評価）を指標として行なっている。

1. 機関レベル

（客観評価）就職率、資格・免許を活かした専門領域への就業率

（主観評価）ポートフォリオ型ループリック（評点の経年変化を可視化できる）

2. 教育課程レベル

（客観評価）資格・免許の取得状況、卒業要件達成状況（単位取得状況・GPA）、学年ごとの単位取得率・成績分布の状況、学修ポートフォリオ（カリキュラム上の目標達成状況は GPA を用いて可視化したもの）

（主観評価）ポートフォリオ型ループリック（評点の経年変化を可視化できる）

3. 科目レベル

（客観評価）科目評価、提出物の評価、振り返りシート、面談

（主観評価）科目ループリック

DP で示した能力の修得について、専門的な職業を担うのに必要な当該資格の取得を客観的指標の一つとしている。2024 年度卒業者の各種資格取得・採用状況を下表に示した。

種別	資格名等	受験者数	合格者数	合格率 (%)	(参考) 前年度 合格率(%)	全国平均% (新卒)
国家資格	社会福祉士	[通学] 170	138	81.2	79.5	56.3
		[通信] 87	62	71.3	81.3	
	精神保健福祉士	[通学] 42	39	92.9	100	70.7
		[通信] 21	20	95.2	69.6	
	介護福祉士	26	26	100	100	78.5
	看護師	82	80	97.5	96.3	95.9
	保健師	19	19	100	100	96.4
	助産師	5	5	100	100	99.3
	作業療法士	39	37	94.9	97.5	92.5
	理学療法士	41	41	100	100	95.2

	救急救命士	24	22	91.7	76.2	96.7
	公認心理師 (大学院)	9	6	66.7	100	80.9
	診療情報管理士	16	14	87.5	84.2	62.9
民間資格	※診療情報管理士については人数、本学合格率は3、4年生の合算。全国平均については既卒者も含めた数値。					
	臨床心理士 (大学院)	※2025年6月以降に集計		67 ※前々年度 60%	66.5 (2023年度)	
就職状況 (実績)	教員	教諭 109名（前年度：教諭 120名） 講師 43名（前年度：講師 42名）※保育教諭、幼稚園教諭は除く 採用試験合格者延べ数 120名（前年度：129名）				
	公務員	137名（前年度 133名）※看護師、保健師含む。				
	看護師	57名（前年度 61名）				
	保健師	12名（前年度 12名）				
	作業療法士	37名（前年度 40名）				
	理学療法士	39名（前年度 47名）				

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

(基本的な考え方)

学位授与方針に明示した学修成果を、実際に学生・卒業生が身につけているのかの把握・測定・評価は非常に難しいが、取り組み甲斐のある課題と考え、以前より、アセスメント・ポリシーのもと、これまで、さまざまな把握方法の開発を進めてきた。

現状では、いずれの学部学科・研究科も、学士力を測る業者テスト、米国の卒業前総合統一試験、欧米や日本で試行された OECD-AHELO フィージビリティ・スタディなどの、いわゆる標準化試験（客観的アセスメント・テスト）は実施していない。その主な理由は、少なくとも現時点ではいずれの試験も評価軸がそれぞれ単一であり、学習者の「個」が主体である多様な学びを評価しようとすると、結果的に多くのテストを課すことになりかねないからである。近年は、学生の資質・能力を多面的に評価できるとする、いわゆるコンピテンシーの計測も行われている。しかしながら、所定の設問を解くために要する時間の長短が評価結果に影響を与える（例えば、短時間で解ければ解答可能な設問数が多くなり、より高評価となる）可能性もあり、課題があると考えられる。

このため、現在は、以下のように、ループリック、主観調査、学外有識者からの意見聴取の結果を基に、評価を試みている。

(通学課程・学部)

1) ループリックを活用した測定

学業成績のうち、数値化が困難な項目に関しては、授業科目に横断的に活用が可能なコモン・ループリックを作成し、必要に応じて評価に活用している。

これまでに「コミュニケーション能力」、「プレゼンテーション能力」、「情報リテラシー」、「数量的リテラシー」、等の評価軸を考案し、必要に応じて評価に用いている。

また、学科・研究科等で授業科目ごとに考案されたループリックも「科目ループリック」としてホームページ上に公開している。

授業の到達目標の汎用的ループリック

授業の到達目標について、受講後の状態を確認します。

授業を通しての自らの成長を確認できるとともに、これから目標を確認することができます。

到達目標の例	5	4	3	2	1
…説明できる	実社会で実践的に役立てることができる	応用的な課題について、適切に説明できる	基本は理解しており、説明できる	獲得・修得に取り組んでいるが、説明できるレベルがない	関心がない、またはその獲得・修得に取り組んでいない
…活用できる	実社会で実践的に活用できる	応用的な課題について、適切に活用できる	基本は理解しており、活用できる	獲得・修得に取り組んでいるが、活用できるレベルがない	関心がない、またはその獲得・修得に取り組んでいない
…行動できる	実社会で実践的行動できる	応用的な課題について、適切に行動できる	基本は理解しており、行動できる	獲得・修得に取り組んでいるが、行動できるレベルがない	関心がない、またはその獲得・修得に取り組んでいない

2) 学習成果測定を目的とした学生調査

全学的な学習成果の把握の取り組みとして、ポートフォリオ型ループリックを導入している。入学時から卒業までの継続的な学修歴と活動歴を学生自らが定期的に記録し、その内容について学生と教職員とが対話を行うことで、相互に学習成果を確認できる。

振り返りアンケート調査（主観評価）は、これまで別個に行ってきた①入学時アンケート、②学修活動アンケート、③学生生活アンケート、④キャリアアンケートを統合したもので、回答を求める調査項目を、1年生は①②③、2~4年生は②③④と分け、各学年で設問数の合計を自由記載を含めて30程度にして実施している。この方式の特徴は、同一の学生が3つのカテゴリーの各設問にどのように回答しているかが把握できる点である。すなわち、個人についてカテゴリー間での回答傾向の相関が検討でき、学生の学びの成果を「個」に応じて評価できることが期待される。

今後の課題として、上記アンケートの回答率において学科・学年によって偏りがあることが挙げられる。これは第3期認証評価でも指摘を受けているため回答率の向上について引き続き取り組んでいく。

3) 学外有識者からの意見聴取

本学では、定期的に広く学外からの評価・意見聴取を行い、在籍学生・卒業生の能力や人物像に関する指摘を、各学部・学科における指導・運営の方針や個々の授業内容、カリキュラム（教育プログラム）の改善等に役立てている。2024年度は、全学科を対象に、3名の外部有識者より意見聴取を行った。結果は、報告書として部長学科長会議にて共有するとともにHPに公表しており、各学科には、その報告内容を自己点検・評価に活用

してもらうよう「自己点検・評価シート【様式1】」に記載欄を設けた。その点検・評価結果の一部は（3）「各学位課程にふさわしい教育内容の設定」で記載している。

また、2024年度は「リエゾン教育プログラム～入学前教育～リエゾンゼミI～入学前から入学後までのシームレスな教育プログラムの取り組みについて～」をテーマに外部評価も実施した。一連のプログラムについては「高校における『総合的な探究の時間』に資するとともに、入学前から入学後まで一人ひとりの生徒を親身になってサポートしており、大いに評価できる。」と評価を受けたが、一方で教員の負担等が改善点として挙げられている。これらの結果は大学HPに公表するとともに学内の点検・評価にいかしている。

（通信教育部における把握の取り組み）

通信教育部でも、冒頭に記載された「アセスメント・ポリシー」に基づき、学習成果が把握され、国家試験合格率は前項の通りである。分野の特性に応じた学習成果は、学科で学んだ内容を自身で問題設定し記述する「卒業試験」または「卒業研究」（いずれかの合格は必須）でも把握している。

学士力については、在学中は「学修実態調査」、卒業時は「卒業者アンケート」として、「本学通信教育部で社会福祉学、心理学を学ぶことで、最低限身につけるべき知識や考え方」がどの程度身についているかを尋ねる「学びの振り返りアンケート」（2017年度3月卒業者より開始・回答は任意）により専門性の理解度を測定する主観調査を実施している。

「学士力」「卒業時に身につけるべき専門的知識や考え方」が「身についているか」を問う質問に、「身についている」と回答する割合は8～9割と高い。卒業者が「社会的に望ましい回答」をしている可能性はある。しかし、各項目に関連する内容は自由記述でも数多く寄せられ、学士力の獲得が実感されていることも推察できる。また、自由記述では、自ら大学での学びを志した社会人ならではの、DP達成にとどまらない多様な学習成果が把握される。

通信教育部卒業生へのヒアリング調査でも、「通信教育部のレポートを通じて身に付く学ぶ力・考える力・伝える力があれば即戦力になる」などの回答があった。卒業生は通信教育部の学びを肯定的にとらえており、今後もさまざまなかたちで学び続けたいという思いを表明する方も多い。その結果、通信制大学院や地域の大学院へ進学する方もいる。卒業後に、福祉などの研修への参加者も多い。能力や資質の向上だけでなく、学びの大切さ、楽しさに気付くことも大切な学習成果と考えている。

（大学院・通信制大学院における把握の取り組み）

大学院（通信制含む）では、所定の授業科目における単位取得状況と、学位論文の質的内容およびそのプレゼンテーション能力などで学習成果の把握を行っている。

また、学位論文審査基準に基づき、主として①研究課題の明確性および先行研究を踏まえての的確性、②課題を追求する上での方法論の適切性、③研究方法および調査方法の妥当性、④結論の妥当性、⑤研究の独創性と研究分野への貢献、等の観点からの評価をしている。

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学の学部・研究科が展開しようとしている学問的・方法論的な専門性、方向性は多岐にわたり、入学者の多様化も進行する中で、アセスメントのプロセスは一様ではあり得ない。また、高等教育機関への進学率が50%を超えたいわゆる「ユニバーサル段階」の国における大学の取組として、学習達成度評価の多軸化が求められている。

このため、2021年度末に内部質保証の観点に基づいた組織の統廃合を行い、高等教育推進センターとして、本学学生の「個」を評価するのに相応しい様式・方法を考案して、適切に評価を実施していくための取組を開始している。前述の評価の視点2における学習成果測定を目的とした「振り返りアンケート調査」は、その一例である。

今後は更なる学習成果の把握のためにアンケート回答率向上が求められており、高等教育推進センターと内部質保証委員会の連携による全学的な対応が望まれる。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

- ・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(定期的点検・評価の実施状況)

教育課程およびその内容、方法の適切性についての点検・評価は、従来の方法による学習成果の測定結果に加えて、2022年度より導入した「学修ポートフォリオ」による学修成果可視化の利点を活かし、高等教育推進センター、教務部委員会（通信教育部では、通信教育部委員会、大学院・通信制大学院は研究科委員会）が改善・向上を担当している。2024年度は各種の基礎科目、専門科目など、学びのカテゴリーを軸とし、各カテゴリーに含まれる科目の学習達成（GPA）をレーダーチャートで可視化できる学修ポートフォリオを、全学学生に適用した。各軸の数値やチャートの形状の年次推移から、学習成果の定量的な把握と可視化が可能となった。

通信教育部においても、開講全科目の「スクーリング満足アンケート」ならびに「スクーリング受講後の感想」のアンケートを行っており、結果を担当教員へフィードバックするとともに、通信教育部ホームページ上で公開している。

通信制大学院においても学部生同様のスクーリング満足度アンケートを行っており、高評価を受けている。これらの結果は、学生ポータルサイト「TFU オンデマンド」上で公開するとともに、通信教育部委員会委員へ提出し、評価意見を次年度に活かしている。

(点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組み)

学習成果の測定結果の大学レベルでの活用は、本学の長所を発見し伸ばすことに主眼がおかかれている。単年度の測定結果のみから安易に判断することは避け、少なくとも2~3年程度の推移から導き出される将来予測に基づいて事業計画に組み入れられ、取組を始め

ている。それらの具体的な例は、4.1.3 の（各学位課程にふさわしい教育内容の設定）の欄で学科ごとの取組として前述したとおりである。

教育課程レベルにおいては、アセスメントの基準の一つとしている資格・免許の取得状況に課題が見えてきている。取得できる資格の種類が多いことは、本学のブランドイメージの一つであり、入学者の主たる目的が資格を活かした就業である学科もあることから、取得率の漸減を食い止めて増加に転じさせることは戦略的にも重要と考えられる。このため、社会福祉士を含むいくつかの国家資格については、取得率の増加を目標とした取組が、プロジェクトベースあるいは学科単位で始まっている。

本学では、2025 年に学校法人創立 150 周年を迎える。近年の点検評価結果から見えてきたことは、全国有数の福祉系大学として、看護・医療・教育・行政・産業など様々な分野との連携により、人々の Well-being（福祉）を実現することがミッションであるという点である。そのため、革新的な教育方法・内容を取り入れつつ、学生一人一人の希望や関心にこたえることができるよう、2025 年度には学部学科の再編とともに、学部学科を超えた横断的かつ重層的な学位(資格取得)プログラムを開始する。今後は学位プログラムの検証を通じ、更なる教育課程の改善・向上に努めていく。

4.2.長所・特色

理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした学位授与方針を設定している。

また、学部および大学院ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成し、各課程に相応しい教育内容を提供している。

学生の学修意欲を促進させるために、わかりやすく興味を引くようなシラバスを作成し、授業の形態や方法にも工夫を凝らした教育プログラムに基づいて教育研究指導を行い、学生の「個」に着目した適切な履修指導を行うなど、学修の活性化のための十分な措置を講じている。明示された学位授与方針に基づき学位授与が適切に行われており、そのことは学修満足度や学生の成長実感に表れている。特色のある教育として、

- ・リエゾンゼミによる丁寧な初年次教育
- ・職業的自立に有効な資格の取得をめざす科目の学修を推奨し、実際に多くの学生が資格を取得していること
- ・汎用的能力、人とかかわる力を身に付けるために、ボランティア、課外活動の機会を充実させ、実際に取り組んでいる学生が多いこと
- ・「プロジェクト実践活動」「教育実践活動」「キャリアデザイン・インターンシップ」各種「実習」科目などを通じた体験・経験とその振り返りの場の提供
- ・実学臨床教育・多職種連携教育などの新しい試みにより、多様で複雑な現場をイメージした教育の場の提供
- ・キャリアセンター やゼミ担当教員などによる丁寧なキャリア支援

を実現させ、就職後にいかせる能力（社会人に必要な資質）を身に付ける学習成果の達成ができている。これらの結果、学生がタフな優しさ、専門性に裏打ちされた対人理解・支援力をもって、社会のなかで他者に貢献できる力を身に付けている。

4.3.問題点

第3期認証評価において指摘された以下の事項について、早急な対応が求められる。

- 1) 教育課程の編成・実施方針に、学士課程全体及び通信制大学院全体で教育課程の編成、教育学部教育学科、健康科学部保健看護学科及び同医療経営管理学科では教育課程の実施に関する基本的な考え方を具体的に示していないため、改善が求められる。
- 2) 全研究科（通信制大学院を除く）において研究指導計画として研究指導のスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。
- 3) 全研究科において特定課題の研究の審査基準を公表していないため、是正されたい。
- 4) 基盤教育科目として配置している「スポーツ実践活動」（1科目4単位又は8単位、4年間で最大32単位）「文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動」（1科目2単位又は4単位、4年間で最大16単位）では、授業内容が部活動やサークル活動への参加となっているが、その活動自体は正課外に位置づけられる部活動等に対して、体系的な事前・事後学習等がなくそのまま単位を認定することは適切ではないため、科目のあり方を見直すよう、是正されたい。

2024年度は、2)および4)に関して改善が図られている。その他については引き続き内部質保証委員会で進捗管理を行いながら、改善を図っていく。

4.4.全体のまとめ

特色ある教育課程、学習成果の把握とも、さまざまな取り組みを行っている。その結果、学生がタフな優しさ、専門性に裏打ちされた対人理解・支援力をもって、社会のなかで他者に貢献できる力を身につけている。

しかしながら、2023年度受審した第3期認証評価では第4章全体について「C」判定を受けた。この結果を真摯に受け止め、是正勧告や改善課題を早急に改善すると同時に、各々の教育課程・学修成果の在り方について再検討し、改善・向上に努めていく必要がある。

2025年度には社会のニーズに対応した学部学科再編と新学位プログラムの開始を控えている。これらの新しい取り組みが学生の成長を促し、広い意味での社会で生きる力を身に付けるための教育課程となっているかを検証し、改善・向上を図っていくためにも、学生アンケートの回収率向上、学修ポートフォリオの全学的な実施に向けて「調査・実施・評価体制」の見直しを継続していく。また、質保証で求められるベンチマークの設定、どの程度多様で節約的な指標をつかって、学習成果の把握・可視化を深いレベルで行っていくなども同時に取り組んでいく。

それらの達成・実現に取り組むことが、学生募集における他大学の差別化、現場・企業・社会へのアピール、一体感のある大学運営、特色ある大学づくりなどの好結果につながると考えられる。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状の説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

(学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表)

本学の3ポリシーは、建学の精神及び教育理念に基づき策定している。APに関しては、各学部・学科の教育目的及び教育目標、DP、CPを踏まえ、それぞれ設定している。

また、3ポリシーに関しては、既に2017年4月から本学HPに公表しており、各学部・学科、研究科、通信教育部へ入学を希望する学生への主な公表内容は下記のとおりである。

<学部>

例年開催されるオープンキャンパスをはじめ、高校での出張講義（入試説明会含）、各都市で開催される入試相談会、『大学案内』、『入試ガイド』、『2024年度入学試験要項』等を通じて公表しており、受験生の多くが閲覧する『大学案内』においては、3ポリシーを理解しやすくするために、下記のように工夫し、明記している。

1. 学びの目標〔身に付けるチカラ〕 DP
2. 学びの特色〔学ぶこと、印象的な学び〕 CP
3. 求める学生像〔入学時のチカラ、入学時の思い〕 AP

また、学力の3要素を踏まえた多面的・総合的評価についても、各入学試験要項に明示し、受験生が理解できるように対応している。

<大学院>

学内、学外進学者に向けての説明会、福祉施設や自治体、同系統の大学等への『2025年度大学院入学試験要項』、『2025年度通信制大学院募集要項』の資料発送及び本学HP「教育方針」に、各研究科・専攻ごと掲載し、公表している。

<通信教育課程>

合同入学説明会、独自入学説明会及び『2025年度通信教育部入学案内』や本学HP「教育方針」並びに通信教育部〔入学を希望される方へ〕の募集要項に学科ごと掲載し、公表している。

(入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像)

(入学希望者に求める水準等の判定方法)

<学部>

学部入学希望者に対しては、入学試験ごとに出願資格を設定している。求める学生像等においては、各学科の AP として、1. 求める学生像、2. 入学前に培うことを求める力、3. 評価の方法の構成で統一し、明示している。AP に関しては、本学 HP [教育方針] 及び [入試情報] 入学試験要項一覧より、総合型選抜・学校推薦型選抜、一般選抜の区分ごとに、出願資格、選抜方法とともに、受験生に公表している。

<大学院>

大学院入学希望者に対しては、入学試験制度ごとに出願資格を設定している。求める学生像等においては、各専攻の AP として、1. 求める学生像、2. 入学前に培うことを求める力、3. 評価の方法の構成で統一し、明示している。AP に関しては、本学 HP 「教育方針」に掲載し公表している。

また、資料請求者による説明会等で配布する入学試験要項において公表している。

<通信教育課程>

本学が求める学生像等は、AP に、1. 求める学生像、2. 入学前に培うことを求める力、3. 評価の方法の構成で統一し、明示している。AP に関しては、本学 HP 「教育方針」及び通信教育部 [入学を希望される方へ] の募集要項より、出願資格、選抜方法とともに、入学希望者に公表している。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施

・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

(学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定)

<学部>

各学部・学科では、AP に基づいた学生を募集するため、入学センターを中心に、下記のように各学部・学科の教員と教職協働による学生募集を行っている。

1. オープンキャンパスの際の入試関連企画（過去問解説、小論文対策等）
2. リエゾン教育プログラム（高大連携入試の受験希望者に向けた入学前教育）
3. 高等学校への出張講義等（模擬講義／分野別説明会／入試説明会）

4. 新聞社等主催の相談会
5. 高校訪問
6. インターネットによる広報活動（大学 HP、LINE 等の SNS）
7. 印刷物による広報活動（大学案内、入試ガイド、入学試験要項等）

学部の入学者選抜は、総合型選抜（探究型、スポーツ文化型）、学校推薦型選抜（高大連携、専門課程、同窓生等、公募制）一般選抜（大学入学共通テスト利用入試〔前期・後期〕、A 日程〔統一・分割（スカラシップ（成績上位者）〕、B 日程〔統一（小論文型）・統一（選択科目型）〕、C 日程〔統一〕）、その他の入試（帰国生徒、社会人、外国人留学生入試）とした入試区分を設定し、多様な選抜方法で受験の機会を設けている。

2020 年度からの新たな試みとして、本学学部学科の分野に触れる機会を希望する高校 1 年生から 3 年生の生徒が参加できる「高大連携プログラム」を実施している。2021 年度から「リエゾン教育プログラム」に名称変更し、高校と大学相互のつながりや学部学科の理解をより深め、入学後の学修に対する目的意識や将来に対する意識の向上につなげる取り組みを実施した。2024 年度の受講者数及び修了者数は以下の通りである。

	高校 1 年	高校 2 年	高校 3 年	総数（実数）	※昨年度実績 総数（実数）
受講者数	5 名	48 名	968 名	1,021 (929) 名	666 (567) 名
修了者数	4 名	38 名	780 名	822 (795) 名	510 (471) 名

高校 3 年生の受講修了者には、学校推薦型選抜〔高大連携〕の出願資格を与え、本学への進学が第一希望の者で、評定を満たし学校長から推薦された場合、学校推薦型選抜〔高大連携〕に出願を可能とした。その結果、学校推薦型選抜〔高大連携〕の定員数 120 名に対し、志願者数は 342 名であり、前年度志願者 209 名より増加していることから、学科の学びを知ることにより入学後の意欲の高い学生が入学しており高大接続のために有効であったといえる。

総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜のいずれにおいても、入学者選抜は、「学力の 3 要素」（①知識・技能②思考力・判断力・表現力等③主体性を持ち多様な人々と協働しつつ学習する態度）を多面的・総合的に評価している。

なお、「学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定」については、入学後の成績（GPA）、卒業率、課外活動への参加、就職状況などを高等教育推進センターからのデータ分析に基づいて、入学者選抜委員会で毎年検証を行っている。

＜大学院＞

大学院の学生募集は、学内進学者と、一般・社会人向けの説明会を開催している。そのほか、総合福祉学研究科では、福祉施設や福祉学・心理学領域を備えている大学への大学院案内等の発送、教育学専攻では、東北地方を中心として各自治体の教育委員会や教育学領域を備えている大学への資料発送を行っている。

大学院の入学者選抜制度については、修士課程は一般選抜、特別選抜推薦（学内）、社会人選抜、博士課程は一般選抜、社会人選抜とした入試区分を設定し、多様な選抜方法で受験の機会を設けている（通信制大学院は、一般選抜のみ）。

入学者選抜方法は、入学試験要項の AP に明示している「求める学生像」及び「入学前

に培うことを求める力」を備えている人材かどうか評価するため、修士課程は、出願書類、口述試問、一般選抜では筆記試験、社会人選抜及び特別選抜では小論文により総合的に評価している。また、博士課程は、出願書類、口述試問、筆記試験により、総合的に評価している。

<通信教育課程>

通信教育部の学生募集は、通信教育部独自の大学 HP、入学案内、募集要項及びリーフレットなどで情報提供を行っている。さらに、各地の合同入学説明会への参加及び各地で独自の入学説明会開催により広報に取り組んでいる。2024 年度からは通信制高校を対象とした高校訪問やオープンキャンパス時に通信教育部専用のブースを設け相談会を行うなど新たな取り組みも実施し、広く情報提供を行った。

生涯学習、高等教育の社会人への開放の理念もあり、募集要項の AP にも記載のとおり入学者選抜は、書類選考とし、4 月入学及び 10 月入学の年間 2 回の入学時期を設け、ほぼ全員が入学している。入学者選抜方法及び事務手続きの手順・方法は、募集要項で明確にしている。

(授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供)

<学部>

授業料や実習費に関しては、本学 HP、大学案内、入試ガイド及び各種パンフレット、受験雑誌等で情報提供し、公正かつ適正な学生募集に努めている。さらに、オープンキャンパス、各入試説明会などを通じて周知・案内している。

また、奨学金等に関しては「東北福祉大学奨学金規程」等に基づき情報の提供に努め、「高等教育の修学支援新制度」は、本学 HP 「高等教育修学支援制度」への掲載を行い、経済的支援に関する情報提供を行っている。

<大学院>

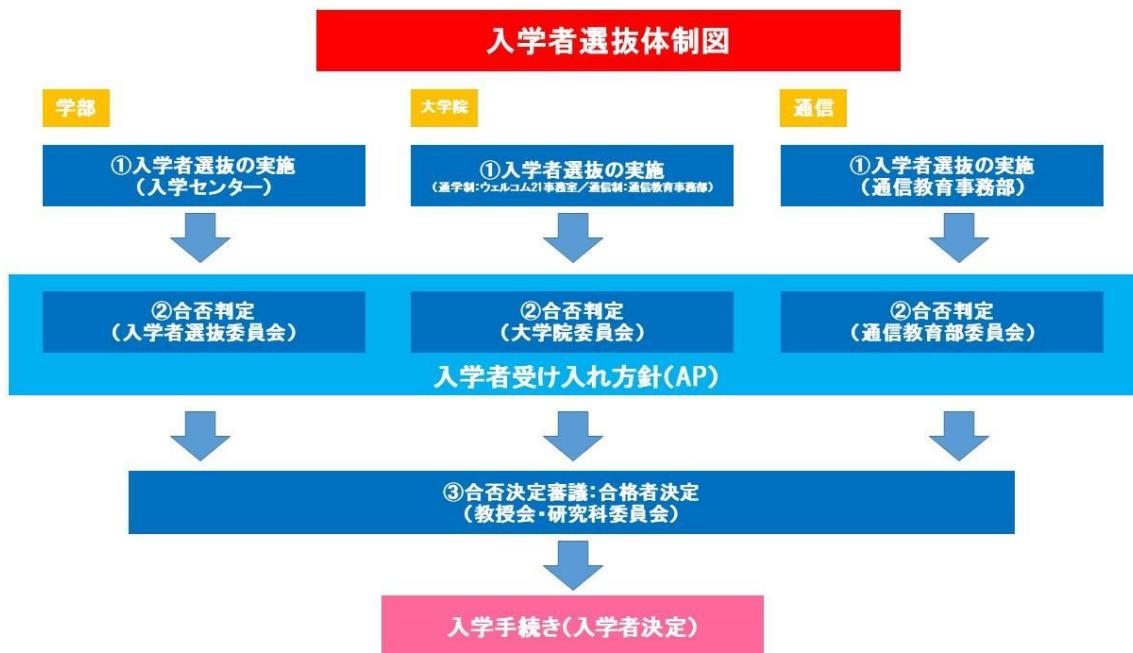
授業料や実習費、奨学金等に関しては、本学 HP 及び入学試験要項に記載し、要項に関しては資料請求者や、説明会などを通じて周知・案内している。「経済的支援に関する情報提供」に関しては、本学 HP において、本学の奨学金制度等の経済的支援に関する情報提供を行っている。また、2024 年 10 月受験からの大学院試験合格者に対して「授業料後払い制度」の案内を送付し、令和 7 年度入学予定者より 2 名が利用を希望して手続きを行った。日本学生支援機構への予約申請も完了し、令和 7 年度に奨学生として採用予定である。

<通信教育課程>

通信教育部募集要項では、入学選考料や入学後の諸経費を掲載している。また、社会福祉士や精神保健福祉士を取得する場合のシミュレーションを明記し、受験生が理解しやすいように工夫している。「経済的支援に関する情報提供」も、学費の分割納入、奨学金、「高等教育の修学支援新制度」などの案内を行っている。

(入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備)

図 5・1 入学者決定までのフロー



<学部>

入学者選抜実施のための体制として、「入学者選抜委員会規程」により、役職にある教員及び学長が指名する者からなる選抜委員及び試験実施本部の組織を設置している。入学者選抜委員会では、APに基づき合否を判定し、判定結果について教授会で審議した上で学長が受け入れを決定している。入学試験の実施にあたっては、入学センター長を長とし入学センター職員がその円滑な遂行に努めている。入学者決定までのフローは上図 5・1 の通りとなる。

入学試験・選抜の実務の適切性も入学者選抜委員会で検証している。

<大学院>

大学院では、学長を委員長とする大学院委員会を設置し、APに基づき合否を判定し、判定結果について教授会で審議した上で学長が受け入れを決定している。入学試験・選抜の実務の実施にあたっては、通学制は、ウェルコム21事務室（大学院）、通信制は通信教育部事務室（大学院）が中心になり、円滑な業務遂行に努めている。入学者決定までのフローは図 5・1 の通りとなる。

<通信教育課程>

通信教育部では、通信教育部委員会を設置し、APに基づき合否を判定し、判定結果について教授会で審議した上で学長が受け入れを決定している。入学者選抜の実務の実施にあたっては、通信教育部事務部により円滑な遂行に努めている。入学者決定までのフローは図 5・1 の通りである。

(公正な入学者選抜の実施)

- ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

(入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施)

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

本学では、病気や障がいを理由に、入学試験における配慮が必要になる場合や、受験前の事前相談など、本人及び保護者・保証人と入学試験の実施から在学中の学修・学生生活・卒業後の進路指導に至るまで、相互の理解のもとで教育の成果があげられるように努めている。

「障がいのある学生の受け入れ方針」を2017年4月1日施行で定め、本学HPに公開し合理的な配慮を実施しており、入学希望者から提出された受験（修学）配慮希望票での内容、また事前の入学希望者と学部・学科・研究科、通信教育課程並びに関係部署との話し合いに基づき、可能な限り障がいのある学生を受け入れている。

また、「障がいのある学生の受け入れ方針」においては、内部質保証委員会を中心に、健康管理課、特別支援教育研究室の関係部署において見直しを行い、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（2016年4月1日施行）に基づき、「障がい学生の支援に関する方針」によっては表題を「障がいのある学生の受け入れ方針」と記載）を2021年4月1日より施行している。これにより、入学者だけでなく、入学後の修学に関する支援等の対応をしていくものとする。

<学部>

学部の大学入学共通テスト利用入試及び一般選抜において、その透明性を確保するため、出願受付終了後に募集人数に対する志願状況の情報を公開している。合格発表は大学HP上で行っている。

受験をする者で、病気や障がいなどがあり、受験上や修学上の配慮が必要な学生の受け入れについては、出願前に入学センターに相談し、配慮を希望する場合は、相談時に本学所定の申請書「受験（修学）配慮希望票」及び医師の診断書または「障害者手帳」などの写しを提出している。手続方法や所定の申請書は、入学ガイドや各入学試験要項に掲載している。

<大学院>

大学院を受験する者で、病気や障がいなどがあり、受験上や修学上の配慮が必要な学生の受け入れについては、出願前に通学制はウェルコム21事務室（大学院）、通信制は通信教育部事務室（大学院）に相談し、配慮を希望する場合は、相談時に本学所定の申請書「受験（修学）配慮希望票」及び医師の診断書または「障害者手帳」などの写しを提出している。手続方法や所定の申請書は、各入学試験要項に掲載している。

<通信教育課程>

通信教育課程では、病気や障がいなどがあり、合理的な配慮を希望する場合「障がい（疾病）にともなう配慮等申請書」で申告し、希望に応じ個別相談を行っている。以上の手続方法や、所定の申請書は、通信教育部「入学をご希望の方へ」の募集要項に掲載している。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

（入学定員に対する入学者数比率（【学士】））

（収容定員に対する在籍学生数比率）

＜学部＞

入学定員の管理については、入学センターが行っている。具体的には、過去の入試結果や入学辞退者状況などを鑑み、入学センターによる合格者事務局案を入学者選抜委員会に提出して審議し、合格者を決定し学長に進達し、教授会で承認を得ている（図 5-1）。なお、入学者数が入学定員を割り込むことが見込まれる場合には、入学者選抜委員会の了承を得て追加合格の措置を講じることで、入学定員充足率を総合福祉学部は 1.05、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部は 1.10 未満に極めて近い比率で維持するよう努めている。

2024 年度の入学者は 1,295 名（入学定員 1,300 名）であり、入学定員に対する入学者数比率は 1.00 である。また、収容定員 5,200 名に対する 2024 年度の在籍学生数は 5,298 名で、在籍学生比率は 1.02 である。各学部・学科の入学者数、在籍学生者数は本学 HP で公開している。

なお、収容定員の管理は、教務部で行っている。編入学希望者の受け入れは、収容定員との関係から判断するため、特に定員は設けていない。

また、2016 年度に実施した大学基準協会の認証評価において指摘事項のあった努力課題（入学定員超過率及び収容定員超過率）については、2017 年 3 月実施の部長学科長会議において共有し、改善の方向性が決定された後、内部質保証委員会から担当部署へ対応を求めている。入学センターを中心に、総合福祉学部の過去 5 年間の入学比率の平均、総合福祉学部の収容定員比率、福祉心理学科の過去 5 年間の入学比率の平均、福祉心理学科の収容定員比率がいずれも 1.20 未満に改善している。

大学全体でも、2020 年以降の入学者は 1,390 名、1,342 名、1,339 名、1,318 名、1,295 名（いずれも入学定員 1,300 名）と推移し、入学定員に対する入学者数比率 5 年間平均は 1.03 である。同様に 2020 年以降の在籍学生者数は 5,838 名、5,707 名、5,535 名、5,414 名、5,298 名（いずれも収容定員 5,200 名）と推移し、在籍学生比率の 5 年間平均は 1.07 である。

＜大学院＞

定員管理は、過去の入試結果を踏まえ、大学院委員会で審議し、合格者を決定している。研究科の入学者数、在籍学生者数は大学 HP で公開している。

収容定員の管理は、通学制はウェルコム 21 事務室（大学院）、通信制は通信教育部事務室（大学院）で行っている。収容定員は、大学院委員会において適切か検証している。

＜通信教育課程＞

定員管理は、通信教育事務部による合格者事務局案を通信教育部委員会で審議し、教授会の審議を経て、学長が許可し合格者を決定している（図 5-1）。

2024 年度の正科生（入学定員 800 名）の入学者は 428 名（4 月入学者数 354 名 + 10 月入学者数 74 名）であり、入学定員に対する入学者数比率は約 54%（前年比約+2%）であった。これは、入学説明会や新たに実施した高校訪問やオープンキャンパス等における広報活動に効果があったと考えられる。文部科学省の学校基本調査においても、通信制大学の 18 才（若年層）での入学者数増加が確認されており、本学も同様に若年層の入学者割合が増加していることから、来年度以降は通信制高校を主とした出前ガイダンス及び仙台駅東口キャンパスでの体験の機会を作っていく。

なお、科目等履修生を含めた入学者数は 571 名（4 月入学者数 462 名 + 10 月入学者数 109 名）であり、入学定員に対する入学者数比率は約 71%（前年比約-2%）であった。今後は幼保特例法が延長されたことを鑑み、幼保特例希望の科目等履修生確保を進める同時に、科目等履修生でのパッケージ履修等を検討し、興味・関心の高い分野を学び易い環境の整備を図る。

また、収容定員 3,200 名に対する在籍学生数は、2024 年 5 月 1 日現在 1,948 名で、在籍学生比率は約 61%（前年比約-5%）であったが、退学・除籍者数は改善がみられており、昨年度に比べ減少がみられている。各学部・学科の入学者数、在籍学生者数は大学 HP で公開している。

収容定員の管理は通信教育事務部で行い、収容定員は、通信教育部委員会において適切か検証している。

なお、定員未充足について、総合福祉学部及び社会福祉学科・福祉心理学科が組織として、通信教育事務部・執行部と連携して取り組んでいく必要がある（詳細後述）。

（収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応）

これまでも過剰、未充足にあたる学部学科に関しては、内部質保証システムのもと是正に努めており、2024 年度は下記のように取り組み、点検・評価を行った。

<大学院（総合福祉学研究科、教育学研究科）>

①効果を上げた事項

- ・大学院 PT において、入学説明会の内容、回数の検討、実施をはじめ、科目等履修生、実践力育成プログラム（以下、BP）履修者への懇親会を企画、実施するなどして定員の充足を図った。
- ・学部から大学院に進学して学ぶ学生に対する早期履修制度の導入を核とする学部生への広報戦略と、社会人入学者増を目指した通学制と通信制大学院の一体的運営のあり方を抜本的に見直す検討を行った。早期履修制度は令和 7 年度から導入することを方針とし、社会人入学者拡大については、令和 7 年度を広報など働きかけ強化の試行期間とする方針を定めた。
- ・リハビリテーション学科から 2 名、保健看護学科から 2 名の教員が大学院の科目を担当し、大学院の開講科目の分野の拡大と研究方法に関わる教授内容の充実に努めた。また、看護・リハビリテーション領域から本学の博士課程・修士課程への進学者が得ら

れている。

②課題事項・今後の発展方策

- 修士課程（通信）については、引き続き TFU 実学臨床研究セミナーや入学説明会により、積極的な広報活動を展開する。また、BP・科目等履修生が大学院進学予備軍として好循環が生まれているため、この層の方々への丁寧な働きかけを引き続き行っていく。
- 引き続きストレートマスターと社会人受験者の確保に向けた方策、看護・リハビリテーション専門職の入学が見込めるような研究分野の拡大の可能性について継続し検討していく。
- 特別支援教育分野で社会人（現職教員）が学び易い体制を構築する。

<通信教育課程>

①効果を上げた事項

- オープンキャンパスでは、通信教育部単独での説明・相談会の機会を新設し、情報提供を行った。
- 主として通信制高校に対し、通信教育部独自の高校訪問を開始し、入学センターと情報共有している。
- 学びの環境整備として、入学前に学修方法や実習のガイダンス動画を配信することで不本意入学対策を図った。また、授業科目の他、ガイダンスや国試対策においてもオンデマンド型を採用することで、社会人学生の時間的負担軽減を図っている。

②課題事項・今後の発展方策

- 通信制高校を主とした出前ガイダンス及び仙台駅東口キャンパスでの体験の機会を作る。
- チャットボットや AI による対応の可能性を検討し、教職員の負担軽減と併せて実現の可能性を模索する。
- 保特例希望の科目等履修生確保を進める。なお、科目等履修生でのパッケージ履修等を検討し、興味・関心の高い分野を学び易い環境の整備を図る。

上記のような取り組みを行っているものの、定員未充足の改善は図られていない。今後も内部質保証システムを活用し関係部門における課題改善を進めるとともに、内部質保証委員会にて全学的な対応策を検討していく。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価)

(1) 大学全体

学部学生の受け入れの適切性については、各入試終了後に、入学者選抜委員会により、

学部・学科及び専攻ごとに、入学者受入れの方針に基づき公正かつ適正に実施されているかを点検・評価し、高等教育推進センターに報告・分析され、適切に実施されているか点検・評価している。大学院については、大学院委員会で、学務内容や学生の受け入れの大きな方向性を検討し、その後の研究科委員会にて具体的対応策を検討している。通信教育課程については、通信教育部委員会で学部・学科及び専攻ごとに入学者受入れの方針(AP)に基づき公正かつ適正に実施されているかを教授会審議事項の事前審議を行っている。

(2) 学部

全学部において、APに基づき、学生募集を行うとともに、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜を実施している。学科会議においては、各学科における広報の内容や成果を提示し、APに基づき学生募集が公平かつ適正に実施されているか点検をしている。

各入試結果を基に、学科及び専攻ごとに各入試の定員、出願資格、試験問題、面接内容を点検・評価し、それらを入学者選抜委員会での審議を経て部長学科長会議及び教授会に諮り、次年度の入学試験要項の策定に反映させている。通信教育部においては通信教育部委員会が、大学院では大学院委員会がその役割を担っている。

(点検・評価結果に基づく改善・向上)

(1) 大学全体

本学の入学者選抜は、APを踏まえ、学部長や学科長を中心とした入学者選抜委員会において、内部質保証システムを活用し、定期的に点検・評価を行っている。入学センターからは、学科別や入試区分別、地域別志願者数の前年対比及び志願者全体の推移（開学から現在まで）などを報告し、現状を把握するとともに、課題を明確にし、次年度以降に向けた募集活動に繋げている。また、入試制度や学生募集活動については、各学科で協議された内容も入学者選抜委員会において協議され、各学部各学科の合意のうえ審議される。それを基に、地域別の志願者数を評価し、高校訪問等の広報活動を行っている。なお、学生の受け入れの適切性については、各学科から選出された入学センター所員（教員）と入学センター職員で、報告会等を設け連携し、協議する体制を整えている。

(2) 学部

入学者選抜については、入学者選抜委員会において、APに適応した選抜を実施している。入学定員に対する入学者数比率も適切である。高大接続改革に基づいた（学力の3要素等）入学者選抜の実施や、3ポリシーの検証、高大連携等も、入学センターを中心に改善を進めている。

しかしながら18歳人口の減少が続く中で、直近5年間の一般入試においては志願者数が漸減の傾向にある。今後も18歳人口は減少傾向にあることを踏まえ、広く社会に本学の魅力を如何にアピールするかその取り組みが求められている。

学部の学生募集に関する取り組みとして、関係部署の担当者（教職協働）で構成するワーキング・グループによる検討会議を実施し、今後の学部の学生募集を含む入試広報について改善をしている。

「大学入学の入り口（入試）から、大学の建学の精神やミッションに基づき、魅力的な東北福祉大学ならではの教育システムを構築し、学内外に示していくためにも、総合型選抜の位置づけはより明確に可視化して（図に示すなど）、今後は「東北福祉大学の教育システム」の象徴として、よりインパクトのあるものへと強く打ち出していく必要がある。今後は総合型選抜だけでなく、今年度新設した学校推薦型選抜高大連携入試や、ほかの入試制度においても選抜成果及び学生の成長を「可視化」できるシステムづくりが求められている。

高大連携事業では、2020年度より開講した本学独自の「高大連携プログラム」（2021年度から「リエゾン教育プログラム」に名称変更）を実施し、プログラムの効果測定や妥当性の点検・評価を、受講生・高校の進路指導部からのアンケートを基に行っている。データ及びエビデンスを用いた検証については今後も継続し、高校側、大学側双方のニーズをより満たすように高大連携事業を推し進めていく。

リエゾン教育プログラムから入試まで、教育の一環として機能しており入学志願者の成長や覚醒の場、貴重な教育の場になっている。その成果は高い卒業率や、学科の専門性を生かした進路を選択する者の多さに表れている。その他、入学前教育に関しては、APに記載されている「入学前に培うこと」を基に、入学前レポートを課し、入学前から社会課題に興味をもって論理的に考えることに繋がり、スムーズに大学での学びへの移行に結びついていることとして、評価した。

また、APと、CP、DPとの相関性をさらに客観化し、教育成果の可視化が可能になれば、より一層人材育成の成果が顕著な大学として評価が高まるものと期待する。

5.2.長所・特色

「リエゾン教育プログラム」において、高等学校の生徒を対象に大学の理念や学科の専門分野に関する講義等を夏季休暇期間中に開講し、当該プログラムを通じて福祉分野への興味・関心を高め、また、プログラム修了者に対して「学校推薦型選抜〔高大連携〕」の出願資格を与えていた。このような特色あるプログラムを通じて志願者が増加しているとともに、福祉分野のみならずそれを応用した産業や保健医療分野を指向する学生の受け入れに繋がっている。

5.3.問題点

収容定員に対する在籍学生数比率について、総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程（通信制大学院を除く）で0.30、同福祉心理学専攻修士課程（通信制大学院を除く）で0.38、教育学研究科教育学専攻修士課程で0.30と低いため、大学院の定員管理を徹底し、改善に向けた具体的改善方策を検討し、取り組んでいく必要がある。

また、通信教育課程についても総合福祉学研究科においては改善傾向であるものの、総合福祉学部社会福祉学科及び同学部福祉心理学科については定員未充足が続いているため、広報活動の強化や通学課程と通信課程の連携を更に進めていくことが望まれる。

5.4.全体のまとめ

入学者選抜については、入学者選抜委員会を設置し、APに適応した選抜を実施してい

る。入学定員に対する入学者数比率も適切である。高大接続改革に基づいた（学力の3要素等）入学者選抜試験の実施や、3ポリシーの検証、高大連携等も、入学センターを中心に改善を進めている。

2023年度受審した第3期認証評価では「長所」として「リエゾン教育プログラム」が挙げられた。今後は従前より評価の高い総合型選抜はもとより、「リエゾン教育プログラム」をさらに発展させ、魅力的な「東北福祉大学ならではの教育システム」として学内外に示していく必要がある。また、来年度は新学部新学科に対する募集活動も強化していくとともに、大学院（通信制大学院含む）、通信教育部の入学定員に対する入学者数確保についても大学全体として危機感の共有を図り、組織をあげた取り組みを継続していく。

第6章 教員・教員組織

6.1.現状の説明

6.1.1.大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

- 各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

(大学として求める教員像の設定)

- 各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

本学が求める教員像は「本学の求める教員像および教員組織の編成方針」の「1 本学の求める教員像」に記載されている。その内容を要約すると下記のとおりである。

建学の精神「行学一如」と、教育の理念「自利・利他円満」を踏まえ、

- (1) 3つのポリシーを理解し、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、かつ教育に熱意をもっている。
- (2) 専門分野の研究者として絶えず研鑽を積み、継続的な成果を生み出す。
- (3) 大学に求められている役割を認識し、他の教職員と協力して大学運営を円滑かつ効率的に推進する。
- (4) 自らを省察し、常に向上をめざして FD 研修の他、あらゆる機会に自らの資質・能力の研鑽に努める。

教員の使命と役割については、学内規程の「本学の求める教員像および教員組織の編成方針」において明確に定められている。また、資質については、「東北福祉大学教員選考基準」において、教授・准教授・講師・助教・助手の資格としての資質が明記されている。

(各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示)

「教育研究組織の編成方針」および「大学の求める教員像および教員組織の編成方針」の「2. 教員組織の編成方針」に記載されている。その内容を要約すると下記のとおりである。

2-1 教員配置

- (1) 大学の目的・理念に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準に則った専任教員の配置。
- (2) 教育特性に見合った対学生数比をともなう人数を有し、適切な年齢・職位バランスを考慮し、教育課程に相応しい教員の配置。

(3) 教員組織の国際性に留意するとともに、特定の範囲の年齢、性別に著しく偏ることのないよう多様性に配慮。

2-2 教員人事

(1) 教員の募集・採用・昇格に関しては、全学の任用規程の適切な運用を行い、十分な透明性と公平性を確保。

(2) 科目担当者ならびに大学院指導資格上の適合性については、3ポリシーの「教育課程編成・実施の方針」に基づき、かつ、教育・研究上の実績を踏まえ、厳正に審査し、相応しい教員を採用。

また、本学の建学の精神や教育理念、目的の実現に向けて策定された「本学の求める教員像および教員組織の編成方針」をふまえ、学部・学科、研究科・専攻毎に求める教員像および教員組織の編成方針を定めている。

6.1.2.教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

(大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数)

本学は、「教育研究上の目的」を実現するために、3ポリシーの「学位授与の方針」、「教育課程編成の方針」に基づいた「教育研究組織の編成方針」を策定し、教員組織を編制している。また、当編制においては、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準を遵守している。本学全体の専任教員は、2024年5月現在で225名である。（後述する表も参照）

(適切な教員組織編制のための措置)

教員構成に関しては、編制に関する方針の他に、以下の学内規程に明記されている。

- ・「組織・職制規則」第3章（大学及び大学院）第5条（職位及び職能）3項
- ・「大学院学則」第60条（教員組織）

(編成方針に沿った現状の検証)

教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性については、学部・学科、総務部、教務部及び学内理事会、経営戦略会議において、確認・検証している。各学位課程の目的に即した教員配置が不足している場合は、各学部・学科からの要望と全体のバランスを鑑みて、改善している。また、国際性、男女比、バランスのとれた年齢構成への配慮、研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置についても、同様に適宜改善している。教員組織の現状をデータで示すと、下記のようになる。

専任教員数（2024年度）

教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手その他	計
—	2人	—	—	—	—	—	2人
総合福祉学部	—	31人	33人	11人	4人	1人	80人
総合マネジメント学部	—	11人	9人	2人	1人	0人	23人
健康科学部	—	24人	15人	10人	19人	3人	71人
教育学部	—	25人	19人	2人	1人	1人	47人
附置研究所	—	1人	0人	0人	0人	0人	1人
その他	—	0人	0人	0人	0人	1人	1人

専任教員 コマ数 推移（2020年～2024年）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
平均コマ数	6.77	7.34	7.75	8.09	7.11

2019年度の自己点検・評価報告書において、専任教員の中で担当コマ数が6コマに満たない教員や、研究業績の情報公開が十分とはいえない教員が散見されていたことを踏まえて、適切な人事評価を行うため、2020年度から教育研究活動について継続的な把握に努めている。研究活動のデータ・ベース化の推進を図るため、年5回の情報更新の時期にあわせて、学内ポータルシステム等を通じて働きかけを行っている。

非常勤講師数や担当科目数の適正な配置についても、教務部を中心に改善を継続している。専任教員の平均担当授業数は兼任教員数の減少やカリキュラム改編に伴い、増加傾向にあったが、2024年度は昨年度よりも減少した。ただし、平均値は「就業規則」に示す責任担当授業時間数を超えており、これは新カリキュラムと旧カリキュラムの合同授業が認められていないことがコマ数増加の一要因ともなっているが、第3期認証評価の指摘事項ともなっているため、教員の教育研究活動に支障がないよう引き続き改善に取り組んでいく。

非常勤講師数 推移（2020年～2024年）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
非常勤講師	265(152)	269(128)	261(133)	271(139)	249(127)

※（）内は、評価責任をもつ非常勤講師（単独で科目を担当する）の人数（オムニバスを除く）

また、教員の配置、丁寧な教育、今後学科として注力したい研究教育を進めていくうえで、どの専門分野の教員が不足しているのか等、データをもとに現状を把握していくことが必要と考えている。その対応策として、各科目における教員の配置表の作成等により検証することが挙げられる。また、専門領域が細分化されている専攻に関しては、カリキュラムツリーやカリキュラムマップを構成し、その領域毎の教員数に過不足がないか等を確認していく。その他、学部横断的な専門分野について担当する教員が不足している場合は、学部長が調整する等、総合的視点も必要となる。

6.1.3.教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

（教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備）

教員の任免は、学内理事会、経営戦略会議において、当年度ごとの懸案事項に沿った人事方針を決定し、進めている。

本学における教員の採用および昇任については、学内規である「東北福祉大学教員選考規程」により人事委員会で行われ、本学の教員（教授、准教授、講師、助教、助手）の選考基準が明記されている「東北福祉大学教員選考基準」に基づき選考審議を行った上で、学長に進達され、決定される。

また、「学則」第 10 条に基づき、人事委員会では専任教員の任免及び昇任または降任の選考を行っており、「就業規則」および「東北福祉大学教員選考基準」により被選考者の学歴、教員としての経歴、研究上の業績（刊行された著書、論文、報告書等）、専攻分野に関する実務上の実績等の他、学会および社会における活動、勤労意欲、勤務態度・姿勢、人柄なども考慮し、総合的に判断している。

本学教員の募集については、総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部の各学部の教員の採用にあたって、本学 HP や科学技術振興機構 JREC-IN 等を活用し、公募での採用を実施している。そのほか、各学部の専門分野により、学校教育法をはじめ、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則や診療情報管理士養成校としての指定基準等特定の規則に従い、教員を採用している。

昇格は、当該教員の教育への取り組みや研究業績に偏重することなく、学内外での活動状況等から多面的に判断し、人事委員会で候補者を選考（審査）し、学内理事会の議を経て、教授会において報告している。なお、昇格の審査基準として研究教育業績の他に社会的活動、学会および社会における活動も加味し、建学の精神である「行学一如」および「自利・利他円満」に沿ったものとしている。

以上のことから、募集、採用、昇任等に関する基準の設定と規程の整備は適切に行われていると考えられる。

(規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施)

通学制および通信制大学院の教員は、大学院大学制度を取らないため、大学としての教員採用を行い、学部兼担を原則としている。教員人事は、「人事委員会規程」に則り、「就業規則」および「東北福祉大学教員選考基準」により審議したうえで、学長に進達され、決定される。

大学院指導資格についての基準については、「東北福祉大学大学院研究指導教員等判定基準」、「東北福祉大学大学院担当教員資格規程」および「東北福祉大学大学院担当教員資格審査規程」を制定し、2018年4月1日より施行している。

さらに、2021年度から、教員の昇任選考手続き及び基準、任期を定めて雇用する教員の採用・更新に関する事項を明確にするため、「教員昇任選考手続き及び基準に関する人事委員会の内規」を制定し、人事に関して厳密に実施している。また、同年度には、「任期を定めて雇用する教員の採用・更新等に関する内規」を定め、任期制教員の採用・更新に関しても明確化している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等は、規程に沿って行われていると考えられる。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

(ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施)

本学のFDは、これまでFD活動を行ってきたFD委員会から、本学規程「東北福祉大学高等教育推進センター規程」第7条に定められた高等教育推進センター・職能開発部門に2022年度より移行された。

なお、下記に示すように、FDは授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な研修である。また、SDは、職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質の向上を目的とする。したがって、教員SDは、FDに当たる授業内容・方法に関する研修等を除いた教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な研修としている。なお、下記のFDは、2022年度から高等教育推進センター・職能開発部門が担当している。

【本学FD研修又は研究等】

- 1 教員の資質向上のためのプログラムおよび教育システムの企画・開発
- 2 研修会の開催
- 3 授業内容、方法の改善、向上
- 4 教員間での教育能力向上および教育改善に関する認識の共有
- 5 教員の教育能力向上および教育改善のための調査等の実施
- 6 教育業績評価委員会に審査された教員に対する教育能力の支援
- 7 FDの専門家の養成

8 連携支援等

【本学教員 SD 研修等】

- 1 教育に関する知識及び技能の修得の研修
- 2 研究に関する知識及び技能の修得の研修
- 3 社会貢献に関する知識及び技能の修得の研修
- 4 大学運営に関する知識及び技能の修得の研修
- 5 その他の大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な知識及び技能の修得に係わる研修等

上記は全学共通の取り組みであるが、各学部・学科および各研究科専攻単位でも定期的に FD、教員 SD が実施されており、その内容は報告書として全学的に共有されている。

しかし、第 3 期認証評価において「教育改善に関する固有の FD について、学士課程では各学科で取り組むこととしているものの、総合福祉学部社会福祉学科、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科、同学部情報福祉マネジメント学科、健康科学部リハビリテーション学科及び同学部医療経営管理学科では実施していない。また、修士課程・博士課程全体又は各研究科では教育改善に関する固有の FD を実施していない。さらに、教育改善以外の研究活動の活性化や社会貢献活動等の推進を図ることを目的とした、教員の資質を向上させる取り組みを実施しているものの、参加率が低いため、改善が求められる」と指摘をうけた。教育改善に関する固有の FD については、2024 年度全学科において実施があったが、研究科の実施は出来ていないため、引き続き改善を図る。また、教員の資質を向上させる取り組みにおける参加率の向上については今後も高等教育推進センターを中心に改善策を講じていく。

(教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用)

アカデミック・ポートフォリオ、あるいはティーチング・ポートフォリオ（本学における名称は「教員個人の自己点検・評価シート」）の毎年の作成・提出により、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の把握を行っている。

2022 年度より一部改正した「教員個人自己点検・評価等実施要項」に基づき、教員個人自己点検・評価シートの提出がなされ、2024 年度の全体の提出率は昨年の 80.4%から 87.4%へと向上した。提出されたシートは、学科長、学部長及び学長が確認しており、学部長等から適宜助言等がなされている。今後の大学運営の活動の活性化・実質化を図るとともに、昇任選考や定年制移行等を検討する際の基礎資料として活用する準備が整っている。

6.1.5.教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価)

(点検・評価結果に基づく改善・向上)

教員組織の適切性については、学部・学科、総務部、教務部及び学内理事会、経営戦略会議において定期的な点検・評価を行っている。また、その改善の方策については、学部学科（教育課程）再編検討委員会を設置し検討を進めており、新しい学位プログラムに対応したカリキュラムを検討し、それに必要な教員配置を検討していく。

6.2.長所・特色

本学では、「大学として求める教員像及び教員組織の編成方針」に基づき、大学設置基準や本学就業規則などにより、各学部・研究科の教育課程に相応しい教員組織を適切に整備している。非常勤講師への授業依存の適正化に継続的に努めていることも評価できる。したがって、概ね適切に取り組んでいるといえる。

6.3.問題点

教育改善に関する固有の FD について、学士課程では各学科で取り組むこととしているものの、総合福祉学部社会福祉学科、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科、同学部情報福祉マネジメント学科、健康科学部リハビリテーション学科及び同学部医療経営管理学科では実施していない。また、修士課程・博士課程全体又は各研究科では教育改善に関する固有の FD を実施していない。さらに、教育改善以外の研究活動の活性化や社会貢献活動等の推進を図ることを目的とした、教員の資質を向上させる取り組みを実施しているものの、参加率が低いため、改善に向けた取り組みをしていく。

6.4.全体のまとめ

「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」に基づき、教員の資質能力の向上のための研修や論文執筆等の計画を策定し実施するとともに、年齢構成や職位構成、教育課程、今後の本学の経営方針に基づく、採用、退職そして昇格等の中長期的な計画を策定し、実施できるよう進めてきた。

しかしながら、第 3 期認証評価では「専任教員の平均担当授業数は兼任教員数の減少やカリキュラム改編に伴い、増加傾向にあり、平均値が「就業規則」に示す責任担当授業時間数を超えており」と指摘を受けている。これらは当面平準化することは困難だが、教員の教育研究活動に支障がないよう、例えば増担手当の在り方を検討するなど、できる限り改善に努める必要がある。

そのほかの問題点等についても、改善策を検討し今後の取り組みに反映していく。

第7章 学生支援

7.1.現状の説明

7.1.1.学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるように、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、建学の精神、および教育理念をもとに、「学生支援に関する基本方針」を以下のように定めている。

「学生支援に関する基本方針」

- 各学部学科・研究科が目標とする人材養成の実現に向けて、学修指導および福利厚生を充実させる。
- 学生が自らの学修に専念することができる環境を整備する。
- 学生の人間的成长と自立を促すための支援をする。
- 学生が対等な個人として尊重される快適で安全な環境を提供する。
- 学生一人ひとりが卒業後の進路を意識し、自らの質的向上を図るための支援をする。

上記の学生支援に関する基本方針を踏まえ、それぞれ「学修支援」「生活支援」「進路支援」に関する方針を定め、本学HPにも掲載し学内外に向け公表している。

また、内部質保証委員会を中心に見直し等を行っており、関係部署において、点検・評価を行っている。

7.1.2.学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

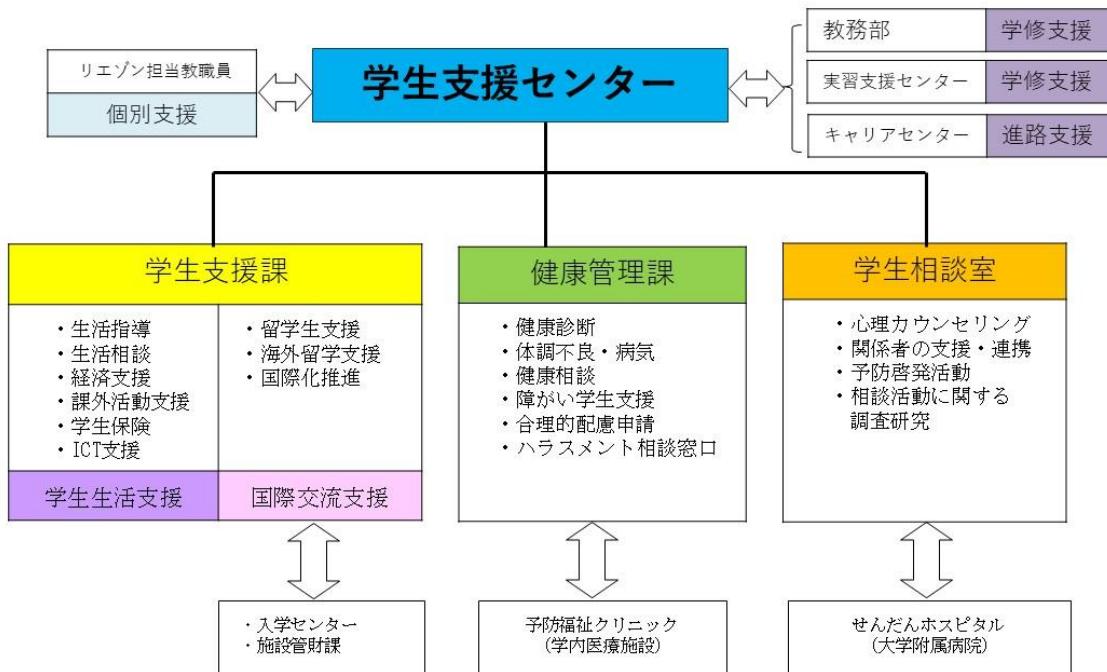
本学では、「学生支援に関する基本方針」に基づき、次のような体制を整備している。

「学修支援」は、学生が学修を円滑に進められるよう、下図7-1のように、教務部、教育・教職センター、学生支援センター（学生支援課ICT支援室）が連携を図りながら相談や指導を行っている。「生活支援」については、学生支援センター内（学生支援課、健康管理課、学生相談室）の3つの課・室を中心に、他部署とも連携を取りながら生活面の様々な相談に対応している。「進路支援」は、キャリアセンター（キャリア支援課）が主体となって行い、就業のマッチングや就職相談、セミナー等の開催をはじめ、初年次からのキャリア教育にも力を入れている。

なお、本学では1年生から4年生まで、少人数で構成されるリエゾンゼミI～IVが必修であり、ゼミ担当教職員を通じた学生の個別支援体制もとられている。

通信教育部・通信制大学院の学生支援は、上記の部署と通信教育事務部が連携・協働して行っている。

図 7-1 学生支援体制



評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他の学習支援
- ・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

（学生の能力に応じた補習教育、補充教育）

本学では、入学後スムーズに大学の教育に対応できるよう、入学予定者（全入試区分）に対し、入学前教育を実施し、毎月 1 回のレポート課題等を課している。学科教員が分担して丁寧な添削指導を行っており、課題の理解と執筆能力の向上が見受けられている。

また、入学後の補習教育としては、基礎学力テストを行い、成績不良者に対してフォローアップ補講を行っている。PCを活用した科目等については、SA（スチューデント・アシスタント）を配置しPCの操作方法のフォロー等、学科ごとに対応している。また、本学ではオフィスアワーを設けており、学生からの質問、あるいは学生相談や学修相談に応じている。

(正課外教育)

本学は自主的なボランティア活動や体育会活動、防災・減災教育活動が盛んであり、ボランティア活動においては、日本ではじめてボランティア活動の単位認定（「福祉ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」）を行った大学でもある。ボランティア系サークルは2024年度現在約37団体（在籍1,711名）あり、学生は幅広い領域のボランティア活動に積極的に取り組んでいる。また、地域からのさまざまなボランティア依頼に対し、円滑なマッチングが図れるように詳細かつ丁寧な説明と情報提供を行っている。2024年度のボランティア活動者数は2,140名で、例えば外部との連携事業で41回、教育旅行で6回（学内外を含む）、防災減災教育7回（学内外を含む）の活動を行った。

参加する学生も日頃行っている活動を中高生に伝えるため、教え方を工夫するなどプレゼンテーション能力が上がった。

減災と社会の防災力向上の役割を担う「防災士」資格取得のための「防災士養成講座」を5回行った。その他、本学の特色でもある防災・減災教育活動では、施設課を中心に初年次教育として設定している「リエゾンゼミⅠ」の授業で、防災・減災意識を養うこととした防災教育と体験型防災訓練を実施している。

体育会の活動は、24団体（2024年4月現在）により活動し、なかでも硬式野球部、ゴルフ部、女子バレー部、弓道部、女子ソフトボール部、空手道部は、日本一の実績を誇る強豪チームとなり、硬式野球部、ゴルフ部の卒業生においては、プロで活躍する選手を多く輩出し、スポーツを通じた人間教育も実践してきた。2019年度に発足したUNIVAS（大学スポーツ協会）に本学も加盟しており、総合成績は上位に位置している。

学生にとっては、現場実習やインターンシップ同様、ボランティア経験、体育系・文化系団体での活動参加を通じて、その実体験から自身の興味分野の学びを深めるとともに、自己成長・自己発見ができる貴重な教育の機会となっている。

(自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他の学習支援)

学内ポータルサイト内の「Q&A」機能を利用し、直接担当教員等に相談・質問をすることができる。内容により教員の判断による対応と、各部署との連携による支援体制を整えている。その他の学習支援としては、学生支援課ICT支援室で、貸与PCや学内ポータルサイト利用方法全般を、学生向けのICT支援室特設サイトを用意するなどしてサポートしている。

図 7-2 UNIVERSAL PASSPORT 「Q&A」学内ポータルサイト画面

※授業 Q&A 登録：講義内容等で質問がある場合に、担当教員に直接質問できる機能。

(オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）

本学では通信環境確保の支援として、学内無線 LAN の利用可能エリアの拡大整備を行っている。2年前には、学生全員（通学生）に通信環境整備のための支援金を支給するなどした。また、動画の再視聴機会の確保等については、科目担当教員が視聴期間延長などの対応をしている。

(留学生等の多様な学生に対する修学支援)

留学生に対する修学支援は、主に国際交流支援室が各部署と連携しながらきめ細かい支援を行っている。私費外国人留学生については、入学センターや学生支援課、施設課と連携し、入学前からニーズに応じて住居環境整備などの生活支援を行う他、入学後は教務部や留学生を支援する学生団体（国際交流サークル Cocosca）と連携し、履修支援やその他学業・生活両面での支援を行っている。経済的支援としては、大学が定める「私費外国人留学生学費減免制度」及び「私費外国人留学生奨学金制度（本学規程においても整備）」さらに「外国人留学生学習奨励費」をはじめとする留学生向けの奨学金情報を HP で紹介しており、これら外部の奨学金制度を活用することにより、厳正かつ公正な手続きのもとで、留学生の経済的負担を軽減することに努めている。学費減免は 2020 年度 5 名、2021 年度 7 名、2022 年度 10 名、2023 年度 10 名、2024 年度 6 名の減免を実施しており、本

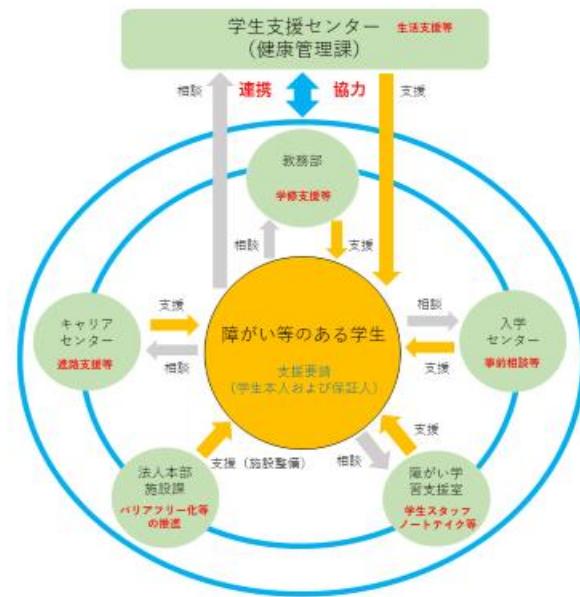
学の学生が海外の教育機関へ留学・研修を行う場合は、費用に応じて大学からの補助金（交換留学は対象としない）による支援と単位認定制度が整備されており、海外へ目を向ける学生が増え、本学の国際化教育に寄与している。

また、就職支援に関しては、求人情報の開示はもとより、キャリアセンターを中心に国際交流支援室とゼミ教員が連携を図っている。また、東北イノベーション人材育成プログラムに参画しており、産学官による支援を活用している。今後も積極的に活用していく予定である。

(障がいのある学生に対する修学支援)

障がいのある学生の支援の充実を図るため、本学では、「障がい学生の支援に関する方針」を定め、健康管理課内に専門部署（旧障がい学生支援室）を設け、入学前から支援を実施している。具体的には、旧障がい学生支援室で本人及び保護者と面談をし、障がいの状況並びに希望する支援についてインテークを行い、その結果に基づいて支援方針を協議し、併せて障がいのある学生にとって学びやすい環境作りを下図 7-3 のように進めている。

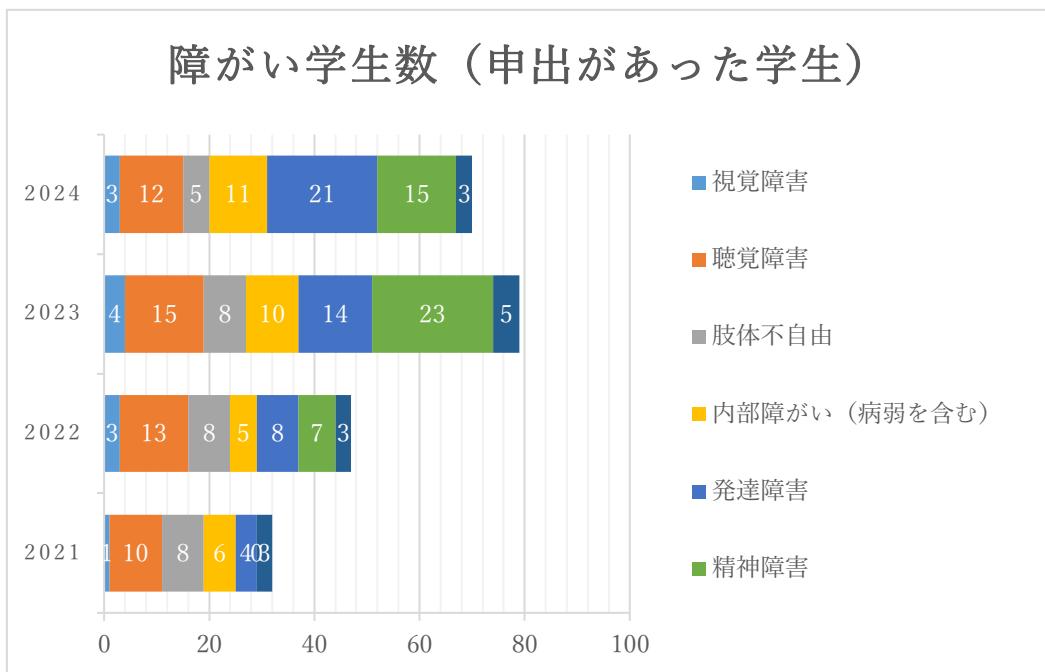
図 7-3 障がい学生支援体制



2024 年度は身体に障がいがある学生数はやや横ばいであるが、発達障がいがある学生数は増加傾向にある。今後に向けて、学科長をはじめリエゾンゼミ I 担当教員、関連部署と密に共有・連携し、各窓口の支援体制を強化していく必要性がある。

支援学生団体「障がい学生サポートチーム」によるノートテイク（パソコン・遠隔ノートテイク・手書き）といった学修支援も実施している。2024 年度の障がい学生数は下図 7-4 となり、今後に向けて、様々な支援に対応できるようティカ一等の増員及び養成を目指す。

図 7-4 障がい学生数



(成績不振の学生の状況把握と指導)

単位修得状況および通算 GPA が芳しくない等の成績不振の学生対応については、ゼミ教員及び学科会議等で情報共有し、各ゼミ教員により指導を行っている。また、必要な場合は学生支援センターや教務部、キャリアセンターと連携して取り組む体制を整えている。

各学科会議等において出欠情報の共有科目数や報告頻度を増やしたこと、単位が不認定となる前に、ゼミ教員から対象学生への連絡ができている。また、コロナ禍において、講義内容にあわせて対面講義の再開や座学科目のオンライン授業を継続したことが要因となり、学科全体の上半期の GPA 平均値が近年で最も高い値となっている。その一方で低い値の学生に対し、ゼミ担当教員が個別的な指導を行い、その内容は学科会議でも共有・対応策の検討がなされ、中退防止に繋がっている。

全学科においては、1 年生に対して修学状況に関する振り返りアンケート調査を実施し、新入生の困りごとやつまずきについての把握に努めた。

通信教育部では、入学 2~3 カ月後の学修遅滞者の把握、遅滞者への電話での状態確認と励ましを行い、随時、オンラインで履修状況を把握している。また、メール・電話・対面による相談、機関誌による指導などで対応している。

(留年者及び休学者の状況把握と対応)

留年者・卒業延期者に対しては、単位修得状況により、ゼミ教員および学科会議等で情報共有し、個別に十分な指導を行うとともに、国家試験等の受験や卒業後の進路を見据え、卒業までの履修計画を立てる履修指導を行っている。

留年及び休学から退学に発展するケースが多いことから、次の「(退学希望者の状況把握と対応)」に記載の内容と同様に対応している。

(退学希望者の状況把握と対応)

本学では、退学者数を低水準にするため、各学科と事務局横断による人員で「中退防止対策会議」を実施し、学生支援課を中心に、関係部署等との情報の共有化と相談指導の体制の強化を全学的に行ってい。具体的には、ゼミ I～IV（各学年必修）の担当教員が、長期欠席（無断欠席が連続 3 回）の学生をリストアップし把握。その後、担当教員が学生支援課と連携し当該学生と連絡をとり、可能な範囲で他科目の出欠状況や健康状態を確認している。（連絡が取れない場合は、対応方法を協議）。

「欠席学生対応報告書」を作成し学科長に報告し、それをもとに学科会議や部長学科長会議において情報共有されている。以上について図 7-5 に示す「欠席学生対応フローチャート」として明示され、全教職員で対応している。退学希望理由などを分析しさらに低水準となるよう継続的に検討を進めていく。

2020 年度朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく 日本の大学」調査では、中退率の全国平均では 7.1%、国立 3%、公立 3.9%、私立 8.2% となっている。

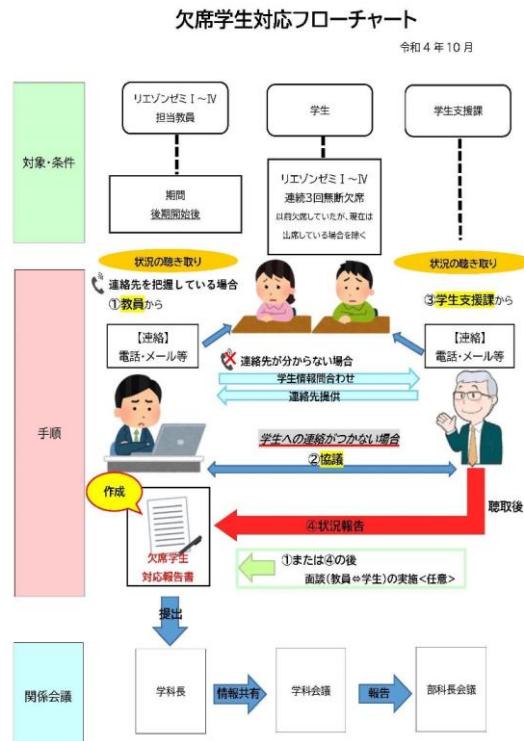
また、2021 年度に文部科学省が実施した、通学課程における「新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査（趣旨：各大学における経済的に困難な学生に対する支援状況や中途退学者・休学者の状況等について調査）」では、2020 年度中退率の全国平均は 1.95%、2019 年度は 2.50% となっており、本学における中退率は、私立大学の全国平均と比較すると大きく下回り、国公立大学を含むと全国平均と同等といえる。

【通学課程における退学者数の推移】

- 2020 年度 75 名 ($75 / 5,838 = 1.28\%$)
- 2021 年度 80 名 ($80 / 5,707 = 1.40\%$)
- 2022 年度 75 名 ($75 / 5,535 = 1.36\%$)
- 2023 年度 70 名 ($70 / 5,414 = 1.29\%$)
- 2024 年度 84 名 ($84 / 5,298 = 1.59\%$)

なお、通信教育部では、学習ガイダンス・学習相談会・個別相談会の開催を増やし、さらに動画版学習ガイダンスの充実により、多くの学生に対し学習への不安を取り除き退学率減少に努めている。その結果、2024 年度は昨年度に比べ退学率が減少した。2024 年度の退学理由を調査すると、退学理由の半分以上を占める家庭・仕事上の理由（42%）・学業上の理由（6%）・進路変更（5%）と回答された学生の学修環境の改善を図る。特に、

図 7-5 欠席学生対応フローチャート



入学初年度の単位修得率を向上させ成功体験を重ねることで改善に努める。

【通信課程における退学者数の推移】

- ・ 2020 年度（2020 年 4 月 1 日～2021 年 2 月 15 日） 214 名 ($214/2,448=8.7\%$)
- ・ 2021 年度（2021 年 4 月 1 日～2022 年 2 月 15 日） 166 名 ($166/2,339=7.1\%$)
- ・ 2022 年度（2022 年 4 月 1 日～2023 年 2 月 15 日） 202 名 ($202/2,302=8.8\%$)
- ・ 2023 年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 2 月 15 日） 276 名 ($276/2,111=13.1\%$)
- ・ 2024 年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 2 月 15 日） 235 名 ($235/1,948=12.1\%$)

(奨学金その他の経済的支援の整備)

学生が安心して修学できるよう、日本学生支援機構による奨学金制度の利用や、本学独自の給付・貸与による奨学金制度を整備している。2020 年より高等教育の修学支援制度が導入され、同年より 4 年次卒業要件達成者で学費の納付が困難な学生のために、返済不要の「特別奨学金規程」を制定し支援を実施している。

奨学金についての説明・指導・支援については、ガイダンスの実施や窓口での相談を受け付け、手続きについては窓口または郵送等で対応している。なお、2024 年度の実績は以下の通りである。

種類	利用者数等
日本学生支援機構奨学金	2,785 人
高等教育の修学支援制度	711 人
東北福祉大学奨学金	24 人（給付 1 人）（1 人当たり 50,000 円）
その他各種奨学金	26 件 88 人（給付 10 件 29 名・貸与 16 件 5 名）

通信教育部・通信制大学院でも本学独自の給付型奨学金制度を準備し、2024 年度は学部生 1 名、大学院生 0 名が給付を受けている。

(授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供)

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、大学 HP で掲載している「学生生活ハンドブックと Q&A」及び『学生生活ハンドブック（CAMPUS2023）』（以下、「CAMPUS」という。）等、新入生ガイダンス、各学年ガイダンス等において適切に行っている。

通信教育部でも大学 HP・学習の手引きなどで情報提供を行っている。

また、外部からの経済的支援情報等が入った際は、適宜 UNIPA にて周知を行っている。

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
 - ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
 - ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
 - ・ 人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

(学生の相談に応じる体制の整備)

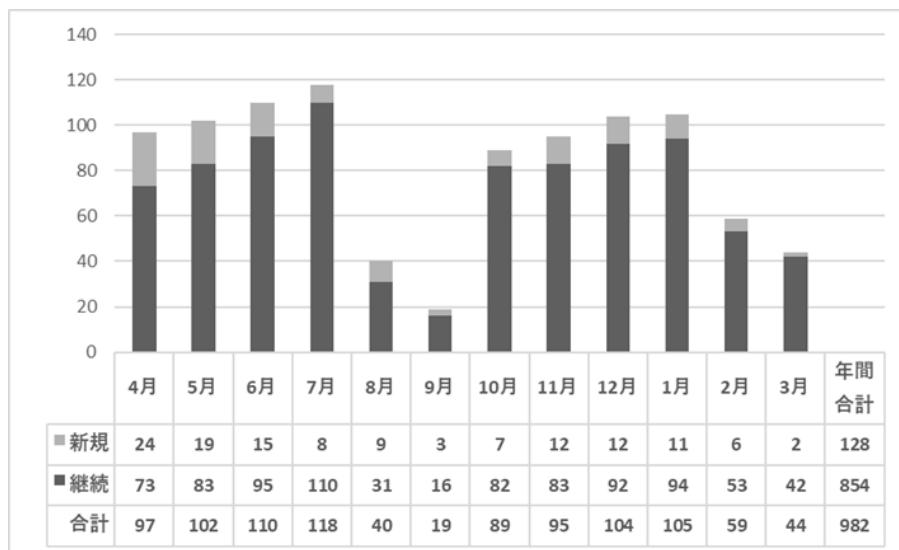
本学の学生生活におけるさまざまな悩みや問題については、学生支援センターが中心となり、学生生活の種別ごと関係部署と連携し対応している。また、学生生活のあらゆる悩みを気軽に相談できる「学生なんでも相談 olive (オリーヴ)」を開設し、さまざまな問題について、効果的な対応を図っている。

心の悩みなどについては、学生相談室に相談員が常駐し対応している。学生相談室における2024年度の相談件数は982件であり、2022年度からの3年間の平均は1217件である。2024年度の相談件数は、過去3年間の相談件数の平均と比較すると、減少傾向にある。また、2024年度は、全学生（通学生）の2%が学生相談室を利用している。

学生相談室の利用促進については、ホームページを現状に合わせ修正し、案内の工夫をしたほか、ポスターの掲示場所も全体で50か所を越え、広報活動の一環を担った。顔の見える形での広報活動としては仏教専修科、社会福祉学科でFDを実施し、学生相談室の職務内容や現状について説明を行った。

また、2022年9月よりウェルコム21(国見ヶ丘第一キャンパス)に「サテライト相談室」を開室した。通信教育部は、通信教育事務部が学生支援センターのバックアップを受けて行っている。電話、メール、対面とともに、スカイプなども利用可能である。

図7-6 「2024年度相談件数推移」（「新規」は学生相談室初回利用者、「継続」は再来談者）



(ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備)

本学では、「ハラスメント防止等に関する規程」の制定やFD・SDのテーマとして「ハラスメント」を取り上げて実施することに加え、ハラスメントの防止および排除に関する教職員等の意識の啓発、事案の調査、問題の事実関係の認定、解決及び勧告等、ハラスメント防止等のための施策を講じるための学長の諮問機関として、「ハラスメント防止対策委員会」を設置している。

また、大学HPで掲載している、「CAMPUS」に「STOP!ハラスメント」のページを設けるとともに、ポスター掲示やUNIPAを通じ、ハラスメント防止・啓発に努めている。なお、本学ではハラスメントに関する相談受付窓口を健康管理課としており、ハラスメン

ト相談員を配置するなどし、相談しやすい環境づくりを行っている。

通信教育部も『学習の手引き』にページを設けており、上記と同じ対応を行っている。

(学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮)

本学では、健康管理課に看護師 2 名が常駐し、ケガや体調不良等の応急手当を行うとともに、健康診断の受診勧奨、さらにポスター掲示等による健康に関する啓発活動を行っている。学生健康診断は毎年通学課程の学部生と大学院生・科目等履修生を対象に、一定期間に学内医療施設「予防福祉クリニック」で実施している。2024 年度の学部生の受診率は 88.5% と昨年度よりも 2.5% 増加した。次年度以降も、効果が見られた未受検学生の抽出と健診への啓発活動は続け、学内に健診ポスターを作成・掲示する。また、健康診断結果は全学生に UNIPA より通知し、検査項目に要所見がある学生には個別指導や医療機関受診等の指示を行っている。

未成年者の飲酒・喫煙や違法薬物の禁止、SNS トラブル防止、事件・事故防止等については、「学生団体」等での注意喚起・巡回指導等により学生指導を行い、学内秩序の維持による学生生活の安全確保に努めている。注意喚起等の啓発活動については、「CAMPUS」や全学年へのガイダンス指導、学内ポータルシステムによる掲示指導を行っている。その他、2022 年度より健康管理課が、「発達・精神障がい学生」のための配慮申請窓口を担い、学生からの支援要請に基づき、関係する学科教員、教務課等と協議を行なながら支援体制を整えている。

本学附属病院「せんだんホスピタル」では、内科・精神科の一般診療を行っており必要時支援できる体制を整えている。また、学内衛生環境の整備については、必要に応じて安全衛生委員会の指示を仰ぎ業務を行っている。

(人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

2024 年度はサークル紹介（35 団体参加・来場者約 700 名）・大学祭「24 国見祭」（55 団体参加・来場者約 3,816 名）の開催および学生団体全体での説明会・体育会・文化会それぞれでの研修会開催に取り組み、団体を超えた学生間の交流の場を整備するなどし、仲間づくり活動を強力に支援した。

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択にかかる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

(キャリア教育の実施)

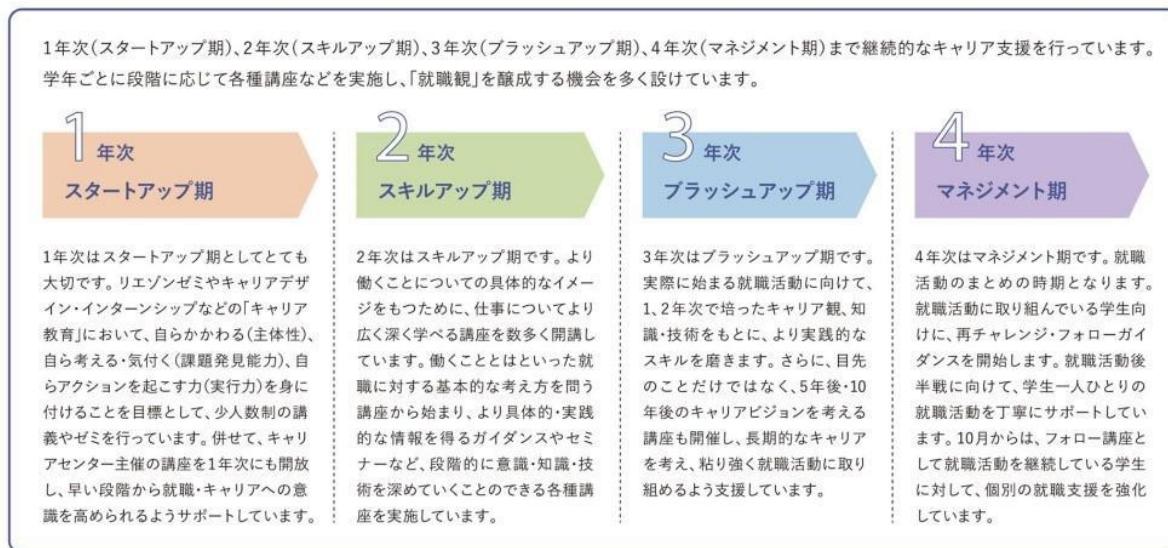
キャリアセンターでは、自らかかわる（主体性）、自ら考え・気付く（課題発見能力など）、自らアクションを起こす力（実行力）の 3 つの能力を培うこと目標におき、全学

的なリエゾン型キャリア教育に取り組んでいる。

また、リエゾン型キャリア教育に加え大学入学直後の学生も対象に、初年次教育の一環として早期の段階から「働くことの意味や価値」「仕事を通した生きがいづくり」について触れていくという点も特徴である。

今後は、多様なキャリア形成に必要な能力の育成をしていくため、キャリアセンターからの情報発信だけでなく、学科会議等で話題になっている情報に関しても、各学科、ゼミ教員と連携し、「教職協働」による学生一人ひとりへのサポート体制を強化していく。

図 7-7 リエゾン型キャリア教育の概要 [本学 HP より]



(学生のキャリア支援を行うための体制 (キャリアセンターの設置等) の整備)

キャリア支援・教育に関する基本的な組織体制として、キャリアセンターが業務運営を担い、大学が設置する「キャリアセンター委員会」を審議組織として、同委員会の定期開催により、業務運営の適正化を図っている。また、キャリアセンターを中心に就職支援を全学的な取り組みとして推進するために、学科担当教員から組織される「キャリアセンター学科別担当教員の定期会議」を開催し、学科の専門職養成の状況ならびにその動向を踏まえた就職情報等の共有化を図り、多様な学生の進路選択に資する情報収集を図る体制を構築している。2021年度からは新たに「単位制就労実習小委員会」を設置し、キャリア教育としての単位制就労実習（インターンシップ）の位置づけなどを検証、検討している。

また、近年の地域貢献や地元志向などの学生ニーズに沿って、東北地区や近隣自治体との、学生の就職支援に関する連携協定締結を進めており、東北の各県及び北海道・茨城県・新潟県との締結が完了した。なお、通信教育部学生もキャリアセンターの利用は可能である。

キャリアセンターの基幹的業務としては、学生が将来を見据えた就職活動を自主的に円滑に行うためのさまざまな支援と教育であり、具体的には「企業情報の収集・求人票の管理」、「学生の進路希望登録の管理」、「学生の就職活動支援（個別進路相談、講座・ガイダンスの開催、セミナー・適性試験・内定者報告会の開催等）」を行っている。

「合同 Web セミナー」は学生の意向から今年度もオンライン開催とした。企業の採用

活動の早期化を考慮して「企業編」のみ 12 月開催（昨年度 2 月開催）とし、「公務員・団体編」と「医療・福祉編」は昨年度同様の 2 月に開催した。企業編は 31 社に参加いただき、178 名の学生が参加、公務員・団体編は 8 自治体、12 団体の参加で 192 名が参加、医療・福祉編には 12 の福祉法人と 5 つの福祉企業、5 つの医療法人が参加し 160 名の学生が参加した。3 回の合同セミナーに合計 530 名の学部 3 年生と次年度就職活動を予定している 4 年生が参加した。

また、障がいのある学生達が就職活動を通して、さらに自己理解を深め、自己開拓できるよう学内関連部署・ゼミ担当教員・他関係機関と連携を図りながら、就職活動の支援体制を整え丁寧なサポートを行っている。

（進路選択にかかる支援やガイダンスの実施）

キャリアセンターにおいて、学生の就職相談をはじめ、学年毎段階的に就職ガイダンス、キャリア支援講座、合同企業説明会等を行っている。

また、本学では早期から自身の「キャリア」について意識を向けるため、1 年次から適職適性試験や SPI 試験を導入し、自身の価値観や強みなどを分析する機会を設けている。さらに 3 年次にも同様に実施することで、学生生活を経て変化・成長した価値観等を比較し、自主的かつ具体的な進路選択に役立てるようにしている。その際、キャリアセンターでも解説講義、専用アプリの使用によるフォローアップ等を実施している。

就職内定率の推移（直近 5 ヶ年）。

	2020 年度 (2021 年 3 月卒)	2021 年度 (2022 年 3 月卒)	2022 年度 (2023 年 3 月卒)	2023 年度 (2024 年 3 月卒)	2024 年度 (2025 年 3 月卒)
就職内定率	94.7%	95.6%	96.4%	96.9%	97.1%

各学科の取り組みとして、例えば情報福祉マネジメント学科では、学科会議において学生の内定状況や内定率を報告し合い、教員に届く求人情報を共有することで、学生だけでなく、教員の就職指導の意識の向上を促すことができている。その結果 2024 年度（2025 年 3 月卒）の就職内定率は 97.1% と前年度より微増、高い数値を維持した。また、就職活動を前にした 3 年生全員を対象とした就職セミナーを 12 月、2 月中心に分野別で開催し、意識向上を促すことができた。

保健看護学科では、ゼミ担当教員より就職・進路情報を収集し、毎月学科会議において報告、リエゾンゼミでのキャリア教育プログラムの充実を図る、大学関連施設の情報提供を行う等の就職支援を実施している。

今後もオンラインと対面の併用による就職活動への情報提供、就職活動に役立つ講座開催、相談、各事業所等と学生との仲介等を実施し、その内容を拡充、発展させる。

（博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供）

2020 年度以前は FD セミナーの案内等が来た際に、企画課より担当教員にメールにて周知を行っていたが、現在は担当教員が個別に行っている状況である。よって、より情報提供の頻度を上げるための改善策として、2024 年度からの新カリキュラムでは、論文審査の過程を明確化し審査会に院生全員が参加する場面が増えるため、今後はその場面

で一斉に情報提供することを検討している。

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

今年度、3団体が解散したが、加入学生数は昨年比100名増、加入率は3.09%増の58.00%であった。加入率は目標の60.00%には至らなかったものの、一昨年度以降微増ではあり、活発化傾向にあることが確認された。また、年間を通じて加入が認められたことから、サークル紹介等、年間を通じた新入生勧誘活動の取組みが効果的だったといえる。

日本学生支援機構による「大学等における学生支援の取り組み状況に関する調査（2021年度実施）」によると、全国の大学公認サークルの平均加入率は文化系サークルで20.0%、体育系サークルで23.3%となっているため、本学の学生団体延加入率が高い水準であるが、より高い加入率であったコロナ前の水準に戻すために、新入生を中心に学生団体による課外活動の目的等の重要性の広報活動に取り組む。併せて、既存の学生団体で具体的な活動要領が分からぬる団体への具体的な活動指導および新規学生団体設立を希望する学生への設立支援等の活動指導を行うなどして、学生の取り組み意思・意欲を活かせる支援を展開していく。

また、学生支援センターでは各団体の部長を務める教職員と連携して、学生の人間的成長に向けた指導を安全面に配慮しながら行うなど充実した支援を行っている。また、ボランティア活動や学生自主活動「地域活性化プロジェクト」の支援も実施している。

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

各種学生アンケート等により、学生の要望を収集して適切な支援を行っている。個別的なもの、緊急性が高いものは、個別的・緊急に支援している。

要望の実現に時間がかかるものは、学生アンケート結果、学生のナマの声などをふまえ、部署として改善すべきことを吸い上げ、改善すべきものをいくつかあげ、各年度の部署目標として追加し、改善プランをたてて実行を行っている。

また、通信教育部でも、印刷物の改善、学修支援方法、スクーリングの開講方法などにさまざまな改善を加えたことにより、在学生の初年度単位修得率、卒業率の向上という好結果につながっている。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については、2020年度のコロナ禍を経て、2021年度におけるwithコロナ禍で本学が講じた感染予防対策等や、学生への支援や対応に対して、全学的に学生アンケートを実施し、点検・評価を行った。

その他、教職員からの課題提起、学生や保護者の声などもふまえて、部長学科長会議や中退防止対策会議、キャリアセンター委員会、教育・教職センター委員会等の各種会議・委員会により、学生支援の在り方について検討・改善している。

ただし、コロナ禍の中では、思うように教職員・学生とのコミュニケーションを十分に行うことができなかった。また、個人情報保護の観点から、学生支援にあたって必要な学生情報を教員が閲覧する場合の権限設定や閲覧の方法については今後も検討が必要である。

その他、在学生を対象とするアンケートで多く寄せられる事務部署への改善要望については、内部質保証の課題であると捉え、毎年、各部署で結果の周知やミーティングを通じて業務改善を行ってきた。

通信教育部でも在学時・卒業時アンケートを実施し、改善に努めている。

7.2.長所・特色

大学公認団体として活動する多種多様な学生ボランティア団体に対し、生涯学習ボランティア支援課において適切な情報収集及び情報提供やマッチングを行うのみならず、特に優れた自主的な活動を「地域活性化プロジェクト」として認定し、大学の資源を活用した支援を行うなど、積極的な支援と継続した改善・向上により、実際に多数の学生にボランティアの経験を有していることは、大学の理念である「行学一如（学問研究と実践実行は全く一体である）」を体現する学生支援の取り組みと言える。

7.3.問題点

経済的支援が必要な学生が増えており、キャリア支援、修学支援の在り方にも変化が求められる。今後は、本学の長所を失うことのないように、新たな学生支援方法の構築と実行に向け、全学的に取り組んでいく必要がある。

7.4.全体のまとめ

学生支援に係る体制の整備および学生支援は、各種方針に沿って適切に行われている。そのなかでも、実践的学びに繋がるボランティア活動・課外活動に多数の学生が参加していること、障がい学生へのサポートや、福祉医療から一般企業までの幅広い分野に対する就職支援、早期キャリア教育の充実は本学の強みであり、第3期認証評価でも「長所」として取り上げられたことから、今後も伸長を図りたい。

新型コロナによる活動制限も解除されたとはいえ、学生の意識や活動形態もポスト・コロナによって変化していると推測される。その中で、上記のような本学の強みを失わないよう新たに新たな学生支援方法は積極的に行っていくことが求められる。

第8章 教育研究等環境

8.1.現状の説明

8.1.1.学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

(大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示)

本学では、建学の精神や教育目的、各種方針等の実現に向け、「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し、大学HPに掲載し公表している。

8.1.2.教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

(ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保)

本学では2005年度より全学部生を対象にノート型PCを貸与し、講義やゼミ、自宅学習などさまざまな場面で利活用できるよう整備している。2018年度からはMicrosoft Surface Proを貸与し、Microsoft Officeとウイルス対策ソフトをインストールした状態で貸与している。4年間の無償保証と動産保険が付帯している。

学生生活で貸与パソコンと学内システムを活用することにより、ICTに関する知識や技術の向上を図り、学生全員にパソコンを貸与することで、全学生が偏りなくICT教育を受けられる環境を整えている。また、2019年度時点で一般の講義科目でも、出席代わりの授業後の確認テスト、反転授業やオンデマンド授業などにも活用されていた。このことは、2021年度のコロナ禍でのオンライン授業実施が円滑に実施できる結果となった。

ネットワークをはじめとする情報基盤やLMS（Learning Management System）などの各種システムについても教育・研究ニーズに合わせ積極的に整備を進めている。

アプリケーションを利用する教育（プログラミング、グラフィックデザインなどの情

報系処理実習、外国語、心理学など）のための専用教室（2001 館、情報処理室、CALL 教室）や、小学校教員養成用に ICT を活用した授業シミュレーションができる教室（マルチメディア教室 2）等、ICT に慣れる環境を整備している。

インターネット環境については、2020 年度以降学内ネットワークシステムの整備を進めており、国見キャンパス、ステーションキャンパス、感性福祉研究所、ウェルコム 21 の教室等で、無線 LAN が整備され、学生の学習活動のサポートに活用されている。

本整備や各種システムの企画・管理・運営、学生・教職員の PC 関係のトラブル対応は、主に PR 課及び ICT 支援室が担当しており、安心して ICT を利用できる環境を整備している。

情報セキュリティに関しては、本学の情報資産を情報セキュリティ上の脅威から守るために、情報セキュリティ対策の基本方針を策定し、その導入や運用を通して教職員の情報セキュリティに対する意識の向上に努めている。

（施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保）

本学は、仙台市青葉区国見に中心校地（国見キャンパス）が立地し、隣接するステーションキャンパス・北山キャンパスのほか、中心本校地より北西約 900m に位置する青葉区国見ヶ丘地区に国見ヶ丘第 1 キャンパス、隣接して同第 2 キャンパス、また、南東約 4,000m に仙台駅東口キャンパスを有している。

校地面積は 376,242.0 m²、校舎面積は 65,484.0 m² であり、それぞれ大学設置基準上必要な校地面積 55,750.71 m² 及び校地面積 24,888.40 m² の基準を満たしている。

2022 年 3 月に発生した福島県沖地震においては、2021 年 2 月の福島県沖の地震と同様に大学内において被害が多く発生した。学生・教職員の安全を最優先に、授業をはじめとする学生生活において安全確保を行うとともに、学事等に支障のないよう災害復旧工事に取り、2023 年度に完了した。

また、管理棟耐震工事も完了し、法人所有建物の耐震化率が 100% となったことを、本学 HP でも公表している。

安定的な施設・設備等の維持・管理に向けて、今後の施設維持管理の基礎となる建築物の中長期コンサル業務を 2021 年にステーションキャンパス館、2022 年に国見キャンパス、仙台駅東口キャンパスにおいて実施し、国見キャンパスにおいては 2022 年度中に終了している。2024 年度はこの結果をもとに施設の改修や修繕について検討を重ねている段階である。

（バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備）

学生を含む学内外の障がいを有する方に、安全で快適な環境を提供するため、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進している。

施設管財課では障がい学生支援室および各部署のニーズを把握し、「バリアフリー係る環境整備計画」を策定している。2024 年度は音楽堂通路への手すりを設置し、学生食堂「風土」にスロープを設置した。その他、弱視など視覚に障がいを有する学生に配慮して、各教室入り口やエレベータ内、階段手すりなどに点字標示を行っている。

図書館の建物については十分にバリアフリー化されていないが、段差がある、エレベー

ターの位置により各階への移動が困難といった点や、書架間が狭く車いす等での利用が不便であるなど、大きな改修・改築が必要となる箇所については、すぐには対応できない。

しかし、比較的容易に改善できる点から順次改善を進めている。2024年度は以下について実施した。

- ・障がいのある利用者に必要な備品を整備（返却口が低位置にある返却ポスト・ディジタル図書再生機・携帯型拡大読書器・リーディングトラッカー・リーディングルーペ・卓上拡大鏡・書見台・筆談ボード・LL版図書館利用案内・耳マーク・NDCピクトグラム）
- ・図書館HPの利用案内ページに「障がいのある方」の項目を追加。
- ・国立国会図書館の「視覚障害者等用データベース送信サービス」へ申請・送信承認館となり、サービスを開始。

障がいのある学生の授業受講においては、ボランティア学生と連携した聴覚障がい学生への文字通訳（ノートテイク）支援や、肢体不自由や視覚障がい学生への移動支援などの環境が整備されている。また、東日本大震災を経験し、障がいのある方の災害等発生時の支援態勢について検討を行っている。今後も東日本大震災被災地にある福祉系大学の使命として、更なる充実を図っていく。

（学生の自主的な学習を促進するための環境整備）

本学では、学習ホール等を設置している。新型コロナウイルス感染症の影響で、使用を制限していた学習室および学習ホールの措置を一部緩和し、密を避けるために席数を減じ、座席の間隔を空けて、使用前後の除菌を徹底する、換気を行う等の感染症対策を講じながら使用している。より多くの学生に自主的な学習を促進するために学内施設の一部を整備し、学習スペースおよび休憩スペースとして活用している。また、2022年度には学生より要望のあった印刷環境を整備した。

（教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み）

初年次教育として実施している「リエゾンゼミⅠ」で情報倫理について取り上げ、学生に周知しているほか、授業科目として「情報倫理」が開講されている。個人情報保護については、専門職倫理や実習事前指導として学ぶ学科も多い。

教職員は、上記リエゾンゼミや研究倫理教育（教員必須）などを通じて確認するとともに、著作権については、図書館でも啓発活動を実施し、情報倫理について周知している。オンライン授業開始に当たっては、改正著作権法35条の運用指針を教職員、および学生に提示している。

2024年度は情報資産に関わるリスクを管理するための情報セキュリティガバナンスについて、セキュリティについての理解度や遵守事項等の履行状況等を確認するため、自己点検を実施した。自己点検については、2024年11月教職員対象に実施、回答率は職員100%、教員98.66%だった。同年2月に実施した職員対象の自己点検では回答率が78.72%だったため、回答率は大幅に向上した。

8.1.3.図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

(図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備)

本学図書館では、「図書館資料収集・管理規程」及び「第Ⅲ次 東北福祉大学図書館整備基本計画」に基づき、講義担当教員からの推薦及び図書館員による推薦によって、学部学科に則した学生用一般教育図書の収集を体系的・網羅的に行っている。選書にあたっては、シラバスを参照することで大学教育との連携に努めている。2025年3月末現在の蔵書数は、図書約41万冊（和書約34万冊、洋書約7万冊）、雑誌約4,700種（国内約4,000種、国外約700種）である。

電子資料については、主に電子ブック、電子ジャーナル、データベースを収集及び提供しているが、近年ではオープンアクセスにより提供される学術情報も増加傾向にある。電子資料の収集にあたっては、出版情報などの把握に努め、冊子体同様、学部学科に則した分野を中心に導入している。安定した電子資料の収集・提供のために、恒常的な価格高騰なども考慮した計画的な予算確保と契約状況及び選定基準の見直しを定期的に実施している。2025年3月末現在の電子資料の提供数は、電子ジャーナル・データベース約22,600種（国内約1,600種、国外約2,1000種）、電子書籍約7800種（国内約7,500種、国外約270種）、視聴覚資料約3,300点である。

また、国立情報学研究所（以下、「NII」という。）が提供する共用リポジトリサービス JAIRO Cloud を利用し、「東北福祉大学機関リポジトリ」（以下、「リポジトリ」という。）を構築している。2025年3月末現在、本学の研究成果等の学術コンテンツ（学術雑誌論文868件、博士論文21件、その他29件）を一元的に収集・蓄積・保存し、発信している。

特色ある学術資料としては、シャツベリ等の特殊コレクションや多数の和漢書を所蔵している。和漢書については『東北福祉大学図書館所蔵和漢書目録』としてまとめ、この目録はリポジトリでも公開している。

(国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備)

NIIの事業である目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加し、国内各大学図書館及び研究所と共同目録作業、相互貸借サービス（文献複写、現物貸借）を行うことで図書館間の相互協力に貢献している。加えて「私立大学図書館協会」、「東北地区大学図

書館協議会」、「学都仙台コンソーシアム」に加盟し、学術情報の収集と共有に努めている。

また、本学が生成する電子形態の学術コンテンツは、リポジトリに登録することで、日本で刊行された電子リソースのデータ共有サービス ERDB-JP や NII の学術機関リポジトリデータベース (IRDB) へ自動連携され、これらのポータルサイトからも情報発信が実現している。さらに、2022 年度からは学術コンテンツへのデジタルオブジェクト識別子 (DOI) 付与を開始し、本学研究者の研究成果を広く世界へ公開している。DOI 付与により Web 上での永続的なアクセスが保証され、コンテンツのアクセシビリティが向上するとともに、論文の引用数増大やリポジトリのアクセス数増大といった効果が見込まれる。

(学術情報へのアクセスに関する対応)

電子ジャーナル・データベースは図書館が提供する学術情報サービスの中でも最も重要なものとなっており、本学では約 22,600 種を利用することができる。また、リンクリゾルバ（利用者にとって最適な情報資源への入手方法、経路を示してくれる仕組み）も導入して学術情報へのアクセスを強化している。リモートアクセス環境の提供により 24 時間アクセスできるようになったことで、その利便性から電子ジャーナルは学生や教員の研究に欠かせないものとなっている。学術情報へのアクセス及びリモートアクセスについては、学科別ガイドやゼミ単位のガイドを通して周知するとともに、各種ガイドを作成し、図書館ホームページ及び図書館内で公開している。

(学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備)

図書館は本館及び国見ヶ丘分室で構成されており、使用面積 4696.1 m²（登記面積 4,802.6 m²）、座席数 391 席を有している。また、本館にはブラウジングルーム、AV コーナー、ラーニングコモンズの機能を備える集団学習室などを併設している。

本館の開館時間は、図書館利用規程のとおり通常時平日 9:00～20:00、土日祝日 9:00～17:00 で、授業期間外は平日 9:00～17:00、土日祝日休館。分室の開室時間は図書館利用規程施行細則（国見ヶ丘分室）のとおり、通常時平日 11:00～19:00、授業期間外は 11:00～17:00、土日祝日は通年で休室となっている。

年間入館者数は、2023 年度は 68,233 人、2024 年度は 68,568 人となった。

本学では、図書だけで年間約 7,000 冊購入していることから、資料の保存場所確保に苦慮している。書庫資料を中心に除却を進め 2024 年度の除却冊数は 11,413 点、除却金額は約 4500 万円となった。狭隘状況の改善に向け今後も除却作業を継続して行う。除却済み資料の有効活用を目的とし、「図書館資料収集・管理規程」に基づいた教員への寄贈も実施している。

(図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置)

2025 年 3 月現在、16 名（教員 1 名、専任職員 9 名、委託職員 2 名、派遣職員 4 名）を配置しており、全スタッフのうち 12 名は司書資格保有者である。学生・教員からの要望に迅速かつ適切に対応できるよう、学内外の研修事業に積極的に参加することで専門知識の維持や最新情報の収集を行うなど、自己研鑽に励んでいる。さらに、スタッフ間での

情報共有にも力を入れており、図書館サービス向上につなげるよう努めている。また、教員で組織されている「図書館委員会」「東北福祉大学機関リポジトリ運営委員会」及び図書館職員で組織されている7つのワーキング・グループを設置して図書館運営の計画・実施を行っている。

また、非常時の避難誘導やケア等、図書館サービスとは別の観点でも利用者のサポート的役割が果たせるよう、必要な知識や技術の習得に努める。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

(大学としての研究に対する基本的な考え方の明示)

本学は、「行学一如」の建学の精神のもと、学則第1条やそれに基づく大学・学部学科・研究科専攻ごとの「教育研究上の目的」を明示してきた。

2021年度には、それらを国の様々な方策に合致するよう中身を精査し、本学における「研究推進の方針」を策定し、大学HPに掲載し公表している。

(研究費の適切な支給)

本学では、職位に応じた学内個人研究費助成8～22万円（年）、学会出張など旅費10万円（年）を教員に確保している。このほか、学内特別研究助成（50万円、200万円のいずれかの申請が可能）、感性福祉研究所 学内公募型課題研究（200万円・300万円のいずれかの申請が可能）・若手スタートアップ研究（50万円）など研究種目により研究期間や上限助成額を設定した学内における公募型の研究費制度を設けている。

(外部資金獲得のための支援)

今年度、大学で受領した外部資金公募情報については研究企画推進課と連携し、大学HPとUNIPAへの二重掲載を行い、資金獲得に向けた啓発や意欲喚起につなげている。また、特別試験研究費の額の認定（特別試験研究費税額控除制度）や教育研究支援にかかる寄附についても大学HPで案内し企業側からのアプローチ増加を期待している。

さらに、科研費等の外部研究費採択数を増やす取り組みとして、研究支援人材となる研究企画推進課の課員が外部機関主催の研究費獲得に向けた研修を受講し、その内容を研究

者に共有する機会を設ける、研究会の開催支援等を行なう等の取組を行った。

2024 年度の科研費申請件数は 27 件となり、目標としていた科研費申請件数 35 件には届かなかった。なお、2024 年度の採択者は 4 名であった。来年度以降は科研費そのものの理解を深める資料の作成及び掲示をし、申請のハードルを下げる取組みを行うと同時に科研費申請者及び未申請者それぞれに意識調査を実施し、申請数増に寄与する支援を策定していく。

また、研究費申請件数を増やすために、獲得セミナーのほか外部機関提供のセミナー等を活用し、より多くの教員が参加できる環境を整備することも検討していく。

(研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等)

専任教員に研究室（合同研究室等を含む）を配置している。研究室には、教育準備や研究に必要な備品（書架、机、椅子など）を配置している。すべての教員（助教以上）の責任担当授業時間数は 12 時間（6 コマ、ただし外国语及びスポーツ担当は 16 時間、8 コマ）としており、大学院教員については、学部における担当科目数を配慮している。なお、研究時間の確保に関して、教員が所属する学部学科と教務部担当者が授業時間割について配慮するなどしている。

(ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制)

教育支援体制として、ティーチング・アシスタントは、「ティーチング・アシスタント等採用内規」によって制度化している。本制度は、教育効果を高める目的で、本学学生に教育・調査・研究等の補助的実務を担当させるものである。実務内容等によって①リサーチ・アシスタント（RA）、②ティーチング・アシスタント（TA）、Non-TA/RA・アシスタント（UGA）に区分される。前 2 つは大学院生および大学院研究生に限り、後者は学部学生等となっている。これらの者は、各部署の長やその他学長が特に認める者が、時間管理をも含め指導監督に責任をもつ。TA は、実習等の教育の補助に当たっている。

今後も、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制の充実に努めていく。

(オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制)

UNIPA 内にリンクを作成し、UNIPA 使用時のルール、動画・資料のコンテンツの上げ方などのチュートリアルを掲載し、オンライン教育に関して、きめ細やかなサポートを行っている。

また、オンライン教育に関する相談については ICT 支援室が窓口となり教員のサポートを行っている。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、研究に従事する者が行う、人を対象とした研究およびその実践を倫理的、福祉的観点から審議することを目的として、1999年9月1日付けて「研究倫理委員会規程」を制定、研究倫理委員会を設置し、2004年4月1日付けて、本学で研究にあたるすべての研究者に倫理原則を周知徹底させるため、「東北福祉大学研究倫理委員会倫理原則」を定めた。2024年度には「研究倫理規程」及び「人を対象とした研究倫理原則」も新たに策定している。また、2021年度には、文部科学省より求められている責任体制の整備について、2022年度より施行となるよう、研究倫理委員会が担う内容を明示する準備を行った。「研究活動不正行為の防止等に関する規程」では、本学の研究活動の不正行為防止についての総括責任者を学長とし、研究活動に関する行動指針ならびに不正行為にかかる情報を受けたときの対応方針を策定することが責務とされている。学長を補佐する実質的責任者を部局責任者及び研究倫理教育責任者としており、研究倫理教育の実施計画の策定が最大の職務となっている。現実に研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つのが、研究倫理教育責任者及び研究倫理教育副責任者であり、原則として、それぞれ研究倫理委員会委員長及び学科長、大学院研究科長、感性福祉研究所副所長がこれにあたることになる。

2024年度の研究倫理委員会は、14名（外部委員2名を含む）によって構成され、9回開催し、36件（前年度は51件）の審査を行った。委員会の審査は事前審査を原則とし、研究者から提出された研究倫理審査申請書に基づき、研究計画の妥当性を審査したうえで、その実施について承認する体制を整備している。なお、教職員、大学院生への研究倫理教育として、JSPS（日本学術振興会）の研究倫理eラーニングコースを用いるなどの取り組みを実施している。また、学部学生への著作権教育などもリエゾンゼミ（基盤教育科目）などを通じて行っている（通信教育部は「基礎演習」や『学習の手引き』などによる）。

研究のみならず、あらゆる分野での不正を排除するため、2006年12月1日に、「監査委員会規程」（現：内部監査室規程）を定めた。不正行為の早期発見・早期是正のために情報提供が不可欠と考え、同年に、「東北福祉大学公益通報者保護規程」も制定した。

知的財産権の高まりとともに、「東北福祉大学知的財産に関する基本理念」を宣言し、研究成果の公開原則を決定した。また、「東北福祉大学利益相反ポリシー」を定め、利益相反を防止するための体制作りを定め、研究機関の透明性、公益性を確保することとした。2010年9月1日に、「東北福祉大学職務発明規程」（現：東北福祉大学発明規程）を制定し、特許権を中心とした知的財産権の帰属を明確化した。あわせて、その際の「実施補償金の取扱細則」も定め、適正処理に努めた。2011年4月1日には、「東北福祉大学産学官連携ポリシー」で産学官連携の透明性を確保し、同時に、「東北福祉大学著作権取扱規程」を制定し、三者間における著作権の帰属関係を明確にした。翌2012年4月1日には、

「東北福祉大学共同研究取扱規程」で、研究費の取扱いを明確にし、同時に、「東北福祉大学受託研究取扱規程」も制定した。その後、2017年9月に2つの規程が統合され、2021年度には、研究の申請から受入までの流れを明確化する内容に改正した。

2014年の文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を受け、本学も早期に学内での検討作業に入り、「公的資金等取扱規程」等の関連規程やマニュアルを制定した。その後、2021年2月1日付けで上記ガイドラインが改正されたため、それに伴い、2021年度には不正使用防止のための啓発活動及び教育の計画を実施し、責任を明確にするため規程改正等の整備を行った。

なお、2019年度には、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理を適切に実施するために必要な事項を定め、国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的に「東北福祉大学安全保障輸出管理規程」を制定している。またそれにともない「安全保障貿易」をテーマとしたFD研修会において、安全保障管理の必要性や、学内組織、手続きについて実施している。今後も、研究内容が兵器等に転用されないためにも、平和を守る国際社会と協調して、大学人としての責任を大学全体で心がけていく。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの実施マニュアルに基づき、学校教育法や大学設置基準、学校教育法施行規則等の各種法令等に定められている基準を満たしていることの点検・評価および各種方針や手続きに基づいた目標設定や実行についての自己点検・評価を毎年行っている。

上記、点検・評価に基づき以下の点について改善・向上がみられた。

既存の教育研究施設である校舎、図書館、体育施設等については、築年数が50年前後になっており、2022年度には図書館の耐震工事が完了している。

8.2.長所・特色

本学の校地・校舎及び学習や教育研究等のための施設・設備については適切に整備が行われている。

2005年度より、入学生全員にノート型パソコンを在学期間中貸与しており、ICT教育に力を入れてきたことは、コロナ禍において、オンライン授業に円滑に舵を切れる要因ともなった。現在は他大学も同等の環境になったといえることから、学生や教職員の声を踏まえたさらなる発展・充実の必要性が高まっている。

学習ホールも整備し、学生のグループ学修の場として活用している。2020年度から2022年度は、コロナ禍により学生の対面でのグループディスカッションの実施が制限されたが、2023年度以降は平常を取り戻しつつ、感染対策と質の高い学習機会の確保の両立に向けた取り組みが継続して行われている。

8.3.問題点

本学は科学研究費助成事業の採択率が全国平均より高いことから、申請する教員の質が高いと言える。ただし、新たな申請者は少なく、同一の研究者が採択され続けている状況である。よって、新たな申請者伸張のための体制を構築する必要がある。

8.4.全体のまとめ

本学における教育研究等環境の整備については、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、キャンパス内のさまざまな学習環境の整備を進めており、PC 学生貸与制度や、アクティブ・ラーニングに対応した教室の設置など、社会の環境の変化に対応した整備を行ってきた。

また、本学研究推進の方針及び「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)において示された機関リポジトリを有する全ての大学等への 2025 年までのデータポリシーの策定要請を受けて「東北福祉大学における公正な研究推進のための研究データ等の保存及び管理に関する方針」を 2022 年 9 月に制定した。本方針では、本学における研究活動に係る研究データの保存及び管理等に関する事項が定められており、これを踏まえた各教員による研究成果の積極的な公開・発信による社会への知的貢献やオープンサイエンスの振興に向けた取り組みが求められる。

2023 年度以降は、将来の大学構想を踏まえて新キャンパス構想の整備構想の検討に着手している。「バリアフリー係る環境整備計画」等、学生をはじめとした利用者、教職員等の声などを踏まえ定期的に点検・評価を行うとともに、学生の教育環境の改善・向上に向けた取り組みを関係部署で連携し継続的に進めていく。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1.現状の説明

9.1.1.大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学の教育理念である「自利・利他円満」を追求した教育・研究の成果について社会に還元するとともに、本学が有する資源を社会に開放して社会貢献・地域連携を果たすため、「社会貢献・地域連携の方針」を策定し大学HPで公開している。具体的には5つの方針、すなわち理念追及の中で得られた成果の還元としての「教育・研究成果の社会還元」、本学が有する資源としての教職員、学生、同窓生、学内関連施設の活用としての「資源の開放」、地域の諸課題解決や活性化に対して持続的な地域連携などを推進する「地域課題解決への貢献」、社会貢献・地域連携活動を通じて社会発展に貢献できる人材育成に努める「人材育成」、教育・研究の成果を諸外国の大学・研究機関等と連携して活用する「国際貢献」である。

産学官連携に関しては、「開かれた大学」「地域社会に密着し、共に歩む大学」として、人類の福祉の増進に貢献すべく、研究成果を積極的に公開するとともに、知的財産の社会還元、他機関との連携強化を図っている。中でも産学官連携は大学の使命として位置づけており、産学官連携の方針として「東北福祉大学産学官連携ポリシー」を制定している。

本学に在籍する教職員等が創生した学術研究成果を電子化し、それを恒久的に蓄積および保存し、学内外に無償で提供することにより、教育・研究活動の推進のみならず社会の発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針が定められ、大学HPで公表している。

2020-2024中期事業計画、単年度事業計画では、「5章 社会貢献・地域連携」にて、「本学の専門性をいかした社会貢献・地域連携事業」「学内外とのネットワークの再構築」「大学の研究成果および資源の開放」を掲げてその実現に努めている。

以上から、本学では社会貢献・社会連携に関する方針を適切に定め、学内外で共有している。

9.1.2.社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

大学院プロジェクトにおいて、関連法人である社会福祉法人東北福祉会や宮城県社会福祉法人経営者協議会、宮城県社会福祉士会などの職能団体と連携し、「実学臨床研究セミナー」や「公開講座」を開講している。

2024年度は「実学臨床研究セミナー」を毎月開催した。同セミナーのフォロワーは1,816人、年間登録者は613人に達した(2025年2月28日現在)。これら社会人を対象に6回シリーズの公開講座「実践研究の進め方・まとめ方セミナー」を開催し223名の受講者を得た。また、関連法人・協定法人から派遣拡大への働きかけを進め、大学院協定法人は今年度4法人を追加して9法人となった。

(学外組織との適切な連携体制)

本学では、2021年度より、地域創生への貢献、地域連携を推進する部署として「地域創生推進センター」を創設し、配下に「生涯学習支援室」「地域創生推進室(2022年度に「地域創生・ボランティア支援室」に名称変更)」「臨床心理相談室」を設置した。各部署は、学部学科・研究科と事務部署とともに学外組織と連携し、本学の地域創生活動を進めている。「生涯学習支援室」は市民のための公開講座開催など、「地域創生・ボランティア支援室」は地域連携・ボランティア支援・大学間連携・防災士養成・予防福祉など、「臨床心理相談室」は心理的援助を必要としている個人、家族および地域社会を対象とする臨床心理相談活動などを担っている。

本学の成果を地域貢献に結び付けるために、自治体、企業、高校、自治体・高校・法人等との協定が締結されている。

自治体との協定締結の例としては、白石市とは2020年度に「地域共生社会の実現に向けた包括連携協定」を締結している。相互のパートナーシップのもとで人材、知識、情報などの資源を有効活用し、地域共生社会の実現に資することを目的としており、連携事項として①地域共生社会の実現に必要となる事業②人材育成③その他それぞれが必要と認められることが示されている。協定を通じて本学の知見を活かした地域福祉計画への貢献や、学生によるまちづくり活動への参画などが行われている。

高校との協定締結としては、白石高校との間で学術研究、教育、文化等の分野で相互に協力し、学術研究および学校教育の振興並びに地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的に「白石高校との包括連携協力に関する協定」が締結されている。内容は①大学・高等学校における教育研究、調査研究に関すること②学生・生徒の学習支援に関するここと③生徒の探究活動・学習の充実化を図るための高大接続の研究に関するここと④地域社会の発展に資する研究に関するここと⑤入試情報の提供や入学者の選抜方法等の高大接続の研究に関するここと⑥その他協定の目的に照らして必要と認められる事項に関するこことされている。本協定に従い、総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科を中心に「総合的な探求の時間」における講義、ゼミ形式での探究活動の推進などが進められている。

(社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進)

教育研究活動と関連した社会連携・社会貢献活動の例としては、前述の連携協定を通じた活動のほか、本学の仙台駅東口キャンパスの立地地域における「仙台駅東まちづくり協議会」の一員としての活動があり、教員と学生が関係主体とともに提案・実践活動を進

めている。2021年度には本協議会が国土交通省『多様なニーズに応える道路空間のあり方に関するケーススタディ地区』に採択された。本件は協議会と本学に加え、仙台市、民間事業者、交通管理者が連携して賑わいのあるまちづくりを目指して道路空間の多様化などを進めるものであり、AIを用いた完全自動運転車いすの開発を含め、産業福祉マネジメント学科、情報福祉マネジメント学科、福祉心理学科の教員、学生などが関連する主体とともに実証実験に携わっている。

広域大学間連携事業を通じた活動としては、東北福祉大学・工学院大学・神戸学院大学を中心に単位互換、「社会貢献活動士」資格付与、ボランティア活動、共同研究等を実施してきた。2024年度カリキュラムは15科目が開講され、履修者は前後期合わせて1,190名（本学571名）となり、社会貢献活動支援士の資格取得者は今年度7名（本学）となった。また、広域大学間連携において、能登半島地震災害ボランティア活動にて情報交換会を行い、2025年3月には「そなエリア東京」において共同活動を行った。

教育研究活動の成果を地域に還元する活動としては、本学の蓄積された知見を活かした公開講座も積極的に展開している。

（地域交流・国際交流事業への参加）

本学は多様な地域交流活動を行っており、これまでの社会連携・社会貢献活動の概要は「大学と社会貢献」（旧名称：社会貢献・地域連携活動報告書）にまとめられて大学HPで公開してきたほか、キャンパスニュースやイベント情報などとして大学HPで随時公開がなされている。キャンパスニュース等の情報については過去にさかのぼって絞込検索により閲覧可能になっている。

2024年度は、ボランティアの依頼件数478件に対し1,912名が申込み、活動を行なった。

活動内容や必要事項をUNIPAや窓口で伝えるとともに、社会貢献や地域活動の重要性について呼びかけた。

国際交流事業についても今年度はコロナ前の状態に戻っており、オーストラリア・シドニー英語研修、マレーシア英語研修、檀国大学交換留学等を行っている。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会貢献・地域連携活動については、「TFU Vision 2025」においてその方向性が示され、本学の学部学科の特色・専門性と適合したものとすることとする方針が中期事業計画にも明記された。すなわち、「研究」や「地域人材教育」との連動を深め、教員と学生のもてる力を活かし、大学の所在する地域の地方自治体・企業・地域住民等の課題の解決、地域共生・社会の実現や地域の魅力の発信、SDGsなどグローバル化した国際社会の課題の解決などへの貢献を検討することになっている。

2021 年度以降、中期事業計画・「TFU Vision 2025」の方針にそって社会貢献・地域連携活動を進めている。また、より多くの教員参加を促す目的から、研究との連動など教員のモチベーション向上策を講じるため「研究推進の方針」を策定しており、感性福祉研究所公募型研究（学内の学科横断的な研究）および若手スタートアップ研究、学内特別研究助成等の学内における公募型研究費を整備している。

9.2.長所・特色

本学の大きな特色は、学生が地域貢献活動やボランティア活動等を通し、日頃から地域が抱えるさまざまな課題を自らの課題として捉え、「住民の生活福祉の向上」・「地域共創が構築できる環境」づくりを行っていることである。教育研究活動も、地域課題を念頭に研究を進めるとともに、研究成果の還元に努めている。学生の活動および本学の研究教育の成果を通じてさまざまな内容での社会貢献が実践されていることは、本学の建学の精神「行学一如」を体現しているものといえる。

9.3.問題点

本学の専門性をいかした社会貢献を実現するために、これまで以上に関連施設などの連携体制の充実が求められている。

9.4.全体のまとめ

本学では、地域が抱える諸課題の解決に向けた持続的な社会貢献活動を活発に続けてきた。自治体等との協定についても、本学の知見と学生の活動を合わせた実践的な取り組みが多数行われてきている。コロナ禍により制約が出た活動も多かったが、感染対策を講じながら段階的に活動の幅を広げている。

中期事業計画や「TFU Vision 2025」では、地球規模や地域での様々な解決すべき課題について、情報技術の進展など時代の変化に対応して、SDGs や地域共生社会の実現に貢献できる人材育成が明記されている。地域創生推進センターが設置され、更なる地域社会の発展に貢献する態勢が整えられてきた。

今後は、地域創生推進センターを中心に、学生による活動とともに、本学の学部学科および研究科の専門性を活かした福祉・産業・教育・看護等の分野の研究に基づいた社会貢献がさらに強固に展開される予定である。

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

10.1.1 現状の説明

10.1.1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため
に必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1 : 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現
するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2 : 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

(大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運
営に関する方針の明示)

本学の大学運営に関する基本的な考え方、並びに大学の運営に関する方針を「管理運
営の方針」として策定し、本学 HP に掲載している。

第 1 章でも前述した通り、建学の精神及び教育理念に基づく各種方針を具現化するため、
「第 1 期中期事業計画（2020-2024）」を策定し、学園創立 150 周年となる 2025 年に向
けた本学の新たな挑戦や様々な取り組みを学内外に公表している。そして 2024 年度は、
2025-2029 年度を対象とする「第 2 期中期事業計画」を策定した。

(学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知)

上記方針は、学長を議長とする部長学科長会議で承認・決定し、各学科での会議、事
務部署の役職者で構成される事務連絡会議等を通じて教職員へ周知・共有を図るとともに、
研究科・学部学科・部署の内部質保証、自己点検・評価の際に「各種方針」として明示し、
方針に則った現状の検証や目標管理をするよう促している。なお、第 2 期中期事業計画に
ついては、項目や策定プロセス等において第 1 期中期事業計画から変更があったため、学
内説明会の実施や学内ポータルサイトへの案内を通じて、学内構成員に詳細を周知してい
る。

10.1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、
これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行
っているか。

評価の視点 1 : 適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2 : 適切な危機管理対策の実施

(役職者の選任方法と権限の明示)

学長は、曹洞宗宗制により曹洞宗管長が任命する。副学長、学部長、研究科長については、組織・職制規則の第4条及び第5条により学長が任免・委嘱する。

(学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備)

本学の経営・教学にかかわる重要な方針は、「組織・職制規則」23条により設置されている学内理事会議、経営戦略会議、部長学科長会議により意思決定されている。すべての会議は、法人の常務理事（学長）が議長となっており、会議構成員の意見を検討した上で学長による意思決定がなされている。

大学における職務の執行は「組織・職制規則」で定められている。第4条で「学長は教職員を統督する」と記載されており、第8・9条では運営組織（事務組織）はすべて総務局長の統括下におかれていることが明記されている。

教員の人事については、役職にある教員のうちから学長が指名（大学院については研究科委員会が推薦し、学長が指名）する者等で構成される人事委員会で審査され、学長が最終決定する。

意思決定された事項の教職員への周知は、教員は教授会や学科会議を通じて、職員は各部署の役職者で構成される事務連絡会を通じて行われている。

(教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割と関係の明確化)

学則の第11条第1項に教授会の必置づけが明記確化され、第13条第1項で「学生の入学、卒業」など学長が決定を行うにあたり意見を述べることが必要なものと、第2項で学長の求めに応じて意見を述べができるものに分けて規定されている。教授会規程の第4条第1項（審議事項等）でも同様に規定されている。学則第13条および教授会規程第4条については、改正学校教育法第93条により「教授会は、教育研究に関する専門的な事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長に対して意見を述べる関係である」ことが明確化されたことに伴い、その内容に適合するよう2021年4月1日に一部改正施行した。

(教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化)

法人における職務の執行は「学校法人梅檀学園寄附行為」で定められている。寄附行為第6条第3項に「東北福祉大学長たる理事を常務理事とする。」、東北福祉大学組織・職制規則第4条第1項に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」とあり、教学組織（大学）の権限と責任は学長にあることが明確に化されている。

また、学長と理事長との関係においては、寄附行為第14条第2項に「常務理事は、この法人を代表し、理事長を補佐する。」と規定されており、法人組織（理事会等）における権限と責任は、理事会にあることが明確にされている。

寄附行為第12・13条で理事会の役割が、第18条で評議員会の役割が定められている。2021年度には「法人本部」が設置され、法人と教学組織（大学）との緊密な連携・協力を図ることとされた。

(学生、教職員からの意見への対応)

学生からの意見については、学生アンケートを実施し、その結果を PDCA に基づく教育改善に役立てている。具体的には部長学科長会議などで報告のうえ各学科・事務部署等に改善を求めるほか、内部質保証委員会に課題を報告し、解決の責任部署を決めて改善に取り組んでいる。

教職員からの意見については、会議運営規程第 15 条に基づき、学科会議を通じてボトムアップで集約され、部長学科長会議に提案されている。また、「教育研究組織の編成方針」、「管理運営の方針」や各種委員会規程に基づき、委員会の意見を通して、部長学科長会議、経営戦略会議などへの提案に反映されている。今後は、2022 年 4 月に創設された高等教育推進センターで、学生、教職員からの意見に基づいた検討プロセスやその実行結果をよりわかりやすく可視化していく。

(適切な危機管理対策の実施)

危機管理体制としては、「東北福祉大学危機管理規程」を制定し、同第 4 条に基づき学長を危機管理の統括責任者として、有事の際には、学長を中心とした各部門・部署の長による対策室を設け対応することとしている。また、「東北福祉大学防火・防災管理規程」及び「防火・防災運営要領（マニュアル）」を策定し、体制を明確にしているほか、災害に対して学生・教職員の防災への啓発として、各キャンパスで年 1 回大規模地震発生からの火災を想定した避難訓練を実施している。

また、労働災害の未然防止等のため「安全衛生管理規程」が定められている。情報の保護・取扱いについても、各種法令や現在改正中の「東北福祉大学個人情報保護規程」に基づき、適正に取り扱うこととしている。

情報セキュリティに関しては、2021 年度に基本方針として「情報セキュリティ対策の基本方針」が定められた。具体的なインシデントに対しては、同方針第 4 条 8 項に基づく「情報セキュリティインシデント対策チーム(CSIRT)」により、同方針第 10 条に定められた対策実施手順に基づき対応をおこなっている。2023 年度は CSIRT メンバー（システム管理者）とシステム管理責任者（任意出席）を招集し、学内 CSIRT の説明会を開催した。説明会では、インシデントについてやインシデント発生時のエスカレーション手順等の説明を実施、今後のインシデント発生時の協力を依頼した。また、説明会の動画を作成・再視聴可能な状態とし、メンバー変更等が発生した場合の教材としても使用できるように準備した。

10.1.1.3.予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

(1) 予算編成のプロセス

予算は、予算の原案を財務部で作成し、学内理事会議や部長学科長会議で審議し、2 月

又は3月の評議員会に諮ったうえで理事会の了承を得て編成されている。

収入、特に学納金収入については、本学の入学センターに受験生及び入学者数の見込みを確認し、さらに教務部に退学者数等の見込みを確認したうえで作成している。

支出については、要所々々について各部署と折衝を行っている。たとえば施設の修繕については、本学施設部の中期修繕計画を基に修繕費等の折衝を行っている。また広報費については、入学センター、PR課並びに通信教育部など、部署別に折衝を行い、稟議・承認を得たものを原案に計上している。

(2) 予算執行のプロセス

実際の執行作業（支払業務）はすべて財務部で行っているが、会計システム入力者と確認者、決裁者を分けており、ダブルチェックを行うことにより、支払先間違い、二重払い等がないような確認体制を敷いており、内部統制が図られた予算執行管理に努めている。

(3) 予算執行における透明性の確保

予算執行は、学校法人梅檀学園事務決裁規程に基づき、稟議を行い、最終決裁者の決裁を得たうえで支払伺に基づいて行われている。予算執行の稟議書においては、編成された予算の内訳記載補助資料として添付されており、この内訳と支払伺に記載の実績を照合することにより、執行状況等の確認作業が行われており、予算執行プロセスの明確性、透明性が保たれている。

決算については、監事による監査ならびに公認会計士による監査を実施している。当該年度に監事及び公認会計士に対して予算との対比説明を行っているほか、予算編成時の事業計画に対し決算報告の際に事業報告を行うことにより検証が図られている。2022年度の内部監査では、特に科研費監査を重点実施した。

予算執行に伴う経営的な効果については、中期財務計画に基づく経営分析等により検証されており、必要に応じて理事会又は理事長、常務理事に報告している。

10.1.1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営にかかる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と待遇改善

（職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況）

学園業務を行ううえで、法人業務を担う法人本部4部署、大学業務を担う12の部署やセンター等の大学事務組織を設置し、適切に運営している。

職員の採用や昇格については、「就業規則」第8条から第11条や、「職能制の実施に関する規程」第3条及び4条に規定されており、発令は学長が行っている。

(業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備)

前述のとおり、学園運営業務の多様化に対応するために組織の改編を行い、職員の勤務体制を適切に整備している。組織改編に伴う「事務分掌規程」の見直しも行っている。

2021年4月に法人本部を創設し、従来の大学事務組織と分離した。法人本部の下には内部監査室や大学ブランド力推進室、法務室を設置するとともに、総務課や人事課、財務課、施設課等は法人業務と大学事務を兼務することとした。教務部や入学センター、キャリアセンター等の大学事務部署は従来どおり総務局に配置している。また研究関連事務部署は、従来の研究支援課、補助金・助成金課、感性福祉研究所事務局を統合して、研究企画推進課（感性福祉研究所内）を設置した。

2021年度末には、教学マネジメント推進組織として「高等教育推進センター」を設置したことにより、これまでIRセンターが行っていた教育情報分析や経営情報分析業務を同センターへ移管した。「高等教育推進センター」では、大学改革・カリキュラム改善・学修成果の把握などの教学マネジメントの構築、教育研究組織の見直しや教育研究活動の充実を担っている。また、サービスラーニングや課外活動を含む学生生活全般の支援について、より質を向上させるため、従来の学生生活支援センターを「学生支援センター」に改組した。ここでは、健康管理課や学生相談室を移設し、学生の心身の健康管理に関わる事項も所掌している。さらに、今後の地域社会における多様なニーズに対応していくため、地域創生推進センターを創設した。

なお、第3期認証評価においては、これらの新たな組織体制のもと、法人と大学との更なる連携を図り、大学の理念・目的を実現するための成果を生み出すことを期待するとの意見が付された。

(教学運営そのほかの大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）)

大学運営において重要な位置を占める、「学内理事会」「経営戦略会議」「部長学科長会議」等の諸会議の委員は、教員と職員の両方で構成されており、教職協働の体制が整備されている。

また、教育研究に関わる事務組織は教員と職員の両方で構成されており、役割分担しながら大学の教育研究活動が円滑に行われている。

(人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善)

職員の異動や昇任等については、年末までに各部署の所属長等に対して人事担当者がヒアリングを行い、その内容を基に総合的に検討し、学長の承認を得て行っている。

また、教員の教育、研究、社会貢献・大学運営の業績評価に関して、2022年には自律的な自己点検・評価や自己省察を通じた、自己点検・評価の円滑化・実質化を目的として「東北福祉大学教員個人自己点検・評価等実施要項」の改正を行った。「教員個人自己点検・評価」については、従来のティーチング・ポートフォリオとしての機能に加えて、昇任や任期更新、定年制移行等を検討する際の基礎資料としても活用されることとなった。

なお、職員についても「教員個人自己点検・評価」の取組を参考に、人材育成や能力開発、人材配置（人事異動）等の判断材料とすることを主眼としたSDの内容と連携させた人事評価制度の整備を予定している。現在、その第一段階として、各部署の所属長と職

員間のコミュニケーションをより活性化するための仕組みづくりを行っている。

10.1.1.5.大学運営を適かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

職員の資質向上のため、学内研修・学外研修に取り組んでいる。

対面及び Google Classroom を使用した SD を 7 回実施し、2025 年 3 月 21 日時点の受講率は教職員全体で 75% 超となっている。第 3 期認証評価においても、「『FD 及び教員 SD 等実施要項』において『1 年間を通じて最低 1 回以上』の参加のみを義務付けていたため、実施回を増すごとに受講率が減少し、テーマによっては参加者がいない。教職員が習得するべき知識とそのテーマを精査し、より多くの教職員の資質向上を図る SD 制度を構築することが望まれる」との指摘を受けている。

今後配信コンテンツについて更なる受講率向上を目指し、併せて教職員の意識改革につながる SD 研修を検討していく。

10.1.1.6.大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

(適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価)

本学における点検・評価は、「経営戦略会議や部長学科長会議などの諸会議」、「本学独自の内部質保証システム」、「内部監査」のように、3 つのフェーズで取り組んでいる。

経営戦略会議や部長学科長会議などについては、本学の経営戦略上の基本課題や適正な運営のために必要な事項を審議することが「会議運営規程」において規定されており、会議体そのもので大学運営の定期的な検証を行っていると言える。

内部質保証システムに関しては、内部質保証委員会を設置して自己点検評価推進体制（PDCA サイクル）を構築しており、教育研究組織（学部学科・研究科・研究所）および事務組織等のすべてが、3 ポリシーや各種方針及び事業計画等に沿って、自主的かつ自律的に点検・評価を行っている。

内部監査に関しては、内部監査室規程にもとづき、業務の適正な遂行および経営の合理化・効率化の観点から、点検・評価を行っている。

(監査プロセスの適切性)

本学では、監事、公認会計士、内部監査室が、それぞれ監査計画書を立案し、定期的に、又は必要に応じて、監査を実施している。

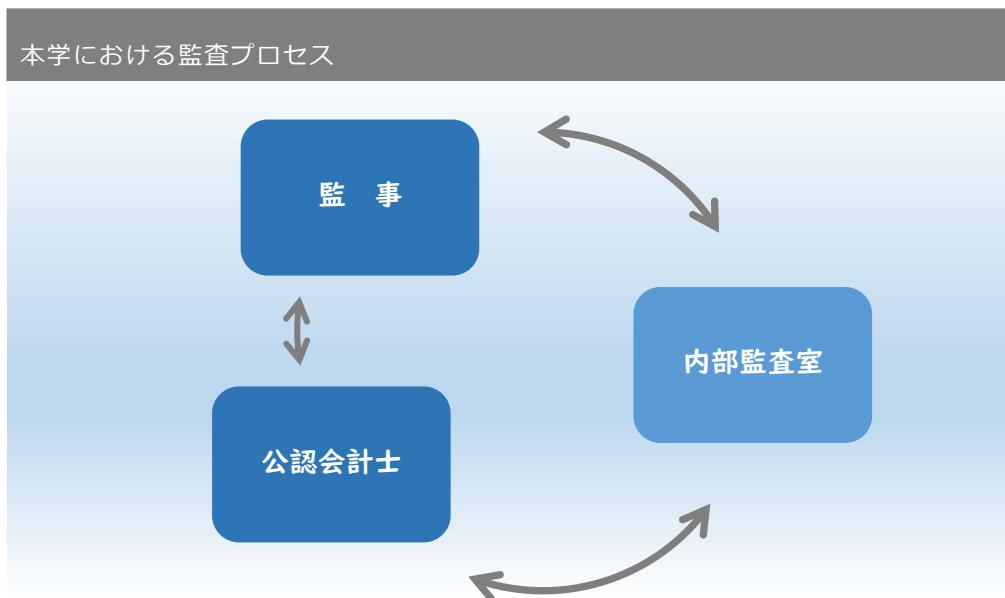
内部監査室では、「内部監査室規程」に基づき、学園における業務の遂行状況を監査し、内部統制を評価することにより、学園の社会的信頼性の保持と健全な運営を確保し、併せて監事および会計監査人の行う監査の円滑な遂行に寄与することを目的とし、業務監査及び会計監査を実施している。

上記監査を踏まえて、「私立学校振興助成法」に基づき公認会計士による監査が実施され、収支状況や財務状況について、点検・評価を行っている。

その後、監事により、「学校法人梅檀学園監事監査基準」及び「学校法人梅檀学園寄付行為」及び「ガバナンスコード」に基づき、法人業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を実施、報告書を作成のうえ、理事会及び評議員会に報告している。

このように、三者は連携し、監査機能の充実を図っている（図 10-1）。

図 10-1 「本学における監査プロセス」



(点検・評価結果に基づく改善・向上)

上記で述べた点検・評価により抽出された課題は、内部質保証委員会や部長学科長会議、経営戦略会議で報告され、共有される。その後、中長期事業計画及び事業計画、内部質保証における学科研究科や事務部門の目標に反映されることにより、大学および法人全体としての PDCA サイクルに基づき、改善・向上が図られている。

10.1.2 長所・特色

本学は、建学の精神や教育の理念に基づき、学長の意思決定の下、法人本部と大学事務とで組織を構築し、多様化する学園業務を運営している。その際、組織内の業務を財務部が十分に理解のうえ、予算原案の立案や予算執行の透明性を図っている。

10.1.3. 問題点

大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施について、「FD及び教員 SD等実施要項」において「1年間を通じて最低1回以上」の参加のみを

義務付けているため、実施回を増すごとに受講率が減少し、テーマによっては参加者がいない。教職員が習得するべき知識とそのテーマを精査し、より多くの教職員の資質向上を図るSD制度を構築する必要がある。

10.1.4.全体のまとめ

本学において、点検・評価により抽出された課題は、事業計画や学科研究科や事務部門の各年度の目標に反映され、PDCAサイクルを回しながら改善・向上されており、法人本部と大学事務による学園業務も、概ね適切に運営されていると考えている。

また、予算の立案や執行についても、財務部が組織内の各部署と折衝しながら管理し、理事会に報告している。

今後は部署・学部・学科ごとの視点に加え、全学的視点に立ち大学の10年後・20年後を担う教職員を育成しながら、大学運営に様々な人が関わることのできるような教職協働やジョブ・ローテーションをこれまで以上に進めていくことが求められる。

第2節 財務

10.2.1.現状の説明

10.2.1.1.教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

(大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定)

中長期事業計画に基づき財務計画を策定した。

(財務関係比率に関する指標または目標の設定)

教育研究活動を継続して遂行するには、経常収支差額がプラスである必要がある。

今後18歳人口の減少により主たる収入である学納金の増加が見込めない中、安定した教育研究活動を継続するためには、経費執行にあたり必要性について見直し、検討を都度行い、不要な支出の削減が求められる。

時代の流れに合うような経費の執行、並びに施設の老朽化への対応など計画的な経費の執行に向け内容を精査し、無駄を廃止して、2019年度の事業活動支出より2024年度までに5%削減することを長期的な目標としていたが、現状、昨年対比では経費削減ができているものの目標値は達成できない見込である。事業活動支出が増加している科目としては、「旅費交通費」「支払手数料」「委託費」「賃借費」となり、要因として学生に対する旅費助成の増額やエネルギーセンターの保守費やせんだんホスピタルの機器の入れ替え等が考えられる。

今後も徹底した予算管理、資金管理を行い、経費執行にあたっては必要性について見直し、隨時検討を行うことにより、施設の老朽化による多額な修繕費が見込まれるなかでも

経常収支差額のプラスを保ちながら計画的に資金を積み立て、150周年記念事業に備える。

10.2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するためには必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

(大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するためには必要な財務基盤（又は予算配分）)

大学の理念・建学の精神を命題とする教育研究活動・社会貢献活動を恒久的に支えるにあたり、確固たる財務基盤を形成し堅持していくことが求められている。

現在の財務状況を振り返ると、社会の期待に応えうる教育研究に継続的に取り組んできた結果、定員を満たす学生確保が実現し、ここ5年間の経常収支差額はプラスで推移している。しかしながら、今後は前述の修繕費の大幅な増加が見込まれる他、コロナ禍による不透明な部分や、同様にコロナ禍の影響により、大学関連組織であるせんだんホスピタルの病院収支赤字の悪化が懸念される為、経常収支差額がプラスで推移することについては予断を許さない状況である。減価償却の自己金融効果により金融資産の多少の増加があるても、それ自体が強固な財務基盤につながることは難しいと予想される。

経常収支差額の黒字を維持し、修繕工事の内容の精査による経費の節減、並びに修繕費以外の経費についても費用対効果を考えた経費の節減に努めるなど、引き続きより良い財務基盤の確立を目指して取り組んでいく。

(教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み)

大学を取り巻く環境等を見ると、収入面では全国的に少子化が顕著となり、18歳人口は過減の一途を辿り、近隣大学では仙台市内の郊外に分散していたキャンパスを、仙台市中心部への集約化を図るなど、学生確保において多大な影響のある課題が山積している。

また「私立大学等経常費補助金における不交付となる入学定員超過率」についても本学の規模（収容定員4,000人以上～8,000人未満）では1.2倍を超えない厳格な遵守が求められる。2024年度からはやむを得ず入学会の値上げを行ったものの、支出面では老朽化した施設の修繕工事に多額の支出が見込まれる他、本学がブランドとしているスポーツ文化への取り組みを継続・強化していくにあたり、所要の施設整備費・人件費・教育研究経費等の戦略的経費が必要と見込まれており、収入の環境における厳しさは変わらない。

このように教育研究経費の充実が求められる状況ではあるが、常に効率的な経費執行を意識して取り組むものである。

一方、負担となっている借入金の元利金返済額は年々過減している。この傾向が続けば、2026年には借入金完済となる見込みであり、負担は大きく軽減されると考えられる。

また第3期認証評価では前回の認証評価に引き続き「要積立額に対する金融資産の充足率」が低い水準であることを指摘されている。年々増加傾向はあるものの、今後も改善に向け具体的な数値目標を明示した中期財政計画を策定し、財政基盤の安定化に取り組む。

このような厳しい状況の下で、国家戦略である「地方創生総合戦略」において大学に求められている事項や大学改革を実現していくため、その根幹となる財政基盤を持続可能な強固なものにして行く必要があると強く認識している。

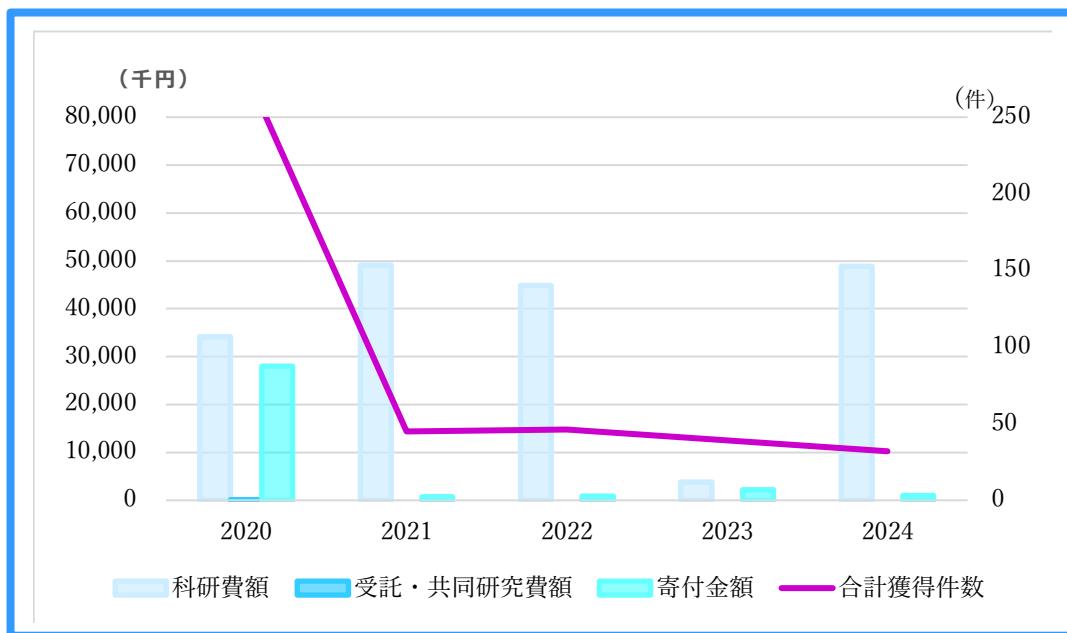
教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るために、前述の通り、社会に応えうる教育研究が学生確保の源泉であり、財務基盤を強固にしていく最大のものであることを認識し、その財務基盤がさらに教育研究活動の遂行を円滑にしていく両輪として絶え間なく駆動するよう、常に意識して取り組むものである。

(外部資金（科学研究費助成事業、寄付金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等)

外部資金の獲得状況については、2021年度より体制整備に着手している。具体的な取組みとして、従来の内部研究費を拡充し充実させることや、科学研究費助成事業の申請前チェック強化等により、獲得率の向上を目指していることがあげられる。

直近5年間の外部資金全体の金額や件数の獲得に係る推移は、下図10-2「本学における外部資金獲得状況（全体）」の通り毎年変動が見られる。

図10-2 本学における外部資金獲得状況（全体）



寄付金については学校法人本来の趣旨に立ち返り、教育研究の充実を広くアピールすると共に、特筆すべきニュース・記事については大学HPやメディアを活用し、幅広く募集している。2020年度は、コロナ禍により修学の継続が困難になった学生を支援するため、「コロナ関連学生支援寄付金」を整備して、教職員や同窓生などから幅広く寄付を募

り、244件の実績となった。また、2023年度からは150周年記念事業における寄付金を募っている。

資産運用については、2つの校地にて太陽光発電事業者に対し信託会社を通じた遊休土地信託を行って収益を図っている他、仙台駅東口キャンパスの教室・展示室をはじめとする各キャンパス教室において、空き時間に公開講座の開催を行う等、地域社会に貢献しつつ、固定資産の有効活用を強化していく。

一方、元本が保証されているものについても信用リスク、金利リスク等が存在するので、今後は、現存する仕組債以外の金融資産については普通預金に預けるに止め、資産運用は行わない方針である。

10.2.2.長所・特色

予算の決定や執行手続きにおいては、第1節でも述べたとおり、予算編成時の事業計画に対し決算時に事業報告を行うことにより検証が図られ、予算執行に伴う経営的な効果については、毎年理事会で報告しており、予算の決定や執行手続きにおける透明性・公平性が保たれている。

また経常収支差額がプラスであり続いていることが、最大の長所である。定員を確保し、魅力ある大学づくりのために上記に掲げるよう効率的な経費執行が肝要となる。

10.2.3.問題点

「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が高い水準で推移しており、「要積立額に対する金融資産の充足率」は連年増加しているものの、依然として低い水準にある。今後は、シミュレーションで示した数値目標の達成に向けた具体的な施策を中期財務計画に反映し、財務基盤の確立に向けて取り組む必要がある。

中期財務計画を作成するにあたり、期間中の資金収支予算書及び事業活動収支予算書を用いてシミュレーションを行っている。このシミュレーションにおいては、事業活動収入を抑制的に設定したうえでも経常収支差額をプラスとする目標を達成できる試算となっており、具体的な施策として入学金の改定による収入増加や人件費の削減等を図っている。今後は、これらの施策を中期財務計画に反映し、着実に取り組んでいく。

10.2.4.全体のまとめ

予算編成及び執行に当たっては、大学の適正な意思決定手続を経て、収入の内容、支出の項目についてコンプライアンスの遵守や大学の教育研究活動の充実に資するという視点より、内容の精査を行い、大まかな案を策定している。また、2025年度は第2期中期事業計画の開始年度である。各計画に加え、今後具現化するキャンパス整備計画や大学の資産と負債の見通しを踏まえながら財務計画も策定していく予定である。

それらの執行に当たっては、会計法令や学内の規則に沿った適切な手続が行われるよう、ルールや不正防止対策などの仕組みを定期的に検証していく必要がある。

終 章

これまで記載しているとおり、本学では、第2期認証評価結果において努力義務として提言された事項を解決し、「建学の精神」「大学の方針」を具現化するために、2019年度に「第1期中期事業計画（2020-2024）」を策定した。さらに、学園創立150周年である2025年を見据えた「TFU Vision 2025」を2020年度に策定するとともに、2021年度にはガバナンス改革や高等教育推進センター、キャンパス整備構想などに係る「TFU Vision 2025」を一部修正し、事業計画に反映させるなど、これら施策の検証と改善を繰り返しながら不断の改革を実行してきている。

昨年度本学が受審した公益財団法人大学基準協会における機関別認証評価（第3期認証評価）では「適合」を受け、大学としての質が担保されていることが証明された。また、第3期認証評価においては「内部質保証の実質化」が一層重視されてきたが、その中でも本学の内部質保証の取り組みが「長所」として評価されたことは、各部門が本学の理念・目的、教育目標および各種方針の実現に向け、教育、研究、社会貢献、大学経営を含む全ての諸活動において、改善・改革に努めてきた結果である。

しかし一方では正勧告3件、改善課題4件の指摘を受けており、これらを通じて本学が今後取り組むべき課題もより明らかになった。

よって今年度はこれらの結果も踏まえ、残された課題への対応や将来の本学の方向性を明記した「第2期中期事業計画（2025-2029）」を策定した。

本学は2025年度に学園創立150周年を迎える。第1期中期事業計画（2020-2024）の5年間は、150周年に向けての「ホップ」「ステップ」の時期であったが、本学は今150周年を起点とするいわゆる「ジャンプ」の時期に位置しており、極めて重要な5年間に突入していく。今後も社会に必要とされる魅力ある大学を目指し、教職員一丸となって、「教育・研究」「社会貢献」「学生支援」「大学運営」の向上に向けて取り組んでいきたい。

